

令和2年9月八峰町議会定例会会議録（第1日）

令和2年9月2日（水曜日）

議事日程第1号

令和2年9月2日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第52号 専決処分事項の報告について
(令和2年度八峰町一般会計補正予算（第3号）)
- 第5 議案第53号 八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第54号 八峰町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第55号 能代市山本郡養護老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数の減少及び能代市山本郡養護老人ホーム組合規約の一部変更について
- 第8 議案第56号 令和2年度八峰町一般会計補正予算（第4号）
- 第9 議案第57号 令和2年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第58号 令和2年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第59号 令和2年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第12 発議第8号 決算特別委員会の設置について
- 第13 決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第14 議案第60号 令和元年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第61号 令和元年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第62号 令和元年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

- 第17 議案第63号 令和元年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第64号 令和元年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 議案第65号 令和元年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 議案第66号 令和元年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 議案第67号 令和元年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 議案第68号 令和元年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 議案第69号 令和元年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第24 議案第70号 令和元年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 第25 陳情第4号 日米地位協定の抜本的な見直しを求める意見書の採択について
- 第26 陳情第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 第27 陳情第7号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める陳情について

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長 森田 新一郎	副町長 日沼 一之
教育長 川尻 茂樹	総務課長 和平 勇人

税務会計課長	今井利宏	企画財政課長	高杉泰治
福祉保健課長	堀江広智	教育次長	山本節雄
産業振興課長	成田拓也	農林振興課長	浅田善孝
建設課長	石嶋勝比古	農業委員会事務局長	工藤善美
生涯学習課長	山本望	学校給食センター所長	田村高夫
あきた白神体験センター所長	山内章	防災まちづくり室長	内山直光
新型コロナウイルス対策室長	石上義久		

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高 書 記 船山厚子

午前10時00分 開 会

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

これより令和2年9月八峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、8番菊地 薫君、9番笠原吉範君、10番芦崎達美君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めていますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。芹田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（芹田正嗣君） おはようございます。議会運営委員会委員長の芹田でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る8月27日、議会運営委員会を開催し、8月11日付けで議長から諮問のあった令和2年9月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議をいたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から11日までの10日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定をいたしました。

なお、本議会上程の陳情及び付託中の請願、陳情について、採択となった場合は意見書の提出や決議が必要となることから、意見書の提出の発議を議会最終日の日程に追加することに決定いたしましたので、ご報告いたします。

- 議長（門脇直樹君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本日から11日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から11日までの10日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

森田町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。森田町長。

- 町長（森田新一郎君） 皆さんおはようございます。

本日、令和2年9月8日八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙のところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、6月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、8月8日夜から9日昼前にかけての大雨について報告いたします。

8月8日午後4時、秋田地方気象台から8日夜から局地的に1時間に50mmの激しい雨が降るといふ気象情報が発表され、その後、雷を伴った断続的に非常に激しい雨が降り、土砂災害等の危険が高まったことから、午後10時に「八峰町災害対策連絡部」を設置し警戒にあたりました。9日午前3時23分には、大雨警報と土砂災害警戒情報が発表され、降り始めからの総雨量が75mmとなったことから、午前6時に職員による河川及び道路等のパトロールを実施しましたが、幸い被害は確認されませんでした。

「災害対策連絡部」については、雨が小康状態となり河川の水位が下がったことから、午前10時30分をもって廃止しております。

次に、「新型コロナウイルス感染症」について申し上げます。

世界においては現在も急速に感染が拡大中であり、8月30日現在、世界の感染者数は

2,500万人以上、死者数は84万人以上となっています。

我が国においては、4月に国の「緊急事態宣言」が発出され、マスクの着用や手洗いの励行をはじめ、不要不急の外出や県境をまたぐ移動や、いわゆる「3密」の可能性のある施設の営業などを自粛する取り組みにより、流行が収束に向かっているように感じておりました。しかしながら、5月25日に全ての都道府県の「緊急事態宣言」が解除され、また6月19日からは県境をまたぐ移動の自粛要請が全面解除となり、ヒトの動きが活発化してからは、1週間ごとに新たな感染者が2倍程度に増えていくという状況が続き、7月下旬からは毎日1,000人以上の方々の新たな感染が確認されるようになり、現在は少し落ち着いてきているように思えますが、それでも4月から5月にかけてのピークよりも多く、「第1波」よりもはるかに高い「第2波」が到来していると認識しています。

八峰町におきましては、国や県の動きを見据えながら、節目節目に「新型コロナウイルス対策本部」会議を開催し、町民への感染リスクをできるだけ少なくすることを第一に、マスクの着用や手洗いの励行、社会的距離や3密回避などをお願いするとともに、役場職員にも、役場職員関係者から町民の皆様へ感染させないという強い考え方に立って、首都圏等感染が拡大している地域との不要不急な往来自粛や移動届の提出、往来があった場合の1週間の自宅待機などを申し合わせております。特に、能代保健所管内で初めての感染者が確認された8月7日からは、「新型コロナウイルスが能代山本管内に存在する」という認識を持って、個人個人の感染予防対策のレベルを最大限に引き上げるよう求めたところであります。

また、8月21日、秋田県と県内25市町村とが新型コロナウイルスへの対応を協議する初めての会議が開催されました。私は、県と市町村が同じ方向を向いて感染防止対策を進めていくことが大切であると考えていましたので、大変良かったと思っています。町の対策本部会議において私から職員へその状況を報告しながら、これまで申し合わせた事項の徹底をお願いいたしました。

いずれにいたしましても、全国における新たな感染者の動向や県境をまたぐヒトの移動、経済活動とのバランスを図る取り組みなどを勘案すれば、感染者数がいまだゼロという八峰町であっても何が起きても不思議でない状況にあり、町民の皆様へ感染予防対策の徹底をお願いしながら、引き続き一人の感染者も出さないよう、全力で取り組んでまいります。

なお、こうした状況の変化を踏まえ、高齢者が多く集まる戦没者追悼式や敬老式、町民グランドゴルフ大会、9月以降の検診については中止することといたしました。

次に、「新型コロナウイルス感染症」の影響に対する経済対策について申し上げます。はじめに、特別定額給付金事業について申し上げます。

オンライン申請については5月9日から受付、また郵送による申請については5月12日に申請書類を発送しておりましたが、8月14日をもって申請受付を終了いたしました。

対象世帯数3,067世帯のうち、3,059世帯へ6億9,390万円を給付いたしました。残念ながら、8世帯、10人の方には給付することができませんでした。

次に、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業」について申し上げます。」

国では、新型コロナウイルス感染症への地方における様々な対応・取り組みを支援するため、地域の実情に応じて事業継続や雇用維持等への対応を後押しするとともに、「新しい生活様式」等への対応を図る観点から、第2次補正予算を追加計上いたしました。

本町においても、事業継続臨時交付金の追加補正を7月8日付けで専決処分させていただいたほか、今定例会に感染症防止対策や雇用維持対策、経済支援対策などの関連事業を提案しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、町営診療所の常勤医師の確保について申し上げます。

10月1日から、ジェイコー秋田病院前院長の石岡隆先生を八峰町営診療所の常勤医師として採用することとなりました。診療日は火曜日から金曜日の週4日間、診療時間は午前9時から12時、午後1時30分から5時15分、ただし火曜日と木曜日は、午後1時30分から2時30分まで埴川分院で診療となっています。

今後は、八峰町民の皆様の病気の相談や診察など、八峰町民の健康を守るため、大いに活躍していただくことを期待しているところであります。

なお、本定例会に関連予算及び条例改正案を提案しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、「地域公共交通」について申し上げます。

交通弱者にとって必要な地域公共交通を実現するため、地域内巡回バスを運行することとし、今年度中の試行運転を目指しております。

当初の計画では、例年4月下旬に開催している行政協力員会議において、高齢者を対象としたアンケート調査の配布及び回収をお願いし、また、関係機関との協議を重ねな

がら進める予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催することができず、7月15日に開催しました行政協力員会議において、配布及び回収のご協力をお願いいたしました。

また、8月27日に開催した「八峰町地域公共交通会議」において、昨年度、庁内にワーキンググループを設置して検討した新しい地域公共交通システムのたたき台を情報提供したところ、新しいシステムについては、この地域公共交通会議で検討すべきということになり、私としては、国の機関の秋田運輸支局や能代河川国道事務所をはじめ、山本地域振興局、能代警察署、住民及び利用者代表、さらには利害調整を図る必要があるバス事業者などで構成するこの会議において、実現に向けての課題や問題に対するご意見をいただけることは願ってもないことであり、大変良かったと思っています。

当初のスケジュールからは遅れておりますが、今年度中に試行運転できるよう、今定例会に関連予算を提案しておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

なお、アンケートの結果につきましては、まとまり次第お知らせいたします。

次に、中浜地区中心地整備事業アンケートについて申し上げます。

7月22日現在で対象とした20歳から40歳の住民899名のうち、8月25日現在で48.6%に当たる437名から回答をいただきました。集計結果の詳細は後日ご報告いたしますが、「津波の浸水が想定されるような地域には住みたくない」と答えた方が253名、57.9%、「津波の浸水が想定されるような地域であっても、避難対策がとられていれば住んでもいい」と答えた方が117名、26.8%となっています。地区別に見ますと、峰浜地区では、「住みたくない」と答えた方が159名、67.7%、「住んでもいい」と答えた方が38名、16.2%となっており、八森地区では、「住みたくない」と答えた方が94名、46.5%、「住んでもいい」と答えた方が79名、39.1%となっています。

今回のアンケート調査は、津波リスクに対する若者たちの意識を知りたいということで実施しましたが、中浜地区中心地整備事業については、もう少し熟慮したいと考えております。

次に、日本郵便株式会社との包括連携協定締結について申し上げます。

8月28日、日本郵便株式会社との包括連携協定締結式を行いました。この協定は、町と日本郵便株式会社とが、それぞれの人的・物的資源を有効に活用し、住民サービスの向上や地域活性化に資することを目的に締結したものであります。具体的には、災害発生時における緊急車両の提供や被災情報などの相互提供、郵便局ネットワークを活用し

た広報活動に加え、高齢者や子ども等の見守り活動、道路損傷や不法投棄の情報提供などであります。

日本郵便株式会社とは、これまでも災害時の円滑な対応のための相互協力を行っているほか、証明書類等のワンストップサービスを通じて地域住民の利便性向上にもご協力いただいております。今回の協定締結を機に、より一層の連携強化が図られ、様々な分野の住民サービスの向上に繋がっていくものと期待しています。

次に、八森地区海岸一斉清掃について申し上げます。

7月18日、八森地区海岸の一斉清掃を実施いたしました。早朝からの作業にもかかわらず、全体で391名の町民の方々からご協力いただきました。

集められたごみは、プラスチック類・発泡スチロールなどの可燃ごみが500袋で約2,990kg、缶類などの不燃ごみが230袋で約150kg、その他、粗大ごみや家電など4t車1台分のごみが拾い集められました。ごみの多くは漁具などの漂着物ですが、中にはタイヤなど不法投棄されたものもありました。引き続きモラルの向上や不法投棄防止の啓蒙に努めてまいります。

次に、観光イベント等について申し上げます。

今年の夏の観光イベントについては、新型コロナウイルス感染症の影響で、例年行われていた「あわびの里づくりまつり」をはじめ、「白爆神社のみこしの滝浴び」、「石川駒踊り」、「ポンポコ山音楽祭」などが中止され、これまでにない寂しい夏となりました。

こうした中、中止を決定していた「雄島花火大会」が8月14日にサプライズ実施され、地域に元気を届けてくれました。開催にご尽力されました「中浜ひとつ森会」の皆様にご感謝申し上げます。

また、毎年恒例の滝の間海岸・岩館海岸海開きは、7月10日、岩館海浜プールにて安全祈願祭が行われ、夏の観光シーズン中の無事故と多くの海水浴客でにぎわうことを関係者とともに祈願しました。

今年は、新型コロナウイルス感染対策を呼びかける看板を岩館海浜プールに設置したほか、感染リスクを考慮して温水シャワーを使用中止といたしました。シーズン中に大きな事故がなく終えることができたのも、警察や消防、交通指導隊、防犯関係者など、多くの関係者のご尽力のおかげと深く感謝申し上げます。

また、海浜プールをはじめ、海岸の清掃ボランティアにご協力をいただいた皆様にも

厚くお礼申し上げます。

御所の台オートキャンプ場の利用者数は、7月は前年に比べ1割程度の増加となりましたが、8月は、週末の天候が芳しくなかったことや新型コロナウイルス感染症の影響などから、前年比で半減という結果となりました。今後、宿泊助成等各種キャンペーンを行いながら、自然豊かな八峰町の魅力を情報発信し、誘客促進に努めてまいります。

次に、「プレミアム付商品券発行事業」について申し上げます。

通算で13回目となる今回は、プレミアム率は昨年同様の20%とし、額面6,000円の商品券を1冊5,000円で1万セット販売しております。購入限度額は、1人6冊までの3万円とし、昨年につき、子育て世帯については、通常購入限度額に加えて、1世帯当たり3万円まで追加購入できる優遇措置を実施しており、大変好評を得ております。

販売開始から8月18日までで、商品券は8,144冊販売され、消化率は81%となっており、昨年同期と比べて、冊数で2,569冊、消化率で25.7%の増加となっています。また、予約分を含めた消化率は95%を超えており、これまでにない好調な売れ行きとなっておりますが、事業主体である白神八峰商工会とともに、早期完売に努めてまいります。

次に、農林業関係について申し上げます。

今年の水稲の作柄概況についてですが、東北農政局秋田県拠点は、8月15日現在の作柄概況を8月28日に発表しました。秋田県は昨年につき「やや良」となり、地域別でも県北・中央・県南全てで「やや良」と見込まれております。

今年の生育状況は、田植え以降おおむね天候に恵まれ、初期生育が良好であったこと等から穂数はやや多く、1穂当たりもみ数はやや少ないものの、全もみ数はやや多いと見込まれております。また、登熟は、出穂後の気温が平年を上回って経過し、順調に推移していることから、「平年並み」と見込まれております。

今年、冬があまりにも暖冬であったことから、田植えなど春作業時期の水不足を大変心配しておりましたが、耕起や代掻きなどが若干遅れ気味だった以外は順調に進み、その後も比較的天候に恵まれたことから順調に生育してきたところであり、このまま無事に収穫期を迎えられるよう願っているところであります。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

はじめに、峰浜地区統合子ども園建設工事の状況について申し上げます。

園舎工事については、6月25日に完成検査を行い、26日に引き渡しを受けております。外構工事については、6月10日から着工し、9月18日までの工期で実施しており、8月

末時点の進捗率は90%となっています。

また、10月からの開園に当たり、10月3日に峰浜ポンポコ子ども園落成式を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、スポーツイベントについて報告いたします。

7月26日と8月2日に「第15回八峰町民野球大会」を開催いたしました。大会実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症予防のガイドラインを作成し、ソーシャルディスタンスの確保や用具の消毒の徹底などを各チームに周知したほか、開会式や始球式、ホームラン競争の実施を見送るなど、規模を縮小して開催いたしました。

大会には、例年よりも若干少ない15チームの参加申し込みがありました。決勝戦は沼田マリーンズとプリンス目名潟の試合となり、昨年の王者、プリンス目名潟に対し、平成29年以来の優勝を狙う沼田マリーンズは連戦の疲れを感じさせない五角の戦いを繰り広げましたが、攻守に勝るプリンス目名潟が5対2で勝利し、見事三連覇を成し遂げました。

両日とも、厳しい暑さにもかかわらず、本大会の運営にご協力いただきました八峰町野球連盟や審判部の皆様に心から御礼を申し上げます

次に、スポーツ少年団活動について報告いたします。

7月に開催された「第40回全日本学童軟式野球秋田県大会山本郡予選大会」において、八森ブルーウェーブが予選3試合を全てコールドゲームで勝利し、10月3日より長沼球場などを会場に開催される全県大会への出場を決めました。

また、8月に開催された「第35回学童新人野球大会山本郡予選」において、峰浜スピリッツが予選2試合を逆転で制して見事優勝を飾り、9月12日より横手市で開催される全県大会への出場を決めました。

このコロナ禍において、地域に元気と希望を与えてくれた両チームの選手の皆さんに感謝を申し上げますとともに、全県大会においても、郡予選大会で見せた堅守と猛打を発揮し、さらに活躍されますよう期待しております。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第52号「専決処分事項の報告について」は、令和2年度八峰町一般会計補正予算(第3号)の専決処分報告で、既定額に1,004万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を70億2,276万2,000円とするものであり、内容は、事業継続臨時交付金の申請者数が見込みを上回ったことによる追加補正であります。

議案第53号「八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、町営診療所に常勤医師を採用するに当たり、合意した報酬月額を支給するため、条例改正するものであります。

議案第54号「八峰町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、普通財産を定住移住対策等の地域活性化事業に活用できるよう、条例改正するものであります。

議案第55号「能代市山本郡養護老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数の減少及び能代市山本郡養護老人ホーム組合規約の一部変更について」は、能代市及び藤里町が令和3年3月31日をもって能代市山本郡養護老人ホーム組合を脱退することに伴い、当該組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び当該組合規約の変更に関する関係地方公共団体との協議について、議会の議決を求めるものであります。

議案第56号「令和2年度八峰町一般会計補正予算(第4号)」は、4億5,100万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を74億7,376万9,000円とするもので、主な歳出は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業による感染拡大防止対策、経済支援対策及び強靱化対策に係る経費の追加であります。

議案第57号「令和2年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)」は、6,924万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を13億5,289万2,000円とするもので、過年度精算による償還金や一般会計繰出金などの追加であります。

議案第58号「令和2年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)」は、59万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を429万1,000円とするもので、一般会計繰出金の追加であります。

議案第59号「令和2年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第2号)」は、588万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8,056万1,000円とするもので、歳出の主なものは、常勤医師の採用による人件費の組み替えのほか、新型コロナウイルス感染症対策費の追加であります。

議案第60号「令和元年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について」は、令和元年度一般会計決算を認定していただくものであります。

議案第61号から議案第70号までの各案件は、令和元年度各特別会計決算を認定していただくものであります。

報告第3号は、令和元年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報

告であります。

報告第4号は、令和元年度簡易水道事業特別会計における継続費の精算報告であります。

報告第5号は、令和元年度公共下水道事業特別会計における継続費の精算報告であります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は19議案で、報告件数は3件であります。

詳細については各議案の提案の際に説明させますので、よろしくご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門脇直樹君） 日程第4、議案第52号、専決処分事項の報告について（令和2年度八峰町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第52号についてご説明いたします。

議案第52号、専決処分事項の報告についてであります。地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度八峰町一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

令和2年9月2日提出

八峰町長 森田 新一郎

次のページをお開きください。

専決処分第6号

専決処分書でございます。

令和2年度八峰町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条において、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,004万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億2,276万2,000円とするものでございます。

歳入歳出の補正理由について、事項別明細書6ページ以降をご覧くださいながら、歳入歳出の順にご説明いたします。

6・7ページをお願いします。

まず歳入ですが、19款繰越金1項繰越金1目繰越金につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の町の経済支援対策事業として6月補正予算に計上しました事業継続臨時交付金の申請者数が当初見込みより多く、予算が不足する状況でありましたことから追加計上する事業費分を財源化するもので、1,004万2,000円を増額補正するも

のでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

8・9ページをお願いします。

7款商工費1項商工費2目商工振興費につきましては、先ほど歳入でもご説明いたしました事業継続臨時交付金に係る事業でございます。

11節役務費につきましては、振込通知書等に送付する際の郵送代、そして交付金を振り込む際の口座振込手数料など給付に係る事務費を計上しております。

18節負担金補助及び交付金につきましては、1,000万円を計上いたしており、事業費全体としまして1,004万2,000円の追加補正でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第52号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番山本優人君。

○2番（山本優人君） この交付金については非常にありがたい話だなと思っていますけれども、町内の事業所の数とですね、今回申請したその事業所の交付金を受けた事業所の数、その点分かったら報告してください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） ただいまの山本議員のご質問にお答えします。

20%以上の影響があったという所が185件、15%から20%未満の影響ということで給付を受けた方8件、合計193件ございました。

（「全体の事業所の数」と呼ぶ者あり）

○副町長（日沼一之君） ああ、事業所数全体ね。

○2番（山本優人君） 事業所の数が分がんね。

○副町長（日沼一之君） 全部調査したわけでないですけども、見込みとしては最初150件分を想定しました。多いです。だから2回目給付が非常に申請者数が多かったので、さらに1,000万円、50件分追加してこの補正を組んだわけです。だからトータルで事業数いくらというのは、まず今詳しくは産業課長の方にお答えできるかもしれませんが、今全体の事業所数といくらというのは、見込みで見えていますので、しっかりした数は今私の方には持ってません。あくまでも実績だけの数でございます。

○議長（門脇直樹君） 成田産業振興課長、後で全体数を山本議員に報告してください。今資料持ってねえ。

ほかに質疑ありませんか。4番 腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） 今回支給受けた中身ですけれども、業種別に分かっておりましてから教えていただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの4番議員の質問に対し、答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） ただいまの腰山議員のご質問にお答えします。

業種別支給の中身でございますが、後でまず資料の方も出したいと思いますが、一番多かったのが建設・建築、これが35件、それから2番目が漁業33件、3番目がサービス業31件、産直の関係が23件、飲食業が16件、まあ等々で193件と、こういう実績です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第53号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 議案第53号を説明いたします。

議案第53号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年9月2日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。新たに常勤医師を任命するに当たって、一般職医師の給料表の改定が

必要となるため、提案するものでございます。

次のページをご覧ください。

条例の改正文でございます。

改正内容につきましては、医師給料表に2級101号俸、月額125万円を追加するものでございます。

条例改正の経緯等につきましては、総務課提出議案説明資料をご覧くださいながら説明させていただきます。

1、報酬決定の経緯について説明いたします。

このたび、町営診療所の常勤医師として前ジェイコー秋田病院前院長の石岡隆先生を採用することとなりました。先生と勤務条件等について交渉した結果、週4日のパートタイム勤務を希望されました。これまで町がホームページ上で募集してきた一般職医師の給与提示額は年額1,800万円でしたので、フルタイム勤務の日数で割り落とし、年額を1,440万円とすることで合意いたしました。

2、報酬月額について説明いたします。

会計年度任用職員である医師の報酬月額は、八峰町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において、一般職医師の給与表に準拠して定めることとしております。ただしこれには例外があり、資料の箱書きのとおり、条例第30条において、職務の特殊性を考慮し、町長が特に必要と認める場合には別途報酬月額を定めることができるとしてあります。また、その具体的運用につきましては、条例施行規則第27条において、高度の専門的な知識経験を有する者又は優れた識見を有する者及び語学指導等を行うために採用された者に適用されるものとされており、石岡先生は高度の専門的な知識経験を有する者に該当すると考えております。

同条第1項第2号及び第3号では、報酬月額を別途定める場合において、一般職医師の給与表に定める給料月額を超えない範囲で定めることが規定されております。石岡先生と合意にした報酬年額1,440万円を支給するための報酬月額を算定しますと、資料2ページに記載の算定式から100万円となります。

3、条例改正の要否の判定について説明いたします。

先ほどの算定式により、石岡先生の報酬月額は100万円となりますが、2の項で説明しましたとおり、この金額が一般職医師の給与表に定める給料月額を超えない範囲であるか判定する必要があります。石岡先生の報酬月額100万円は、週4日勤務として算定した

ものですので、フルタイム勤務の一般職医師の給与と比較するためには勤務日数で換算する必要があります。その結果は、資料記載のとおり125万円となり、現在の医師給与表の最高額2級105号俸、105万7,800円を上回っておりますので、給与表の改正が必要となります。

これが条例改正の経緯でございます。

なお、石岡先生の報酬月額については、町との合意に基づき、現行の給与表を超える額を定めるものであり、人事院勧告による給与表改定の影響を受けないため、報酬の引き上げは考えておりません。

以上、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第53号について質疑を行います。質疑ありませんか。

11番皆川鉄也君。

○11番(皆川鉄也君) 何度も「合意した」という言葉が出てまいりますけれども、石岡先生と協議しながらこの額については決定したということで解釈してよろしいでしょうか。

○議長(門脇直樹君) ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長(森田新一郎君) 報酬だけでなく、様々な診療所にも来ていただいて、いろんな部分を見ていただいて、こういう部分が欲しいということも含めて相談して協議して合意したものであります。

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番(皆川鉄也君) 前にも申し上げたと思うんですが、まあしばらくぶりの常勤の先生でありますから、やはり合意した内容をですね、まあ決してこう裏切らないような、そういう条件をですね是非満たしてやって、いくらかでも長く続けてもらえれば町民の皆さんも安心するのかなというぐあいに思いますし、今、コロナの方でいろんな健診等が中止になるというような話も聞いておりますので、先生の業務もきっと多忙になるんじゃないかなということも予想されますので、是非いろんな面を考慮しながらですね、この後長く継続して勤務していただけるようなそういう条件を是非作り上げていただければというぐあいに強く思いますので、この先もですねよろしくひとつお願いをしたいなというぐあいに思いますので、もし町長に何か考えありましたらよろしく願います。

○議長(門脇直樹君) 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私も全く同じ考えで、長く、できるだけ長く勤めていただいて、八峰町民の皆さんの健康を守っていただきたいと。で、その部分については、彼とはもう何十年來のお付き合いですので、いろんな問題についてお互いフランクに話し合える関係でありますから、今、皆川議員が言われた部分も含めながら、話し合いながら、よりよい診療所環境づくりに向けて頑張っていきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 秋元先生が常勤になった時の報酬が、これ1,800万円だったということなんですか。それをこうパート勤務ということで、これを時間割、月割ということでこの金額が出たのか、ちょっと私、最初の所ちょっとあまりよく分かりませんでしたので。それで、これは契約、何年契約っていう契約を結んでるんでしょうか。その辺の所と、前、秋元先生と何かこう、当局とあまりこう交流がなかったというか、役場にもあまり足をこう運んでいただけなかったとか、こういろいろありますので、診療以外にもいろんなその保健の指導とかそういうふうなものにもこう携わっていただけるのかどうか、その辺の所をちょっと伺いたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

報酬年額の設定につきましては、前任の秋元先生を参考にしたというようなことはちょっと伺っておりません。あくまでも、常勤医師がいなくなってから町のホームページ上で医師募集ということで提示した額が年額1,800万円ということで、これを基準に額を算定したということでございます。

それから、契約等につきましては、先ほど説明で申し上げたとおり、石岡先生とは会計年度任用職員という雇用形態になっておりますので、1年ごとの契約に、契約という雇用形態になります。

○議長（門脇直樹君） あと課長、保健指導とかそういうこともやってけるったがと。

○総務課長（和平勇人君） それから、保健に関してですが、まあ町の保健事業との連携などについては、これから担当、福祉保健課等と協議されることになるかと思いますが、町の方では町の産業医なども併せてお願いすることにしておりまして、職員の健康管理含めて幅広くお願いしたいというふうに考えております。

○議長（門脇直樹君） 堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） ただいまの質問ですが、今後ですねその中身については打ち合わせ、診療所の事務局とも相談しながら詳しいことは詰めていきますけども、まず健診等もですね、まず朝からの常勤ということになりますので、そちらの方も健診何人か、1日何人かできるような体制を作っていくたいということは話されていますが、まだ詰めてはおりませんが、そのように進めていきたいと思っております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。11時5分より再開いたします。

午前10時57分 休 憩

.....
午前11時05分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

日程第6、議案第54号、八峰町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 議案第54号を説明いたします。

八峰町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年9月2日提出

提案理由です。普通財産を譲与又は無償貸付できる用途に定住移住対策等を追加することで、地域の活性化に資するため条例改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

条例の改正文でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表をご覧くださいながら説明させていただきます。

新旧対照表の右側、「新」の欄をご覧ください。

条例第3条は、普通財産の譲与又は減額譲渡について、第4条は、無償貸付又は減額貸付について規定しておりますが、今回の一部改正では、これら普通財産の譲渡又は貸付ができる対象に、定住移住対策や産業振興対策等の地域活性化事業を行うもの及び町の宅地分譲事業等を利用し当該場所に住宅を新築したものを加えるものでございます。

新旧対照表では、第3条第1項第5号及び第4条第1項第3号が地域活性化事業等について、第3条第1項第6号及び第4条第1項第4号が宅地分譲事業等について追加する条項でございます。

定住移住対策及び仕事づくりのための産業振興は、第2期八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる重点施策であり、これらの施策を積極的に展開するため、民間の事業者が実施する事業でも事業内容が施策の目的に合致する場合は、町が所有する普通財産を活用していただけるようにするものでございます。

なお、事業者につきましては、個人事業主、民間企業、NPO法人を含む各種法人などを想定しております。

また、宅地分譲事業につきましては、現在計画はありませんが、さらなる定住移住対策の推進のため、今後新たに計画することも想定されることから、今回の一部改正に含めたものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第54号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番(見上政子さん) ちょっと何点かお尋ねしたいんですけども、結局この中身というのは、まあ定住移住対策として産業振興と、それから地域活性化に伴った、ものに対して譲与、譲渡するということですけども、これのその地域、事業の場合、地域振興の名のもとに、地域振興といえは全てが地域振興に繋がるんでしょうけれども、まあ

普通財産は利用しない土地とかそういうものですか、土地が主ですか、そういう、山林もですね、山林とかそういうものも入るんですか、まあそういう使っていないもの、まあどのくらい町にそういうのがあるのかなのか。で、事業、地域振興の名のもとにいろんな事業者がこう来ると思うんですけども、例えば騒音とか、それから建物が大きすぎるとか、地域住民に、まあ地域振興の名のもとだったらそれが許されるのかなのかあれですけども、いろんな意味でそれを無償で事業者に貸し付ける、与えるということが、何の縛りも、これ規則も何もないんですよ、これ条例だけですよ。これを与えるに当たって、例えば騒音とか住民に害を与えるものとか、そういうふうなものが何にもなくてこれ地域振興の名のもとに与えるのか。今、大変問題になってる風力発電、それから太陽光パネル、そういうものも地域振興の名のもとに町でもっている土地を事業者に無料譲渡するのか。そこら辺の縛りも何もなく、私はちょっとどうかなと思うんですけども、その辺の説明を。

それから、当該場所に住宅を建築した場合ですけども、これはあれですか、移住しなくともそこに新築する場合とかそういうのも、あくまでも移住してきた人に対するあれですか。まあ家が古くなって、土地もないし、そこに新築したいんだけど、ということも含まれるのかなのか。これ規則か何か必要なんでないですか、町長いかがお考えですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えをいたします。

説明の際に触れておりませんでした。この条例改正に合わせまして八峰町の普通財産処分事務取扱要綱を制定する計画、予定と、計画というか予定にしております、はい。ですので、実際にはこういった取扱要綱に合わせまして目的などを審査いたしまして決定するということになると思います。

それから、2つ目のご質問の住宅ですが、宅地の分譲等については、今例えば個人でお宅、住宅をお持ちの方で、例えばそこが借地だと。それで例えば次その借地を借りることができなくて家が建てられないというような方は、個人としては該当になるかも、一見該当になると思われそうですが、町が、今言ったとおり町が行う事業で宅地を分譲しましょうと、若しくは一戸分の土地を開発して処分しましょうという計画があった場合に、その時に申し込まれた方であれば、それは例えば個人の方、町内に住んでる方がそういっ

た事情で新たに土地を求めたいというような場合は、当然対象になるものですし、移住者に限った話ではないと考えております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） その要綱を見ないとちょっとこれは賛成できませんね。どういうものか提示してもらわないと、どういう縛りがあって、どういう規制があるのかっていうことがないと、ただ無償でこれを譲渡しますと言われても、これは本当に不安です。

それから、個人にこれを借地、土地を借りてる所の人が新しく土地を求める場合、これ無償っていうことはできるんですか、個人にこういうことが。これはちょっとやっぱり私は疑問であります。

○議長（門脇直樹君） どこに無償って書いてら。無償貸付か。

当局の答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

理論的に個人に無償で土地を譲与、ああ、無償で譲渡することが、譲与することが可能かということでございますが、結論から申し上げますと条例で制定すれば可能ということで、今回このような条文を制定するものでございます。あくまでも定住移住対策ということで、土地の取得費用などを、ネックになるものを排除してたくさんの方に定住を進めていただけるような施策をとる場合、こういったことも必要ではないかということで可能性ということで制定するものでございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） ちょっと無償っていうことがそんな簡単にできるのかなって。

例えばの例として、町の住宅に入ってる若い人がこれからそこを出て家を建てたいんだけどもっていうんだったら分かりますよ。それをいろいろ要綱か何かあるのかどうなのか分かりませんが、住宅を建てようとする人がこれから住宅から出て、それで家を建てて、そういう条件の人は無償でこれを、私たちもちょっと視察してきましたけれども、何かそういうの何もなくて、今まで土地借りてる人が新しく家を建てるんだったらっていうふうな、これ条例に基づいてって言われても、ちょっとこれは大雑把すぎるのではないですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） この条例改正については、町が所有している、例えば今までも一般質問の議論の中でいろいろと意見交換した部分もあるんですが、町が所有してる建

物、例えば廃校になった小・中学校とかそういう部分をそのままにしておくとなかなか借り手も来ないし、それと、実際にその使用料がネックとなって実際壊れたりするケースもありますので、そういう部分で、産業振興分野で使える、そういう使いやすくするというのがまず一つと、それから若い大人を増やしたいというふうな基本方針掲げて頑張ってますので、そこの部分にも町の普通財産、いわゆる町の土地ですね、山林とかそういう部分じゃなくて土地、そういう部分をそういう若い人方の移住定住に使えるようにしたい、使いやすいようにしたいというのがこの条例改正の趣旨であります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 移住定住、それから産業振興のためにこの条例を作るというのは分かります。分かりますが、今見上さん言ったように要綱を我々に説明をしてですね、そしてこの条例を提案する、これは普通のことですよ。条例を出して判子押してください。要綱は後で考えます。これじゃ駄目でしょう。これはやっぱり全協とかでね、しっかり我々に説明して、そしてこういう提案をする。趣旨は分かりますよ、今町長が説明したように。でも、これを上程するそのやり方がですね、ちょっと腑に落ちない。課長、駄目ですよ、これじゃあ。

○議長（門脇直樹君） ただいまの5番議員の質問に対し、答弁を求めます。町長答弁いい、町長。

休憩。

○町長（森田新一郎君） 休憩してけれ。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午前11時20分 休 憩

.....
午前11時26分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

今、要綱はコピーして皆さんに配付しますので、その前に町長から説明をいただきたいと思います。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 大変不手際な進行で、大変申し訳なく思います。

今、この条例改正に合わせて要綱の改正も進めて、その案できてますので、その部分を皆さんに紙ベースで、申し訳ないんですが紙ベースで配付して説明させていただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） それ来ねえうちどうもなんねえな。

しばし休憩。

午前 11 時 27 分 休 憩

.....
午前 11 時 33 分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

和平総務課長から、かいつまんで説明をいただきたいと思います。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） それでは、ただいまお配りしました八峰町普通財産処分事務取扱要綱の案についてご説明いたします。

まず趣旨でございますが、第1条に記載のとおり、この八峰町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に必要な事項ということで定めるものでございます。

まず適用範囲と、第3条の適用範囲としまして、この各号に認められるものに限り普通財産の処分を行うことができるとしておりまして、社会的・経済的諸条件を総合的に勘案し、当該普通財産を将来行政目的の手段として保有しておく必要がないと認められるもの。要するに、将来にわたって行政財産として使う予定も必要性も認められないというものということでございます。

2号としまして、当該普通財産を保有し、かつ運用することが公益上・財政上不要又は適当でないと認められるものと。これは処分した方が有益である場合という意味でございます。

この取扱要綱の中では、これまで普通財産の貸付を受けているものに、引き続き受けているものに売り払うような場合も想定しておりますし、また、土地利用そのものが、先ほど申し上げた第3条第2号の具体的な事例について、この第4条のところで取り上げております。ということで、処分に当たっては、この土地の有効性や将来にわたる有益性などを考慮して処分すべき土地かを決定するというようになっております。

また、条例の改正案のところでご説明漏れておりましたが、公用または公共用にする公共財産の用途を廃止した場合においてということですので、こういった条件を付しておりますので、もともと普通財産の例えば先ほど見上議員ご指摘になりました山林とかこういったものは対象にはならないものと解釈しております。あくまでも先ほど町長からも説明ありました、公有財産で遊休の施設や土地建物、こういったものを有効に活用する場合ということで想定をした条文でございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

- 議長（門脇直樹君） 森田町長、例えば須藤議員がさっき言ったようにね、無償譲渡してもらって、それを転売、そういう可能性もあるために……そういう条文ある。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

- 議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午前 11 時 38 分 休 憩

.....

午前 11 時 41 分 再 開

- 議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

- 7番（見上政子さん） この要綱の中にずっと書かれてるのは、普通財産、普通財産について、処分、それから入札とかって書かれてますけども、行政財産の、町で管理する建物の行政財産については入ってないわけですね。あくまでも普通財産について、土地について、まあ価格よりもそれが高ければ入札するとか、そういうふうなことなんですか。で、事業、当該事業者ですので、いろんな事業者が来ると、地域活性化のための事業者がいろいろ来ると思うんですけども、具体的には町民の皆さんに害を与えるとかそういうこともあり得るので、そういうふうなことは全然書かれてないですよ。これの基準、決める基準っていうのは、何かあってからではちょっとやっぱり私方何話したのかっていうことと言われると思いますので、普通財産、土地を事業者に譲渡した場合に、ちょっと具体的なその、ここには暴力団、集团的、資格として常習的な暴力行為のあるもの、構成員とか滞納してる者とか、町長が不適当なものと認める者、この不適当なものと認めるところっていうのは大変あれなんですけれども、そこら辺、町長はどういうふうに判断するんですか。

- 議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

- 町長（森田新一郎君） 今、見上議員が心配されるようなことは当然あってはならないことですので、先ほどもちょっと説明しましたけれども、今、大本の条例で産業振興とか移住定住の部分については、無償譲渡とかそういう部分には該当してないんです。その部分を今条例改正をして、個別に例えば企業誘致で埴川小学校使いたいといった場合については、その埴川小学校は普通財産ですので、行政財産はこれ無理です。役場庁舎とかは今行政用で使っている所なんで、例えば今の新しくできる子ども園とか、

それから八峰中学校とか、それを誰かに貸すっていうことはそれは不可能なので、行政財産は貸せないの、普通財産だから貸すことできるんですが、そこで埴川小学校とか岩館小学校とかいろいろ空いてる施設もあるわけです。それから空いてる土地もあるわけです。その部分を例えば企業誘致で来た人に無償でやりますよっていうふうな形で、こう営業活動もできるわけです。そうすると、そこ来る時はまた別途条例制定して、こういう企業が来るので条例、無償にしていっていいですかっていう条例を制定してやりますので、今言った形で誰でもかれでも来て、悪い業者、悪い業者っておかしいですか、悪影響を及ぼすような業者が来て、その部分も無料で貸してもらえらるかってそういうわけではないので、その辺はちゃんと審査会開いたりしてやるつもりであります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 普通財産っていうのは、私ちょっと昨日インターネットでにわかには調べてあまりちょっと分からないんですけれども、じゃあ行政財産が不要になって使われなくなったものが普通財産になるわけですか。普通財産になる。まあ普通財産っていうのは、あくまでも土地とかそういうものだけだと思ったんですけれども、行政財産で不要になったもの、普通財産として今いっぱいあるんですけれども、それらのものについて、入札なるんですか、入札とかそういう感じになるんですか、じゃあ。無償じゃなくて、その入札で譲渡するっていうふうなそういうことになるんですか。その内容として、町長が適当と認めたものについては、やはり住民が、その住民の人たちが反感を持たれないようなそういうことに努めてもらわなくちゃいけないと思うんですけれども、その辺は大丈夫なんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 例えば埴川小学校、これは行政財産でした。学校やってる間は。そして今廃校になって、まあ統合して使われなくなったので、それを国の方に手続きして普通財産にしました。今は貸す状態であるし、売ることもできます。そこに例えば公序良俗に反するような、まあそういうこう接待を伴うような事業所が来るとかいった場合については、当然地域住民には納得してもらえない話ですから、そういうことはまずあり得ない話です。だからその部分については、どういう事業をするか、どういう事業が来るかの部分については、当然事前に議会の方にもご相談いたしますし、それでそこを無償譲渡するとか無償貸付するとなれば、もういわゆる逆にいけば条例、企業の部分に対する条例を作ってそれでやるようなそういう流れになりますから、今、見上議

員言われたような心配はないと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） じゃあ確認します。そういう行政財産が普通財産になった時に、そこに入る企業、事業者がどういうのが入るかっていう時は、必ず議会に説明があるっていうことですね。はい、分かりました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第7、能代市山本郡養護老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数の減少及び能代市山本郡養護老人ホーム組合規約の一部変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第55号についてご説明いたします。

議案第55号、能代市山本郡養護老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数の減少及び能代市山本郡養護老人ホーム組合規約の一部変更については、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上、能代市山本郡養護老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、能代市山本郡養護老人ホーム組合規約の一部を別紙のとおり変更するものであります。

令和2年9月2日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由ですが、能代市及び藤里町が令和3年3月31日をもって能代市山本郡養護老人ホーム組合を脱退することに伴い、能代市山本郡養護老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び能代市山本郡養護老人ホーム組合規約の変更に関す

る関係地方公共団体との協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次のページをご覧ください。

改正文であります。

内容ですが、提案理由のとおり、能代市及び藤里町が組合を脱退することにより、名称を「能代市山本郡養護老人ホーム組合」から「三種・八峰養護老人ホーム組合」に改める等の改正となっております。

全文については、後ほどお目通し願います。

附則ですが、この規約は、知事の許可を受け、令和3年4月1日から施行するものであります。

ご審議のほど、よろしく願います。

○議長(門脇直樹君) これより議案第55号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番山本優人君。

○2番(山本優人君) 非常に残念なことの結果っていうか、能代と、まあ能代が外れるっていうことはですね非常に財源的な心配が危惧されるわけですよ。そこで、この残っている老人ホーム、どのぐらいの人数を抱えてですね、八峰町の住民がどのぐらいいるのか。それと、年間総予算というものがどのぐらいあって、八峰町でどのぐらい支出しているのか。それらを含めた上での2町だけで運営できていくのかという見通しが非常に心配されるわけですね。その辺を十分説明してもらわないと、2町だけで運営できていくかというふうな心配があるので、説明願います。

○議長(門脇直樹君) ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長(堀江広智君) 現在、山本、養護やまもとは定数50名であります。で、八峰町の利用者は7名、それから能代市の利用者は1名、藤里ゼロです。あと、三種町の利用者が残りの四十何名かおりますけども、この財政的な見通しなんですけど、これは能代市が外れたとしても、現在も能代市の方は1名ですのであまりその財政的には影響がないという見通しのもと、組合でこのようにするということでもあります。当然、藤里もゼロ、利用者がゼロでありますので、藤里も脱退するということでもあります。

○町長(森田新一郎君) 予算的なことは。総予算は。全体の予算。全体予算。

○福祉保健課長(堀江広智君) すいません、年間のうちの方で支出してる予算、後ほど

……

- 町長（森田新一郎君） 何も。そこの老人ホーム……
- 議長（門脇直樹君） 組織の全体の予算よ。
- 福祉保健課長（堀江広智君） すいません、その全体の予算も後ほど……
- 町長（森田新一郎君） 私からもちょっと。
- 2番（山本優人君） 総予算と町から出している予算、分からないってことねえよ。
- 議長（門脇直樹君） 休憩いたします。勝手に発言しないように。休憩いたします。

午前11時54分 休 憩

午前11時56分 再 開

- 議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。
森田町長。
- 町長（森田新一郎君） これ何度も能代市、藤里町、それから三種町、八峰町で議論してきました、その組合の議会の中でも議論した部分でございます。基本的に今の養護やまもと自体は、経営的には良好な状況であります。いろんな経営改善しながら、確かに今現在のその国の制度の部分ではかなり厳しい条件もありますけれども、現在も黒字の状態が続いております。あと、藤里町、能代市はずっとこれまでも利用者がいない中で協力してきてますので、そこの中で今回こういう脱退して八峰町と三種町だけやるっていても、その中で十二分にやっつけられるっていうようなそういう判断の中でこういう形の条例改正を、今、能代市も三種町も、それから藤里町も同じような形で条例改正を議会にお願いしてるところであります。
- 議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。
- 2番（山本優人君） 今のこの条例改正については、まあやむを得ないと思いますけどもね、今、こういうホームが民間でいっぱいできている状況にあって、それが定員に満たない施設も今どんと出ているわけですね。そのために能代市が外れたというのが分かるわけですよ。まあ逆に公的施設から民間へ移ってると。それだけサービスがいいということと、若しくは高齢者がどんどん少ねぐなってるっていうのが原因だろうと思いますけどもね、いずれ公共的なこういうホームっていうのは縮小していかざるを得ないと思うわけですよ、私自身はね。それが民間の活力を求めて働けるっていう環境づくりということが必要だわけです。まして、公共施設がですね維持していくというのはそ

んだけコストがかかるわけで、いずれ更新する必要が出てくる。それを民間の努力によって運営がちゃんとしてもらえればそれに越したことはないわけですね。ですから、今回はまあやむを得ないにしてもですね、いずれ将来的に八峰町も7人でしたか、それが少ねぐなった、ゼロになったという時には当然やめるということの選択肢をちゃんともっておいてもらわないとですね、私はいけないと思うわけですが、どうですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今、山本議員が言われた部分については、そういう流れにはなるかと思いますが、今現在の福祉施設の利用者側から見た利用料金、そういう部分からすると、いろいろまちまちです。今、この養護やまもとの重要性というのは、所得が低い人が入れる所の唯一の所なんです。最後の部分の砦が養護やまもとだと私理解してません。ですから私とすれば、いろんなケアマネがいろんな相談受けている施設に入所を調整しながらするんですが、やっぱり所得の低い方もいらっしゃいますので、そういう方々が入れる所が養護やまもとですので、その部分は是非守りたいと思います。

で、能代市は、ここなくても能代市に長寿園とかあるんです。施設があるので、そちらの方にそういう人方が入ってるんです。で、藤里もこちらの方に来なくても自分の所でやれるから、そういう部分で外れていくので、八峰町はここがなければ、今入ってる7人の方々、毎年このくらい的人数が入ってるんですが、そういう方々が行き場がなくなります。そういう意味では、是非この部分については、民間は民間でやる部分あるんですが、所得の問題という一つの大きな問題がありますので、その部分で私とすれば養護やまもとは三種と八峰、両方2つの町であっても維持していかなくちゃいけないな、そういう施設だというふうに認識してます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 養護老人ホームはなくてはならない大事な施設です。まあ昔は老人ホームといいまして、介護の施設はなかったんですけども、全て老人ホームということで、そういうふうな経過があったと思います。で、生活弱者が入る、身寄りのない人が中心だったんですけども、今はもう介護の認定を受ける人がほとんどではないかなと思うんです。で、やっぱりここがひとつないと、全く身寄りのない生活困窮者が最優先に老人ホームとして先に入る場所、ここを確保しておかないといけない場所で、これはやっぱり民間じゃなくて公の場所で、いずれその人たちは全部介護の認定を受けるルートになってますので、介護の認定を受けて、あと国の、国と県、市町村からお金

が入って十分やっつけていける施設だと思いますのでいいんですけども、ひとつ聞きたいのは、高齢化が進むにつれて能代市とか藤里とかやっぱり入れてくれっていった場合は、もう一回やり直すことになるのでしょうか。その辺の話し合いはしてないでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 7番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） この事務、組織の中にですね入ってない市町村からも利用できることになっておりますので、その点は心配しなくてもよろしいかと思えます。ですから能代市に、まあ能代市からも藤里町からもそのような方が利用したいとくれば、それは利用させるというようなことになっております。そういう施設であります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） これより……

○町長（森田新一郎君） 違うんでしょ。いいんですか、今の答弁。今の答弁でいいですか。

○7番（見上政子さん） いいです。

○町長（森田新一郎君） ああ、んだすか。

○議長（門脇直樹君） 寝た子起こすんたことすんなってらあじ。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。午後1時より会議を再開いたします。

午後 0時04分 休 憩

午後 0時59分 再 開

○議長（門脇直樹君） 午前に引き続き会議を再開いたします。

日程第 8、議案第 56 号、令和 2 年度八峰町一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第 56 号についてご説明いたします。

議案第 56 号、令和 2 年度八峰町一般会計補正予算（第 4 号）。

令和 2 年度八峰町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 5,100 万 7,000 円を追加し、総額を 74 億 7,376 万 9,000 円とするものでございます。

第 2 条は地方債の補正であります。

令和 2 年 9 月 2 日提出

八峰町長 森 田 新一郎

地方債補正の変更につきましては、「第 2 表 地方債補正」に記載しております。

4 ページをお願いします。

1、変更の内容につきましては、過疎対策事業債（通常分）充当事業のうち、道路改良事業の町道明神長根線実施設計業務委託料 1 件を追加することに伴い、地方債を 700 万円追加補正するものでございます。

なお、詳細につきましては、10・11 ページの 21 款町債に記載しております。

次に、歳入歳出の主な補正理由について、事項別明細書 8 ページ以降をご覧くださいながら歳入歳出の順にご説明いたします。

8・9 ページをお開きください。

まず歳入ですが、14 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金につきましては、令和元年度分の事業費を精算した結果、過年度分として追加交付されるものでございます。自立支援給付費負担金分としまして 753 万 8,000 円、低所得者介護保険料軽減負担金分として 7 万 1,000 円を、児童手当負担金分としまして 63 万 5,000 円の合わせまして 824 万 4,000 円の追加補正でございます。

14 款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。町の感染症防止対策や雇用維持対策、経済支援対策等の関連事業へ充当する財源として、3 億 3,150 万 3,000 円の追加補正でございます。

なお、本交付金は、このたびの補正予算の関連事業へ充当しているほか、先に専決処

分させていただいた予算や6月議会定例会時に補正予算として追加補正しました関連事業へも充当しております。

7目教育費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により学校の一斉臨時休業に係る対応や、一斉臨時休業からの再開等を支援することを目的とした学校保健特別対策事業費補助金としまして150万円を、そして文部科学省のG I G Aスクール構想の実現に向け、児童生徒1人に1台の通信端末環境を整備する事業に対しての公立学校情報機器整備費補助金として549万7,000円、合わせて699万7,000円を追加補正するものでございます。

15款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金につきましては、歳出予算の追加補正に伴う補助金の追加補正でございます。夢プラン応援事業補助金分として359万9,000円を、経営所得安定対策推進事業費補助金分としまして189万3,000円を、農用地等集団化事業費補助金分としまして53万2,000円の合わせて602万4,000円を追加補正するものでございます。

18款繰入金1項特別会計繰入金1目介護保険特別会計繰入金につきましては、介護保険特別会計からの繰入金1,356万4,000円の追加補正でございます。

10・11ページをお願いします。

18款繰入金1項特別会計繰入金2目合併処理浄化槽事業特別会計繰入金につきましては、合併処理浄化槽事業特別会計からの繰入金59万7,000円の追加補正でございます。

19款繰越金につきましては、歳入歳出補正全体額の調整のための追加補正7,373万9,000円でございます。

21款町債1項町債2目土木債につきましては、先ほど第2表地方債補正のところでご説明いたしましたが、道路改良事業の町道明神長根線実施設計業務委託料の充当財源としまして過疎債を700万円追加補正するものでございます。

22款法人事業税交付金につきましては、法人住民税の法人税割が9.7%から6%に引き上げられたことに伴いまして、減収分を補填するための措置として県から町へ交付されるもので、339万9,000円追加補正するものでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

12・13ページをお願いします。

はじめに、2款総務費1項総務管理費についてご説明いたします。

1目一般管理費11節役務費につきましては、町の新型コロナウイルス感染症拡大防止

対策事業の一つでございます飛沫感染防止対策としまして、役場庁舎のカウンターにパネルを設置するための手数料として49万5,000円を追加補正するものでございます。17節備品購入費につきましては、同じく感染症拡大防止対策でございます。役場庁舎入り口2カ所に設置する顔認証型検温器の購入費としまして71万1,000円を、また、カウンターにパネルを設置することにより、特に高齢者の方々が会話が聞き取りにくくなることに配慮し、窓口対話用支援機器の購入費としまして137万5,000円を、合わせまして208万6,000円を追加補正するものでございます。5目財産管理費につきましては、PCBを含んでいる機器がないか調査するものでございます。PCBを含んでいる変圧器、コンデンサー等の処分期限が令和3年度末で、同じく安定器等の処分期限が令和4年度末となっていることから、調査業務委託料として165万円を追加補正するものでございます。

なお、PCBが含有する機器があった場合は、令和3年度中に処分したいと考えております。

6目企画費につきましては、主に地域内巡回バスの試行運転に係る経費の追加補正でございます。10節需用費につきましては、巡回バス試行運転に係る燃料費としまして8万円を追加補正するものでございます。11節役務費につきましては、現在路線バスが運行されるルートに設置するバス停留所の標識設置に係る経費と、試行運転をする際の運転手の経費としまして81万8,000円を追加補正します。12節委託料につきましては、公共施設等総合管理計画の個別施設計画におきまして、個別方針の部分で現状と相違する部分がありますので、計画を更新するための支援業務として231万円を、巡回バスの運転業務を委託する経費としまして134万7,000円の合わせて365万7,000円を追加補正するものでございます。13節使用料及び賃借料につきましては、巡回バス試行運転用のワゴン車2台をリースする経費としまして112万2,000円を追加補正するものでございます。7目電子計算費のうち12節委託料につきましては、現在、ホームページはクラウドサービスにより運用しておりますが、クラウド環境を提供している業者が今年度末をもって提供業務から撤退することとなりましたので、別のクラウド環境へ移行するための経費としまして59万4,000円を、また、財務会計システムにつきましては、令和2年度予算分から新システムへ移行し運用しておりますが、令和元年度分の予算運用までは旧システムで運用しております。旧システムについては、今年の9月末をもって運用が完全停止し、令和元年度以前のデータの閲覧や抽出ができなくなってしまうことから、新しくスタンダードローン方式でデータを閲覧・抽出できる環境を構築する経費として133万7,000円の

合わせて193万1,000円を追加補正するものでございます。17節備品購入費についてですが、事務用のプリンターは、これまで不具合が発生した際には修繕対応しておりましたが、老朽化が進み、修繕対応しきれなくなってきましたので更新する分と、診療所に新たに設置する分の購入費としまして214万4,000円を、旧財務会計システムサーバー用パソコン分の購入費として62万2,000円、また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としてウェブ会議用パソコンの購入費263万1,000円の合わせて539万7,000円を追加補正するものでございます。11目地域情報化事業費につきましては、電柱移設に伴う光ケーブル移設工事負担金でございます。現計予算分の支出が既に見込まれており、今後新たに発生する移設案件に対応できなくなることから80万円を追加補正するものでございます。

2項町税費についてご説明いたします。

2目賦課徴収費につきましては、申告支援システムの税務LANイメージデータ管理システムの更新に係る委託料でございます。平成25年度に導入しておりますが、老朽化により今年の申告相談時に不具合が発生しましたので、更新費としまして99万円を追加補正するものでございます。

14・15ページをお願いします。

3項戸籍住民基本台帳費につきましては、改ざん防止加工証明書用紙と印鑑登録証の印刷製本費でございます。改ざん防止加工証明書用紙につきましては、令和元年度に2カ年分を見込んで3万枚準備いたしましたが、特別弔慰金の申請や土地改良事業に伴う公用請求などが当初の見込みより増えている状況と、印鑑登録証につきましては町村合併時に3,000枚作成したのみで、残数を確認したところ年度内に不足する恐れがあることから、印刷製本費を38万4,000円追加補正するものでございます。

次に、3款民生費についてご説明いたします。

1項社会福祉費3目障害福祉費につきましては、町の新型コロナウイルス感染症経済対策支援事業の一つで、訪問介護等福祉サービス利用を自粛している重度の障がい者がいる世帯に支援金を給付する在宅介護者支援金給付事業でございます。10節消耗品につきましては、事務消耗品1万円を追加補正するものでございます。11節役務費につきましては、事務に係る郵送代6,000円を追加補正するものでございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、対象者1人当たり5万円の支援金としまして150万円を追加補正するものでございます。8目高齢者コミュニティセンター管理費につきましては、湯っころンドの修繕料でございます。落雷により故障しました温水器の基盤を現計予算を先

食いして緊急修繕したことにより、配管バルブ関連部品、温水ヒーター、温泉循環ポンプ等、当初予定しておりました修繕が未実施となっておりますので、123万9,000円を追加補正させていただくものです。

16・17ページをお開き願います。

2項児童福祉費についてご説明いたします。

1目児童福祉総務費でございますが、町の新型コロナウイルス感染症経済対策支援事業の一つとして6月補正予算に計上しました子育て世帯緊急支援事業の充当財源を更生するものでございます。2目子ども園費でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としまして園児や保育士等の安全な衛生環境を確保するため、サーモグラフィカメラを設置する備品購入費としまして100万円を追加補正するものでございます。

なお、本子ども園費には、峰浜地区統合子ども園分を計上しており、八森子ども園分につきましては、10款教育費4項幼稚園費1目子ども園費に計上しております。

次に、4款衛生費についてご説明いたします。

1項保健衛生費2目予防費につきましては、町の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業の一つとして4月30日付けで専決処分させていただき、町民1人当たり2枚のマスクを郵送しました事業経費と、6月補正予算に計上しました備蓄用マスク、消毒用アルコール、非接触型体温計の購入経費と新型コロナウイルス検査機器の負担金に要する経費の充当財源を更生するものでございます。3目環境衛生費につきましては、滝の間地区の墓地の塀が老朽化により倒壊したために、倒壊した塀を撤去し、同じような塀を再設置いたしました。緊急的に発生しました事案でございますので、現計予算で対応いたしました。その分、当初見込んでおりました予算を先食いする形になってしまいましたので、15万1,000円を追加補正するものでございます。4目保健センター管理費につきましては、町の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業でございます。14節工事請負費につきましては、八森保健センターの空調設備工事としまして760万6,000円を追加補正するものでございます。17節備品購入費につきましては、同じく感染症拡大防止対策でございます。八森保健センターの入り口に設置する顔認証型検温器の購入費としまして36万6,000円を追加補正するものでございます。6目ハタハタのまち診療所費につきましては、先ほどご説明いたしました4目保健センター管理費と同じ内容でございます。14節工事請負費につきましては、ハタハタの町診療所の空調設備工事としまして786万9,000円を追加補正するものでございます。17節備品購入費につきましては、入り口に

設置する顔認証型検温器の購入費としまして36万6,000円を追加補正するものでございます。

次に、6款農林水産業費についてご説明いたします。

1項農業費3目農業振興費につきましては、負担金補助及び交付金の追加補正でございます。夢プラン応援事業補助金につきましては、当初、県の方へ令和3年分として要望しておりましたが、今年度に前倒しするとの連絡を受けましたので、その分としまして475万3,000円を追加補正するものでございます。

18・19ページをお願いします。

八峰町中心経営体育成支援事業補助金につきましては、制度見直しの初年度ということで申請者が増加していることから、142万円を追加補正するものでございます。

5目農地費についてご説明いたします。

12節委託料のうち経営体育成促進換地等調整業務委託料につきましては、当初18節の補助金で予算を措置しておりましたものが、県との協議により、事業主体が県から町へ変更となりましたので予算を組み替えするもので、96万8,000円を追加補正するものでございます。基盤整備関連促進計画書作成業務委託料につきましては、基盤整備の調査計画2年目に取り組む地区については、県に基盤整備関連経営体育成等促進計画認定承認書を提出しなければなりませんので、その作成業務費用としまして125万8,000円を追加補正するものでございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、先ほど13節経営体育成促進換地等調整業務委託料の所でご説明いたしましたが、事業主体が県から町へ変更となりましたので同様に補助金から予算を組み替えするもので、390万円を追加補正するものでございます。農地中間管理機構関連ほ場整備事業補助金につきましては、同様に予算の組み替えに伴いまして433万5,000円を減額補正するものでございます。7目水田農業構造改革対策費につきましては、現場における推進活動や要件確認等の際に使用するタブレット端末を導入する経費分としまして189万3,000円を追加補正するものでございます。8目地籍調査費につきましては、平成30年度と令和元年度において調査しました地区と、そういう地区と過去に調査した地区との隣接部の地図を重ね合わせたところ、整合性がとれない事象が判明いたしました。法務局と協議をしたところ、過去に調査した地区分の隣接地を地図訂正するように指導されましたので、その分の経費としまして、11節役務費で調査補助員と草刈り作業分として15万3,000円を、12節委託料につきましては隣接地図訂正測量業務委託料分として86万2,000円を追加補正するものでござ

ございます。2項林業費2目林業振興費につきましては、森林山村多面的機能発揮対策事業負担金を当初2団体分を見込んでおりましたが1団体追加となりましたので、町の負担金分として11万6,000円を追加補正するものでございます。

次に、7款商工費についてご説明いたします。

20・21ページをお願いします。

1項商工費2目商工振興費につきましては、町の新型コロナウイルス感染症雇用維持対策事業でございます。町民の雇用を維持し、4月から9月までの6カ月間の売り上げ合計が前年と比較して30%以上減少した町内の事業者へ、社会保険被保険者数に応じ1人当たり10万円を支援する事業でございます。10節消耗品につきましては、事務消耗品分2万円を追加補正するものでございます。11節役務費につきましては、事務に係る郵送代と振込手数料として1万6,000円を追加補正するものでございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、雇用維持臨時給付金としまして4,000万円を追加補正するものでございます。3目観光費につきましては、町の新型コロナウイルス感染症経済対策支援事業としまして、温泉利用促進事業と町内宿泊助成事業を感染症拡大防止対策事業とし、宿泊施設感染予防対策事業を予算計上しているほか、そのほかの事業につきましても予算計上されております。10節需用費につきましては、新型コロナウイルス関連の3事業の封筒等の事務用品としまして消耗品費に1万円を、無料入浴券や事業PRポスター・チラシ等の印刷製本費としまして51万1,000円を追加補正するものでございます。11節役務費につきましても、新型コロナウイルス関連3事業の経費としまして無料入浴券やポスター通知等送付に係る郵送代の通信運搬費として30万7,000円を、それから宿泊助成事業を広くPRするため、観光雑誌、新聞、ラジオ等の広告料としまして65万円を追加補正するものでございます。12節委託料につきましては、新型コロナウイルス関連以外のものでございます。御所の台エリア公園管理業務委託料につきましては、公園の管理・除草を一括管理していただいておりますが、芝生の繁茂により当初予定しておりました回数より作業を増やさなければ公園としての機能を維持できないことから、8万2,000円を追加補正しております。また、八森駅清掃及び暖房管理業務委託料につきましては、予算執行の誤りによるものでございます。同業務委託料につきましては、例年、上半期と下半期の年2回に分けて、それから上半期は10月中に、下半期は出納整理期間中の4月に支払いしておりましたが、令和元年度の下半期分の支払いを令和2年度分の予算から支払っていた事実が出納整理期間後に判明いたしました。その分の令和2年度

の予算に不足が生じますので、16万5,000円を追加補正するものでございます。

なお、担当課及び担当者には、チェック体制や再発防止に向け厳重に注意しております。大変申し訳ありませんでした。

18節負担金補助及び交付金につきましては、現計予算の減額計上と新型コロナウイルス関連3事業の経費の増額計上でございます。冬季観光宿泊助成事業補助金につきましては、当初、昨年度に引き続き実施する予定としておりましたが、コロナ禍の影響により今年度は事業を中止することとしましたので、240万円を減額補正するものでございます。温泉利用促進事業補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により外出自粛となり、中でも町内の温泉宿泊施設が大きな影響を受けていることから、町民へ1人当たり2枚の無料入浴券を配付し、温泉利用の回復を図るものとして683万円を追加補正するものでございます。この機会に町民の皆様から町内温泉施設の良さを改めて認識していただければと思っております。町内宿泊助成事業補助金につきましては、先ほどの温泉利用同様、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により町内の宿泊施設が大きな影響を受けているために行う事業でございます。町民をはじめとした秋田県と隣接3県の県民を対象に、食事付きの宿泊プラン1泊当たり1人につき5,000円を、食事なしの素泊まりプラン1泊当たり1人につき2,000円を割り引きする事業の補助金として1,940万円を追加補正するものでございます。町内在住者が町内の宿泊施設に宿泊する機会はなかなかないことと思っておりますので、この機会に是非ご利用いただければと思っております。宿泊施設感染予防対策事業補助金につきましては、町内の宿泊施設に対しまして新しい生活様式を踏まえた施設改修等の感染予防対策に係る経費としまして、宿泊定員10人ごとに10万円を補助するもので、280万円の追加補正するものでございます。6目ポンポコ山公園管理費につきましては、バンガローに設置しておりますFF式ストーブの老朽化に伴い2台更新するため、備品購入費としまして38万8,000円を追加補正するものでございます。

次に、8款土木費についてご説明いたします。

2項道路橋梁費2目道路新設改良費につきましては、長年、沼田自治会から要望がございました町道明神長根線の道路改良事業関係でございます。能代山本広域市町村圏組合において新たに建設されるごみ処理施設が沼田地区と近接していることから、同事業費の一部に補助金が交付されることになりました。事業全体の期間は令和2年度から令和4年度までの3カ年計画しており、事業初年度の今年度は実施設計業務委託料としまし

て700万円を追加補正するものでございます。

22・23ページをお開き願います。

6項公園費1目公園管理費についてご説明いたします。

10節需用費につきましては、8月8日から翌日9日未明にかけての降雨の際に、後で住民からの通報で分かったんですが、中浜中央公園の法面の一部が崩壊しましたので、修繕料としまして134万8,000円を追加補正するものでございます。12節委託料につきましては、先ほど御所の台エリア公園管理業務委託料の所でご説明したものと様でございます。中央公園につきましても芝生の繁茂により当初予定しておりました回数より作業を増やさなければ公園としての機能を維持できないことから、4万2,000円を追加補正するものでございます。

次に、9款消防費1項消防費についてご説明いたします。

3目災害対策費につきましては、町の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業でございます。このたびの補正予算では、感染症拡大防止に必要な消耗品や物品の購入のほか、購入した物品を備蓄するための倉庫建築工事の関連予算、また、町指定緊急避難所の改修工事の関連予算を計上しております。10節需用費につきましては、マスクや消毒用アルコールをはじめとした感染予防対策に係る消耗品のほか、避難所を開設した際に必要となる段ボール製のベッドやパーテーション、抗菌防虫の毛布やマット等の購入費としまして2,907万1,000円を追加補正するものでございます。11節役務費につきましては、防災備蓄倉庫を建設する際に必要な建築確認申請手数料のほか、町指定緊急避難所の改修に必要な図面作成の手数料としまして60万7,000円を追加補正するものでございます。12節委託料につきましては、防災備蓄倉庫建築工事の設計監理委託料としまして160万8,000円を追加補正するものでございます。14節工事請負費につきましては、防災備蓄倉庫建築工事としまして3,000万円を、町指定緊急避難所でありますファガス、峰栄館、旧塙川小学校のトイレ改修工事費としまして890万円を、同じく町指定緊急避難所であります旧塙川小学校と旧岩館小学校のバリアフリー改修工事としまして230万円を追加補正するものでございます。18節備品購入費につきましても、感染症拡大防止対策としまして非接触型体温計のほか、避難所開設時に必要な大型扇風機、感染予防保護テント、屋外シャワーキットを購入する経費としまして3,827万6,000円を追加補正するものでございます。

次の24・25ページから28・29ページ10款教育費につきましては、後ほど川尻教育長か

ら説明させていただきます。

少し飛びますが、30・31ページをお願いします。

次に、13款諸支出金についてご説明いたします。

2項諸費1目国県支出金返納金につきましては、令和元年度に交付された児童手当負担金、未熟児療育医療費負担金、障がい者医療費負担金、障がい児入所給付費負担金、放課後デイサービス負担金及び低所得者保険料軽減負担金の給付実績による返納金、合わせて395万5,000円を追加補正するものでございます。3項基金費1目財政調整基金費につきましては、令和元年度一般会計決算により2億6,359万円の余剰金を生じておりますが、地方財政法第7条第1項の規定により、当該余剰金の2分の1以上の額を基金に積み立てることとされておりますので、1億3,200万円を財政調整基金に積み立てるための追加補正でございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

それでは、10款教育費については川尻教育長からご説明をお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） それでは、10款教育費については私の方から説明させていただきます。

戻っていただいて、24・25ページをお開きください。

1項教育総務費3目教育助成費17節備品購入費につきましては、歳入の教育費国庫補助金の所でもご説明いたしましたが、文部科学省のG I G Aスクール構想の実現に向けて児童・生徒1人に1台の通信端末環境を整備する事業といたしまして、タブレット端末の購入費のほか、関連するウェブカメラ、タブレット保管庫の購入費としまして908万9,000円を追加補正するものでございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により修学旅行のキャンセル料金等を補助するものとして、70万9,000円を追加補正するものでございます。

2項小学校費についてご説明いたします。

1目峰浜小学校費につきましては、町の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業と消防設備関連を計上しております。10節需用費につきましては、マウスシールドや消毒用アルコールをはじめとした感染予防対策の消耗品といたしまして、13万5,000円を追加補正するものでございます。修繕費と管理用消耗品につきましては、消防設備の点検を行ったところ、屋内消火栓設備の呼び水管が老朽化していることから、修繕費といた

しまして20万3,000円を、また、消火器が今年度内に製造から10年が経過することから17本の交換が必要でありますので、管理用消耗品としまして15万円を追加補正するものでございます。11節役務費につきましても、消防施設の点検を行ったところ、放課後児童クラブの入り口が火災の警戒対象区域となることから、感知器の設置としまして24万7,000円を追加補正するものでございます。12節委託料と14節工事請負費につきましては、感染症拡大防止対策としまして町内の小・中学校にエアコンを設置することとしましたので、設置工事のための設計監理業務委託料としまして132万9,000円を、工事請負費としまして1,686万3,000円を追加補正するものでございます。17節備品購入費につきましては、感染症拡大防止対策としまして児童や教職員等の安全な衛生環境を確保するため、サーモグラフィカメラ、アコーディオン衝立、サーキュレーター、パルスオキシメーターの購入費としまして139万3,000円を追加する、補正するものでございます。2目八森小学校費につきましては、町の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業と敷地内の立木の伐採を予算計上しております。10節需用費につきましては、マウスシールドや消毒液をはじめとした感染予防対策の消耗品といたしまして11万円の追加補正するものでございます。11節役務費につきましては、小学校の周辺でクマやサルが目撃が相次ぐようになりましたので、敷地内の立木を伐採し、緩衝地帯をつくることにより子どもたちの安全を確保するため、伐採費用としまして128万7,000円を追加補正するものでございます。12節委託料と14節工事請負費につきましては、感染症拡大防止対策としまして町内の小学校にエアコンを設置することにしましたので、設置工事のための設計監理業務委託料としまして141万3,000円を、工事請負費としまして1,827万1,000円を追加補正するものでございます。

26・27ページをお開きください。

17節備品購入費につきましては、感染症拡大防止対策としまして児童や教職員の安全な衛生環境を確保するため、サーモグラフィカメラ、除加湿空気清浄器、非接触型電子体温計の購入費としまして153万2,000円を追加補正するものでございます。3項中学校費1目八峰中学校費につきましては、町の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業と消防設備関係を計上しております。10節需用費につきましては、アルコール消毒液用のオートディスペンサーとしまして消耗品費に7,000円を追加補正するものでございます。管理用消耗品につきましては、消防設備の点検を行ったところ、消火器が今年度の製造から10年が経過することから24本の交換が必要になりますので、21万3,000円を追加補正

するものでございます。11節役務費につきましても、消防施設の点検を行ったところ、校舎3階の音楽室側の避難用の器具が必要と指摘されましたので、器具設置費用としまして61万9,000円を追加補正するものでございます。12節委託料と14節工事請負費につきましては、感染症拡大防止対策としまして町内の小・中学校にエアコンを設置することにしましたので、設置工事のための設計監理業務委託料としまして138万6,000円、工事請負費としまして1,765万5,000円を追加補正するものでございます。17節備品購入費につきましては、感染症拡大防止対策としまして生徒や教職員等の安全な衛生環境を確保するため、サーモグラフィカメラ、スポットクーラー、非接触型体温計の購入費としまして199万2,000円を追加補正するものでございます。

28・29ページをお開きください。

4節幼稚園費2目認定子ども園費につきましては、先に3款民生費の子ども園費でもご説明がありましたとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としまして園児や保育士等の安全な衛生環境を確保するため、サーモグラフィカメラを設置する八森子ども園分の購入費としまして100万円を追加補正するものでございます。

5項社会教育費についてご説明いたします。

4目峰浜文化交流施設管理費と5目八森文化交流施設管理費につきましては、町の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としまして峰栄館とファガスの入り口に設置する顔認証型検温器の購入費としまして、35万6,000円をそれぞれに追加補正するものでございます。6項保健体育費2目学校給食共同調理場運営費につきましては、食品庫用冷蔵庫が老朽により故障しましたので、新たに購入するため29万5,000円を追加補正するものでございます。

以上、よろしくご審議をよろしく申し上げます。

これより議案第56号について質疑を行います。質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 何点かあるんですけども、まず教育費の方でお願いをいたします。

26ページのタブレットですけれども、Wi-Fi設備は、この前の全協の説明では放課後児童クラブを利用してる所にもということであれば、ランチルームにWi-Fi設備が入るってということですか。やっぱり放課後児童クラブはちゃんとした、いつでも学習できるように、空き教室がないということであれば同じ学校の敷地に学童保育の場所をつくるとか、休日になった場合とか休業になった場合に安定して学校で放課後児童ク

ラブで勉強できるようにW i - F i 設備を整えるべきだと思うんですけども、この対策でいくとランチルームにもW i - F i 設備が入るってということなんでしょうか。

ついでにあと、あれです、普通教室ってあります、エアコンの設備ですけども、普通教室以外だと例えば音楽室とかそういう所は入らないと、まああくまでも普通教室ということなんでしょうか。峰浜小学校の場合は確かオープン教室だと思うんですけども、どうなの、効率的に今少し改善されてるのか、教室はオープン式から改善されてるのか、その辺は効率的にどうなんでしょうか。まずそこについてお願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） ただいまの見上議員の質問にお答えします。

まずタブレット購入ってということで、1人1台のタブレットを整備するってということが今回できるようになりました。それで、放課後児童クラブの件ですけども、まず放課後児童クラブの方に行ってる子どもが緊急の時に、まあ学校休業の時ですね、そういった時にタブレットを使ってできるか、できるようにするために、今その整備したタブレットをそのランチホームの方についていうか、児童クラブの方に貸し出しするというふうな形で対応したいと思います。ランチルームも校舎の中ですので、W i - F i は通じておりますので活用することができます。

それから、エアコンについてですが、今回の施設整備については普通教室を各学校6教室をエアコン設置するということで、まず基本的に臨時休業とかで夏休みが削られて、夏休みに登校しなきゃいけない、授業しなきゃいけないという場合に、そこで使われる教室についていうふうなことで今回整備しますので、そういった関係で普通教室に整備することで進めております。

峰浜小学校ですけども、以前、扉がないというか、全てオープンだったんですが、今ちゃんと扉とか付いてまして、各教室が閉鎖されてますので、その点は問題ありません、はい。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 21ページの商工費、3目観光費の18節、町内宿泊助成事業補助金、これの積算根拠と、あと、この事業の内訳、事業内容についてもう少し詳しく説明していただけないでしょうか。例えば町内の人しか使えないとか、どれくらいの補助金を出すのかとか、もう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） ただいまの奈良議員のご質問にお答えいたします。

町内宿泊助成事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴います旅行需要の急激な落ち込みの影響から、町内宿泊事業者に対して需要回復に向けた支援策として行うものでございます。町内におきましてホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業をする施設を対象としておりますが、県有施設と町営の施設は対象外と考えてございます。

助成金の中身ですけれども、1泊2食付き、1泊夕食付きの宿泊につきましては1泊当たり5,000円、1泊朝食付き宿泊及び素泊まりにつきましては1泊につき2,000円。

なお、ポンポコ山バンガロー村とハタハタ館トレーラーハウスの利用につきましては、1室当たりという料金体系になってございますので、1室当たり1泊につき2,000円ということで考えております。

それから、対象者につきましては、先ほどの副町長のご説明にもありましたが、宿泊者の居住地が東北4県、本県とそれから青森県、岩手県、山形県であるということを経験と経験しておりますけれども、これにつきましては、今後の感染拡大の状況等、また新たな緊急事態宣言が発令された場合ですとかその他感染拡大防止の観点から町長が認めた場合につきましては、この対象を変更することもあり得るというような形で考えております。

なお、こちらの対象商品の販売につきましては、令和2年10月1日から行いたいと考えております。また、本議会で予算が成立いたしました暁にはですね、来週の9日に対象となります事業者の皆さんをお呼びして説明会を開催したいと考えております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） いろいろ分からないことだらけですが、例えば29ページですね A I 顔認証サーモグラフィとですね、その下にある顔認証型検温スクリーニング、これどういうふうに違うのか説明してください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

A I 顔認証サーモグラフィカメラにつきましては、対象人数が10名以上同時測定でき

るものでございます。そして、その本体に人の顔を登録できますので、即座に熱を測った後での高温等の場合につきましては、それを特定できるというものでございます。そしてもう一台の方につきましては、ファガス、峰栄館及びほかのところ、同じようなものを購入する予定でございますので、そちらの担当の方からご説明していただきたいと思っております。

○議長（門脇直樹君） 山本生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本望君） 峰栄館、ファガスの方で使用するスクリーニング機器ですが、先ほどと違って機械が目の前にあって、それに顔を映してそれで体温を測るという通常の機械。よくデパートとかの入り口に設置されているものと同じものと考えております。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） その判断っていうことは、例えば顔認証の場合、学校の方のやつはAIの方はたぶん登録されている生徒、先生なので、まあ温度が37度でしたっけか、あれば何かピピピッとかって鳴ると思うけども、この下の方の公民館とかファガスの方は誰が判断するのか、それとも自動的にピピピッと鳴って教えてくれるのか、その辺はどうなんですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。山本生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本望君） 峰栄館、ファガスにつきましては入り口付近に設置しまして、そこである一定の体温以上が検温された場合は音が出るように設定できるタイプということで考えております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 分かりました。もう一つ学校のエアコンの件ですけども、前にエアコンをつける、つけないという話の時にですね、まあつける日数が28度から30度いったのが片手ぐらい、まあ片手ではない、両手ぐらいの日にちしかなかったというふうな状況の中の報告があったわけですね。で、まあ今回コロナ対策ということでつけるなということは私は言いませんけれども、非常に高すぎると。こんだけ、おそらく大型の何だ、クーラーっていうか、そういう機械だと思っわけですけども、むしろですね30万円程度の家庭用の大型サイズのやつを部屋に2個ずつつけた方が、むしろ安上がりなんではないかなと。30万円の二六、12台ずつ、12台か、1個、1個当たりですね。その方が安上がりになるしですね、メンテナンス費用もこの後かからないわけですよ。まあか

からないわけではないけども、相当安くなるわけです。大型の機器を入れると、当然その保守、維持管理費がかかるわけで、将来にわたってそれが負担なってくるし、エアコンなんていうのはたぶん10年かそこらでまた取り替えることになるわけですね。そうした場合に、こういうふうな大きい設備をやるということは、メンテナンスの点で非常に私は効率が悪いのではないかなど。その辺、設計とかです、そっちが30台入れた方が安いのか、大型の方が安いのかということをはべてですね出してもらいたいと、判断してもらいたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり結構高額なつり下げ型のエアコン機器を設置しようということで、今回のこの予算を計上してございます。で、まず今予算計上の段階でございますので、この後実際の設計等の段階で、私どもが予定しているこの大型のものがよろしいのか、もう少し費用の安いものを複数つけるものでも対応できるのか、そこら辺も検討してみたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 23ページについてちょっと伺います。消防費。消防費ですけれども、ちょっと私、説明がちょっとどこの所でどうであったのかなっていうのがあるんですけども、段ボール用ベッド、全協で説明があって見ました。大変頑丈で立派なものですけれども、あれが何台で、各体育館にそれぞれ何台ずつ用意する計画なのかということと、それから段ボールは分かりました。そのほかの段ボールで、例えば授乳中が隔離されないとすごいね、おっぱい与えにくいとかそういうふうなものが災難の報道で必ずこれが出てきますので、授乳室とかそういうのを用意してるんでしょうか。お願いします。

○議長（門脇直樹君） 7番議員の質問に対し、答弁を求めます。内山防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（内山直光君） 見上議員の質問にお答えいたします。

先ほど、段ボールベッドですが、一応8避難所の収用スペースが5,801㎡となっておりますので、そこに設置する2,000個を予定しております。それに伴って段ボールのパーティションということで、こちらは500個ということでパーティションを準備しております。そのほか感染予防ということで保護テントということで、そちらは家族とか老人の1世

帯、家族とかの避難に対して保護テントということで1,500個を予定しております。こちらは赤ちゃんの授乳とかそういうのにも使えますので、で、8避難所に対してそれぞれの収用面積がありますので、こちらを加味しながら全部このような数を揃えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 12ページの電子計算費の所の備品購入費のウェブ用会議のパソコンとございますけれども、私よく中身分からないですが、これはこの会議のみに使われるパソコンなんのでしょうか。それと併せて、どの程度の頻度でこれ使われるものかです。もしこれ使われないのであれば、普段の普通の業務にも使えるようなパソコンなのかです。そこら付近を詳しく教えていただきたいと思います。

また、16ページの下の方の夢プランの所の負担金補助金の件ですけれども、令和3年度分が前倒しで計画されたということでございますが、事業内容について詳しく教えていただければと。

以上2点お願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） それでは、私の方から電算費の方の備品購入費につきまして、皆川議員の質問にお答えいたします。

こちらの方のウェブ会議用のパソコンなんですけれども、現在、役場の庁舎の中で職員が使っているパソコンですけれども、基幹系、内部系、インターネット系というふうに3つ大きく分かれております。で、今、インターネット系と言われているパソコンは各課に一、二台ほど設置しているんですけれども、そちらの方の全てのパソコンがインターネットの出入り口としまして県のセキュリティクラウドというものを經由しております。ただ、県のセキュリティクラウドですけれども、そちらの方も通信に係る通ったり出たりする容量というものがございまして、例えばズームとかそういったウェブ会議上のソフトを動かすとなると、正常に動かなくてエラーが起きます。それを改善するために、ウェブ会議に使えるパソコンを今この役場の中のWi-Fi環境を使いましてセキュリティクラウドを通さない環境で使うために、このウェブ会議用パソコンを大体各課に1台ほど割り当てたいということで、購入費の方をあげております。こちらの方ですけれども、今の既存のインターネットの方の接続している機器なんですけれども、各課

に一、二台というふうなものを利用するとなりますと、その会議を行っている際にほかの職員が外部からの、県や市町村の場合は内部系というLGWANという回線を使ったメールで来るんですけども、一般企業とかの場合は普通のインターネットを介してのメールでのやりとりとなりますので、そちらの方のメール等を使った業務も一切できなくなってしまうので、ウェブ会議用のものを大体各課に1台程度配置したいということで計上している予算でございます。

○議長（門脇直樹君） 浅田農林振興課長。

○農林振興課長（浅田善孝君） 皆川議員の2問目の夢プラン応援事業補助金の件で回答いたします。

今回前倒しになった人たちは、2経営体の方たちが任意の収穫機、こちらの方を準備するという事業に対しての補助金ということになっております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 夢プランの方で再度お伺いいたします。先ほどの副町長からの予算説明の中で前倒しということでございましたので、令和3年度分の事業計画がもう既になされておったのかですね、まあそこら付近ちょっと分からなかったんで今お聞きしたんですが、どういった手法をもってこの事業を把握して、まあ来年度計画してるのが今年になっちゃったのかですね、そこら付近の経緯と内容をですね、もうちょっと具体的に教えていただければと思います。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。浅田農林振興課長。

○農林振興課長（浅田善孝君） 夢プランについては県の方といろいろやりとりしてまして、次年度に事業要望することについては、毎年9月までの締め切りで対応してるんですけども、それ以前にもう手挙げたいという人がいたということから、県の方でも、じゃあ令和3年度の方の事業を前倒ししたいということだったので、この2人の農家については今回前倒しして採用したいということで要望した次第であります。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 先ほど質問した中身なんですけれども、ちょっと8避難所2,000個ベッドとか、それから感染予防1,500とかありましたけれども、この8避難所、まあこの数を決めるに当たって8避難所にどのくらい収容できるかとか、その見積もりから出

てきたと思いますので、その8避難所はどこなのかと、それから、その8避難所にそれぞれのくらのものを収納するつもりなのか、それの一覧表を後で出してもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（門脇直樹君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 後で提出願います。

ほかに質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 23ページの14節工事請負費、避難所バリアフリー改修工事ですけども、すいません、ちょっと私聞き落としたかもしれませんので、これどことどの改修工事なんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 3番議員の質問に対し、答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） ただいまの奈良議員のご質問にお答えします。

バリアフリー化の工事箇所ですけども、旧埴川小学校と旧岩館小学校の2カ所です。ここに段差がありまして、やはりそこはやはり高齢者の方も避難するということの前提で、できるだけバリアフリー化したいと、こういう工事の内容です。

○議長（門脇直樹君） 3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） ファガスは避難所には含まれて。

○副町長（日沼一之君） なってます。

○3番（奈良聡子さん） 含まれてますか。それで、ファガスのエレベーターが今故障して使えない状態なんですけど、ここ直してほしいという住民もいるんですよ。ここ直さないと、もし何かあった時に例えば2階にいる人が1階に降りる場合に非常に困難伴いますので、そこも検討していただきたいんですけども。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 奈良議員のご質問にお答えします。

確かに今現在、ファガスのエレベーターは使えません。使用頻度からいって、これまでの話し合いの中では2階しかないのでは使わないというまず前提で来ておりましたけども、今、このコロナ禍で避難所もできるだけ分散型ということで数多く考えなくちゃいけないので、その辺の考えも転換しまして、今後使えるようにはしていかななくちゃいけないだろうと、こう考えております。

以上です。

- 議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。8番菊地 薫君。
- 8番（菊地 薫君） 先ほどの山本議員の質問に関連してですが、これだけのですねコロナ対応の備品等々のこれ予算なわけですが、これがおさまってくれば、おさまってくれなきゃ困るわけですが、非常にこのですね備品の管理等々に、これどうなのかなという心配、懸念をいたしております。その中で、このエアコンでありますけれども、先ほど教育長が夏場の、夏休み中の云々と言われましたけれども、このエアコンというのは冷暖両用なのかどうか。また、もう夏場に限った利用のためのエアコン設置なのかですね、そこら辺ちょっと詳細教えていただけませんか。
- 議長（門脇直樹君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本教育次長。
- 教育次長（山本節雄君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。
- 今回用意するエアコンにつきましては、補助金の名目がコロナ感染対策ということで、夏季休業中、来年度の夏休み中にコロナの影響で授業を行わなくてはならないという、まずこれを目的としてつけるものでございますので、ただし今設置した後では、来年度、夏と言いましても、もう6月、5月下旬等から結構高温な日が続くと思いますので、そこら辺の状況に応じて使用をすることになると思っております。あと、エアコンでするので冷暖ともに可能なものでございます。
- 議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（門脇直樹君） 先ほどの奈良議員の質問に対し、答弁漏れがあったので補足したいということです。成田産業振興課長。
- 産業振興課長（成田拓也君） 大変申し訳ありませんでした。大事な予算の積算の所を説明漏れしてしまいました。
- いわゆる1,940万円の内訳かと思えます。こちらにつきましては、対象予定施設の9施設ですね過去5年間の宿泊数が観光統計で出ております。その合計から10月から来年2月までの5カ月間というところの平均をとりまして、3,900泊というものを切り上げて4,000泊というところを基準としまして、そのうち食事なしの方を5%程度見込みました。200泊掛ける2,000円で40万円、残りの95%を食事付きの5,000円の方を3,800泊ということで1,900万円、合わせまして1,940万円ということで積算しております。
- 以上です。大変申し訳ありませんでした。

○議長（門脇直樹君） よろしいですか。

○3番（奈良聡子さん） はい。

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。2時25分より再開いたします。

午後 2時18分 休 憩

.....
午後 2時24分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

日程第9、議案第57号、令和2年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第57号についてご説明いたします。

令和2年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,924万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,289万2,000円とする。

令和2年9月2日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6ページ・7ページをご覧ください。

歳入になります。

3 款国庫支出金 2 項国庫補助金 3 目地域支援事業交付金（包括・任意事業） 2 節過年度分に503万円を追加するものです。これは令和元年度の事業確定による精算であります。

4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費負担金 2 節過年度分に230万3,000円を追加するものです。これも令和元年度事業確定による精算であります。2 目地域支援事業支援交付金 2 節過年度分の 4 万1,000円の追加ですが、これも事業確定による精算であります。

5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金 2 節過年度分186万1,000円の追加ですが、これも事業確定による精算です。

5 款県支出金 2 項県補助金 2 目地域支援事業交付金（包括・任意事業） 2 節過年度分251万4,000円、これも事業確定による精算であります。

次の 8 ページ・ 9 ページをご覧ください。

8 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 1 節繰越金、前年度繰越金に5,749万8,000円を追加するもので、これも事業確定による精算であります。

以上が歳入となります。

10ページ・ 11ページをご覧ください。

歳出です。

6 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 3 目償還金22節償還金利子及び割引料、細説 8 国県支出金等過年度分返納金のうちの返還金2,613万1,000円は、事業確定の追加であります。

6 款諸支出金 2 項繰出金 1 目一般会計繰出金27節繰出金1,356万4,000円は、事業確定による一般会計への繰出金となります。

8 款予備費 1 項予備費 1 目予備費18節予備費2,955万2,000円は、歳入歳出調整のための増であります。

以上のおおりに、全て令和元年度事業確定によるものであります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第57号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第58号、令和2年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第58号を説明いたします。

令和2年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度八峰町の合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正です。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ429万1,000円とするものです。

令和2年9月2日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6ページ・7ページをお願いいたします。

歳入です。3款繰越金1項繰越金1目繰越金1節前年度繰越金として令和元年度の精算に伴って前年度繰越金の2分の1を繰り入れするもので、59万7,000円を追加いたします。追加補正です。

次のページをお願いいたします。

歳出です。1款事業費1項総務費1目一般管理費27節繰出金、一般会計への繰出金として前年度の繰越金の2分の1を一般会計へ繰り出すための補正でございます。59万7,000円の追加補正でございます。

以上、よろしく審議のほどお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第58号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第59号、令和2年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長(堀江広智君) 議案第59号についてご説明いたします。

令和2年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第2号)。

令和2年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ588万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,056万1,000円とする。

令和2年9月2日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6ページ・7ページをご覧ください。

歳入になります。1款診療報酬1項外来収入2目歯科診療報酬収入1節歯科診療報酬収入に360万円を追加するものです。これは歳出との調整のためです。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金1節前年度繰越金228万6,000円は、これも歳出との調整のためです。

8ページ・9ページをご覧ください。

歳出になります。1款総務費1項施設管理費1目医科一般管理費1報酬、2の委員等報酬、非常勤医師報酬808万円の減は、現在の三木医師が退任されることから減額するものであります。

また、細節3会計年度任用職員報酬630万3,000円は、10月から着任します石岡先生の

報酬600万円と送迎回数が増えることによります運転手の報酬30万3,000円であります。
3節職員手当等42万2,000円の増は、医師と運転手の期末手当であります。これらは細節の説明欄にあるとおり、職員2名の分となります。

10節需用費11万9,000円の増は、石岡先生の白衣等の購入分となります。11節手数料は、診療時間が変わることから、現在の診療所の看板を立て替える看板代となります。

また、17節備品購入費131万7,000円は、空気清浄機11台分87万7,000円と非接触検温器1台44万円で、国のコロナ対策としての医療機関・薬局等感染拡大防止対策事業の対象でありまして、1医療機関当たり100万円を上限として10分の10の国の補助対象となるものです。国の二次補正で県の国保連が事業主体として実施される事業であります。今回の補正で計上しておりますこの事業の対象となります備品の一覧を参考資料としてタブレットに載せてありますので、ご確認ください。

なお、事業が採択し次第、歳入の組み替えを行う予定であります。

2目歯科一般管理費11節備品購入費40万1,000円は、空気清浄機1台27万5,000円と先生のオンライン会議用のタブレット1台6万1,000円、スリッパ除菌機1台6万5,000円で、これも国のコロナ対策費の補助対象事業であります。

2款医業費1項医業費、歯科医業費11役務費4手数料360万円は、歯の補填物に使用されます金属パラジウムの価格が倍以上に高騰したための増額であります。

17節備品購入費62万1,000円の増は、口腔外バキューム3台62万1,000円、これもコロナ対策の国からの補助で購入する補助対象であります。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第59号について質疑を行います。質疑ありませんか。
11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 二、三お伺いいたします。

報酬の中で、先ほど先生の分は分かりましたが、この運転手というのはバスの運転手ですか、それとも先生のお抱えの運転手になる方でしょうか。そこをひとつ教えていただきたいと思います。もしこれが従来の運転手さんの報酬だとすれば、先生の通勤手当等はないのでしょうか。そこら付近も併せてお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） ただいまの皆川議員の質問にお答えします。

運転手とは、現在バスの運転されてます運転手の方の分であります。

それから、通勤費等は職員と同じに扱いますので、通勤費は先生の方にはついており
ます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決すること
にご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可
決されました。

日程第12、発議第8号、決算特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。佐々木議会事務局長。

○議会事務局長（佐々木高君） それでは、私の方から発議第8号を説明させていただきます。

発議第8号

令和2年9月2日

八峰町議会議長 門 脇 直 樹 様

提出者 八峰町議会議員 芹 田 正 嗣

賛成者 八峰町議会議員 腰 山 良 悦

同じく賛成者 同 上 水 木 壽 保

〃 〃 奈 良 聡 子

〃 〃 芦 崎 達 美

決算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会議規則第14条の規定により別紙のとおり提
出します。

提案理由は、令和元年度八峰町一般会計及び各特別会計決算について集中的に審査す

るためでございます。

別紙の決算特別委員会の設置については、名称を「決算特別委員会」とします。

設置の根拠は、「地方自治法第109条及び八峰町議会委員会条例第4条の規定による。」
もので。

目的は「次の議案について審査することを目的とする。」ということで、議案第60号、令和元年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第61号、令和元年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第70号、令和元年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定についての特別会計10議案の認定についてです。

設置の期間は、令和2年9月2日から同年9月11日までです。

委員の定数は、11名です。

令和元年度決算審査に関する決算特別委員会分科会所管事項につきましては、総務民生分科会におきましては、総務課、企画財政課、税務会計課、福祉保健課、町営診療所及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の分科会の所管に属さない事項及び各特別会計の歳入歳出決算に関する事項であります。教育産業建設分科会におきましては、農業委員会、建設課、産業振興課、農林振興課及び教育委員会の所管に属する事項並びに各特別会計の歳入歳出決算に関する事項であります。

以上でございます。

○議長（門脇直樹君） ただいま朗読のとおり、決算特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会は設置されることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、八峰町議会委員会条例第5条第4項の規定により議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認め、当席から指名いたします。

1番水木壽保君、2番山本優人君、3番奈良聡子さん、4番腰山良悦君、5番須藤正人君、6番芹田正嗣君、7番見上政子さん、8番菊地 薫君、9番笠原吉範君、10番芦

崎達美君、11番皆川鉄也君、以上11名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時の間、休憩します。ご協議いただきたいと思いません。

午後 2時43分 休 憩

午後 2時44分 再 開

○議長（門脇直樹君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第13、決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

委員長には1番水木壽保君、副委員長には9番笠原吉範君が互選されました。

日程第14、議案第60号、令和元年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第15、議案第61号、令和元年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16、議案第62号、令和元年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、議案第63号、令和元年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、議案第64号、令和元年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、議案第65号、令和元年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、議案第66号、令和元年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、議案第67号、令和元年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22、議案第68号、令和元年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23、議案第69号、令和元年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24、議案第70号、令和元年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定については、八峰町議会会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して決算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本議案は一括して決算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第25、陳情第4号、日米地位協定の抜本的な見直しを求める意見書の採択について

てを議題とします。

本件については、先の6月定例会において総務民生常任委員会に付託となり継続審査となっておりましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。水木総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（水木壽保君） ご報告いたします。

令和2年度6月八峰町議会定例議会において総務民生常任委員会に付託となっておりました、日米地位協定の抜本的な見直しを求める意見書の採択についての陳情を7月2日、総務民生常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、現状において、アメリカの保護なく日本の安全は維持できないなど一部異論はありましたが、賛成多数で採択と決定いたしましたのでご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） 委員長はしばしお待ちください。

これより陳情第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

委員長は席にお戻りください。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第4号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は採択とするものです。陳情第4号、日米地位協定の抜本的な見直しを求める意見書の採択についてを採択することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、陳情第4号は採択とすることに決定されました。

日程第26、陳情第6号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第6号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第27、陳情第7号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第7号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、9月8日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。ご苦労様でした。

午後 2時51分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 8 番 菊 地 薫

同 署名議員 9 番 笠 原 吉 範

同 署名議員 10 番 芦 崎 達 美

令和2年9月8日峰町議会定例会会議録（第2日）

令和2年9月8日（火曜日）

議事日程第2号

令和2年9月8日（火曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長 森田 新一郎	副町長 日沼 一之
教育長 川尻 茂樹	総務課長 和平 勇人
税務会計課長 今井 利宏	企画財政課長 高杉 泰治
福祉保健課長 堀江 広智	教育次長 山本 節雄
産業振興課長 成田 拓也	農林振興課長 浅田 善孝
建設課長 石嶋 勝比古	農業委員会事務局長 工藤 善美
生涯学習課長 山本 望	学校給食センター所長 田村 高夫
あきた白神体験センター所長 山内 章	防災まちづくり室長 内山 直光
新型コロナウイルス総合対策室長 石上 義久	

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高 書記 船山 厚子

午前10時00分 開 議

○議長（門脇直樹君） おはようございます。傍聴席の皆さん、暑い中ご苦勞様です。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、11番皆川鉄也君、1番水木壽保君、2番山本優人君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） おはようございます。傍聴席の皆様におかれましては、お暑い中、本当にご苦勞様でございます。議席番号9番笠原吉範、通告に従いまして一問質問をさせていただきます。今日はちょっと目の前にアクリル板があつて、いつもと勝手が違つてこう緊張しておりますが、今日は3問。

まず1問目、農業ヘルパー制度についてお尋ねします。

6月定例会行政報告で、峰浜培養の経営状況について、「新規生産者と新規ハウスが増えたものの、摘み取り手の雇用確保ができず栽培を縮小する生産者がいたことから、配荷本数は平年とほぼ同じで、工場稼働率は約82%となった。摘み取り手が各生産者の間で効率的に巡回作業できる体制づくりをはじめ、峰浜培養の従業員や他地区の新規摘み取り手の育成などによりヘルパー制度を構築することとしている」との報告がありました。人口減や高齢化などにより、人手不足は野菜や果樹の生産現場でも深刻な問題となっています。このままでは、新規就農や規模拡大にブレーキがかかり、町の農業が立ち行かなくなることも考えられます。7月16日の新聞報道では、JA白神でスマホアプリを活用した農業アルバイトの取り組みが紹介されており、農業における人手不足は早急に取り組まなければならない問題であります。

ヘルパー制度早期構築に向けて、その具体策はどのようなものなのか、お尋ねします。

次に、リモートワーク移住促進についてであります。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、通勤や職場での3密を避ける有効な手段としてリモートワークが急速に広がっております。パソコンや通信環境を整えばどこでも従来どおりの仕事ができることから、感染リスクの比較的少ない地方への移住やUターンに関心を持つ人も少なくないようです。

県では、地方創生の新たな取り組みとしてリモートワークを活用した移住定住を促進し、人材誘致を進めるとの方針を打ち出しました。事業費約1億6,000万円を計上し、その拠点を県内2カ所想定しているようです。リモートワーク拠点を町に開設できるよう、県に働きかけてはいかがでしょうか。

3番目に、チゴキ崎についてです。

県立自然公園チゴキ崎には、数カ所崩れケーブルがむき出しになっている歩道があります。先端に渡る橋が撤去され、釣り人が脚立で渡ったり、ドウヅキを着て渡ったりと危険な状況になっております。チゴキ崎は、キャンプや磯遊び・釣りなど県外からも多くの方が訪れる人気のスポットであり、八峰白神ジオパークのジオポイントでもあります。歩道・橋を整備し、安全に楽しめる場所となるよう県と協議をしてはいかがでしょうか。

以上、3点についてよろしく答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの9番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） おはようございます。傍聴席の皆様には、朝早くから、また本当に大変暑い中、傍聴していただきまして誠にありがとうございました。

それでは、笠原議員のご質問にお答えいたします。

まずは、「農業ヘルパー制度について」お答えします。

農業ヘルパー制度については、第1期八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略に盛り込んだほか、JA秋田やまもと青年部峰浜支部と八峰町議会教育産業建設常任委員会と町との意見交換会でも取り上げられるなど、農業生産現場における人手不足が深刻化していることは十分認識しています。

このため、町では、平成31年度に首都圏で開催された移住・定住イベントにおいて、農業ヘルパーに関するアンケート調査を実施するとともに、農業ヘルパー事業に取り組んでいる自治体を視察し情報収集に努めたほか、町内の農業法人に対し、人手が不足している期間や人数等の聞き取り調査を行っております。アンケート調査では、農業ヘルパー制度を活用してみたいと回答した人が8割を超えているものの、収入と支出面からの生活可能性と将来見通し、日常の買い物等に使用する交通機関、滞在中の住居などの不安が多く寄せられ、また町内の農業法人からは、繁忙期以外では人手は足りているというお話を伺っており、雇用される側と雇用する側とにミスマッチが生じていると感じました。さらに、視察した自治体においても、職を斡旋するための労働者派遣法の免許

取得や研修の受講義務などにより、当初想定していた事業構築ができなかったことを知り、農業ヘルパー制度の構築を見送ることとした経緯があります。

6月定例会の行政報告で述べました「ヘルパー制度の構築」は、シイタケの摘み取り手不足から栽培を縮小する生産者を支援するため、有限会社峰浜培養が独自に取り組んでいるものですが、峰浜培養や各生産者がそれぞれで働いている摘み取り手の情報を共有し、各生産者が直接摘み取り手に交渉しながらヘルパーを確保できるようにしたり、また、摘み取り手の数を多くするために峰浜培養のホダ木製造担当の従業員を新規の摘み取り手に育成するなどの取り組みを表現したものであります。

また、農業における人手不足解消に向けては、県でも昨年7月に「県農業労働力サポートセンター」を設立し、農家と働き手のマッチング支援として、JAあきた白神等で実施している「無料職業紹介事業」を他のJAにも普及させたいとしていることから、町も様々な機会にJA秋田やまもとに「無料職業紹介事業」に取り組んでいただくよう働きかけてまいります。

さらに、県サポートセンターで作成した農作業に従事する際のポイントをまとめた農業労働希望者向けのハンドブックや、雇用労働者を定着させるためのポイントをまとめた雇用労働者受け入れ農家向けハンドブック等を活用して、農業現場の人材確保に繋がるような情報を提供してまいります。

いずれにいたしましても、シイタケの摘み取り手のみならず、野菜や果樹等の生産現場における労働力不足については、大きく、かつ難しい問題であり、町といたしましては、高い問題意識を持って県内外の情報収集に努めてまいります。

2問目の「リモートワーク移住促進」についてお答えします。

リモートワークについては、国が掲げた「働き方改革」を受け、従業員が働きやすい環境整備に取り組む企業が増えたこと、インターネット環境が充実したこと、新型コロナウイルス感染症の影響による在宅勤務が増えたことなどにより、急速に普及したものと認識しています。役場においてもオンライン講習会へ参加したほか、新型コロナウイルスの感染拡大地域内企業との打ち合わせや定住・移住相談にウェブ会議ツールのZOOM（ズーム）を活用し、また活用することとしており、リモートワークはより一層普及していくと考えます。

また、新型コロナウイルス感染症が首都圏や大都市圏を中心に全国的に蔓延したことにより、利便性や芸術文化面が恵まれている「過密地域」から、八峰町のような自然豊

かな「過疎地域」への「ヒトの流れ」や、議員ご指摘の感染リスクが低い地域への移住が出てくるものと思います。

秋田県では、こうした社会情勢の変化を踏まえ、リモートワーク等首都圏企業による地方での新しい働き方を踏まえた人材誘致を図るため、上場企業など約4,000社を対象とするアンケート調査とPR活動などを行う「リモートワークで秋田暮らし」推進事業や、リモートワーク拠点施設を整備する県内企業に補助率2分の1で2,500万円を限度に助成する「リモートワークで秋田暮らし」推進拠点整備事業に取り組むこととしております。

町といたしましても、八峰町への「ヒトの流れ」が出てくるという認識を持って、ウイズコロナやアフターコロナの状況になることを見据え、どのような分野のどのような事業内容の企業が地方におけるリモートワークを求めているのかなどの情報収集に努めながら、定住促進用空き家改修事業や遊休施設の有効活用などに取り組んでまいります。

3問目の「チゴキ崎」についてお答えします。

昨年12月、「チゴキ崎」へハタハタ釣りに来た青森県の方から八峰町役場へメールが届き、メールには、「このあたりでは一番荒い磯であることを知らない年配者や若者が3名、大波にさらわれ海に落ちた。ハタハタ釣りをしていたみんなでタモやロープ等を使い救助したが、このままでは死亡者が出てしまう。釣り人を守るという観点から早急に先端へ渡る橋を撤去してください」とありました。これを受け町では、12月いっぱい、防災行政無線でチゴキ局に限定して、釣り人の転落事故が発生していること、強風や高波の時は釣りを控えること、必ずライフジャケットを着用することなど、釣り人への注意喚起を促す放送をするとともに、山本地域振興局に報告し、相談をいたしました。山本地域振興局では、時化が収まる春先に橋を撤去することとし、その旨の予告看板を現地に設置し、一定期間周知した上で、今年3月下旬に撤去したものであります。

「チゴキ崎」の先端へ渡る橋は、このような経緯を経て撤去されたものであります。

確かに「チゴキ崎」周辺は、キャンプや磯遊びや磯釣りなど、町内外から多くの方々が訪れる人気のスポットではありますが、海の怖さを知らない方々が無理をして行動し、頻繁に海へ転落する事故が起こる場所でもあります。現に、私が町長に就任した年の12月30日にも、県外からブリ釣りに来ていた方が大波にさらわれて海に転落し亡くなられるという事故が発生しています。

私としては、誰がどのように管理しても、「チゴキ崎」の先端へ行ける橋があれば、信じられないような悪天候であっても、ライフジャケットも着用しない、かつ軽装備で

の無謀な釣り人が渡ってしまうので、「橋」の整備は困難であると考えます。

なお、歩道の整備については、歩道の先に磯遊びするような所がありませんので、必要ないものと考えております。

○議長（門脇直樹君） 9番議員、再質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） まずは、農業ヘルパーについて再質問をさせていただきます。

平成28年の6月定例会において、山本議員がこの農業の人手不足について一般質問しております。野菜生産農家で人手不足になっており、シイタケプロジェクトは大丈夫なのかといった内容の一般質問でありました。当時の加藤町長は、「雇用だけはきっちり確保するように今から努力していきたい」。で、もう一度、山本議員の再質問に対しては、「人口減少が続く中で非常に心配される。絶対に確保するように頑張っていきたい」。あれから4年です。確保できていないですね。我々にその人手不足を解消するような動きがまるっきり見えないんですけども、いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） シイタケ現場における人手不足の問題ですけど、峰浜培養自体の部分については、いろいろこうやりくりしながら必要な数は確保できております。また、新規に取り組む方の研修会場にもなってますので、その部分では、まあその方々も摘み取り手というふうな形の中でありますので確保できていくと思いますが、実際のシイタケ農家の方を見ても、まあ連続栽培から一棟栽培に変わる、まあ連続栽培というのは毎日のようにまずホダが生えていく形で、通年で雇用する場ができるわけですが、それから一棟栽培に変わることによって働く人方がいわゆるそのホダを寝かしておく部分があって、その時は人手いらないので、そういういろんな問題があって。また高齢化がやっぱりこうかなり進行していることもあって、なかなか確保できない、まあそういう状況にあります。そういうことで、先ほど答弁したようなそういう仕組みを通年でやれる事業であることと、それから各シイタケ農家現場と、それから峰浜培養の中で、忙しくなる部分がある程度コントロールできるものですから、今抱えているそういうシイタケの摘み取り手をできる人方が効率的に各シイタケ農家も活用できるようなそういう仕組みをつくれれば、今の問題の解決に繋がっていくんじゃないかなというふうなそういうことでやっていますので、まあ当初から高齢化によって、まあ平成28年の質問は分かりませんが、そういうふうな心配はあったかもしれませんが、いろんな創意工夫の中で現在のところは何とかやりくりできるかなというふうな形で思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） シイタケもちろんそうですが、野菜、果樹の現場でも今、人手不足が深刻になっております。それで、先ほども言ったようにですねJAやまもととか、これは昨日、JA秋田グループが魁新聞に折り込みしたものですけども、1日農業アルバイトということで、これもスマホのアプリを使ってアルバイトを探すというものですけども、非常に農業のアルバイトといってもですね、ここにあるものをそこに動かせばいいというだけじゃなくて、ある程度専門性が持たれまして、慣れていただかないといけない。それはシイタケの摘み取りもそうだろうと思いますし、果樹も野菜もそうだと思います。ですから、このようなアプリを使ってですね急に1日来られても、もうまるっきり教えているだけで農家は何もならないということになります。

それで、農繁期というのは各果樹、米、野菜、ある程度こうばらつきがあるものですから、その農作業のアルバイトのシェアっていいですかね、そのアルバイトをしてくれる人を忙しい農家に回してやるといったようなそういう仕組みが必要ではないかなと私は考えますけども、町長はいかがでしょう。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） その仕組みができる条件っていろいろ必要だと思うんです。私もそういう仕組みができれば、今、峰浜培養でよく考え出したなというような形で評価してるんですけど、まあこの先、今まだ、先ほど笠原議員がお話になった部分の峰浜培養のホダ木製造の人方を摘み取り手の部分もできるようにするというのはできてはいるんですが、能代市とかほかの峰浜、まあいわゆる八峰町以外の人方もそういう摘み取り手ができるような研修をしながら摘み取りできる人を増やしていく、まだそこまではできていません。それでも、やっぱり忙しい時期が重ならないようにしなければっていう部分が前提なるし、そういうアルバイトをしたい人方も通年にある一定のお金が出てくればというふうなそういう部分がありますので、ただ例えば果樹現場でいけば、みんな忙しい時期、同じになるんですよ。だからその部分をどうするかっていうのは本当に難しい問題で、で、その必要な忙しい時期以外のところは、なかなかいないというふうな話になるので、この辺が、例えば県外の人を農業ヘルパーとして連れてくる、来ていただく、そういう部分の難しいところになっていて、やっぱり結局的には市内の人方でアルバイトできるようなそういう人方を登録、台帳に登録して、また求人情報を見れるようにして、その中でマッチングをしているっていうふうな形で、今議員がお話になっ

た部分ができれば私も最高だと思います。まあそういう形でやるためにはどうすればいいかっていうのは、まあ先ほどJAと教産建の委員会の皆さんとの話の中でも、やっぱり通年農業どうするかっていう部分が安定して働ける場ができてこそ、そういう仕組みができるんだなというふうなそういう形して、それをどうすればいいのかっていうのはこれから研究していかなきゃいけないと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 私はですね、まあ皆さんご存じのように梨作っているわけですけども、あまり稲作とか野菜のこと分かりませんが、ここに農林水産省の資料があつてですね、10a当たりのどのくらい働けば生産できるかというので、稲作はですね10a当たり32人、馬鈴薯が19人、これ梨はですね389、家族労働だけではですね、できないんです。で、町長もご存じのようにですね、毎年、果樹組合の組合員が1人ずつ減ってくるような状況であります。待たなしです。それはたぶん何年後かになるか分かりませんが、私もそういう状態になるかもしれません。まあその特産品がまた消えていくのかなと、非常に寂しい思いをしております。それはたぶん、私の友人でキャベツ、ネギやってる人もいるのでいろいろ話聞いて、やっぱりそちらの方でも、今のところは仲間同士で助け合っていくけども、これから先は分からないよというような話をしておりました。是非ですね、先ほど言った私のような、私が先ほど提案したような方法がですね成り立つようにですね、一生懸命頑張ってくださいたい。私もいろいろ知恵を絞って提案をしていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1問目は以上で終わります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 続いて2問目について質問をいたします。

リモートワークに関してはですね、この後、山本議員も同様の質問をいたしますので、私はあまり詳しく質問しないようにしようかなとは思っておりますが、先ほど町長も言われたようにですね、リモートワークは、もし町内に誘致できればですね、空き家対策、空き施設の対策にもなりますし、人口増にもなりますし、非常に私も期待しているところです。それで、東京の情報ですね、私の娘も東京にいますのでいろいろ聞きますと、リモートワークが成り立つことを会社が「ああ、いいんだな」ということで、東京で家賃の高い広い事務所借りなくても、もう事務所半分にしてリモートでいこうというようなそういう動きも出ているようです。

それから、町としてもそういった企業を誘致できるようにですね、いろいろと情報発信を頑張ってくださいまして、県でもその気になってるわけですから、八峰町は自然豊かで食べ物もおいしいですし、大館能代空港までも1時間で行けるそういう立地のいい所ありますので、是非ひとつ強力に誘致を進めていただければと思ひまして、2問目はこの後の山本議員に譲りたいと思ひます。

○議長（門脇直樹君） 答弁は求めませんか。

○9番（笠原吉範君） 要りません。

○議長（門脇直樹君） 3問目で再質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 先ほどチゴキ崎に関しては、町長がお話したことは私も調べて全て理解しております。

私の先ほど一般質問したようにですね、橋がなくなったからといって誰も行かないわけじゃないんですよ。やっぱり釣り人がですね、釣り好きな人、みんな脚立持って行って渡ったりですね、この間は脚立から落ちたって話も私聞いてます。ドウヅキを着て渡ったりですね、橋がなくなったからといって釣り人が行かないわけでもないですし、あの歩道は磯遊びに関係ないから整備する気はないということですが、みっともないと思ひませんか、県立自然公園ですよ、ジオパークですよ。あるんだったらきれいにした方がいいですし、できないんだったら撤去の方がいいんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まず前段の渡る橋があれば、先ほど答弁したように私もあそこには何十回となく遊びに行ってますので、状況を十分分かります。あの先っていうのは非常に、チゴキ崎の先端っていうのは、この辺では一番海の遠くにせり出してますので、あそこまで歩いていけるっていう部分は一定の深さの所まで行けますので、魚種が豊富になるんですよ。それから大きい魚も釣れるっていうことで、私はホッケとか、それからウミタナゴとかアジとかハタハタとかっていう形で行くんですけど、でもやっぱり先ほど答弁したように目に余る行動があります。それは橋があるからです。で、ここの部分については、まあ非常に撤去したからといって、今笠原議員がおっしゃったような方法でボートを使ったり、脚立を使ったり、脚立で渡れるような割れ目ですのでいいんですけども、ただその部分で、ここの部分まではそれはどういうふうな形でも規制することできないし、だからといって橋を造ればそれ以上に危険な状況になるので、そこの部

分で橋は無理だという。

それから、遊歩道、あれ遊歩道ではありません。ケーブルを埋めてあった箱がそのまま残って、その上を歩いていけるだけの話です。だからその部分の撤去部分については、これはどこでやればいいのか、その辺は考えなきゃいけないと思いますが、まあかなりのくらいのお金かかるかもありますけれども、その辺は議員おっしゃるような形を検討していきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 私もですね、それこそ釣りが好きな友人からの指摘で、この一般質問に当たり何度か足を運びました。それで、8月のお盆ですね、15日でしたか行きましたら、もうあそこ車止めるところがないぐらいですね、テントを張ったり、キャンピングカーがあったり、子どもが磯遊びをしたりと非常にこうにぎやかになっておりました。ああ、いいことだなと思いましたけども。で、あの歩道のようなものが何かその私が聞いてるところによると地震観測のために使ったケーブルだというような話は私も聞いています。本来歩道ではないのしょうけども、歩道に見えることは確かであります。で、所々崩れてケーブルも海に落ちたり、非常にこう県立自然公園としてはいかがなものかなと思いますので、是非撤去するなら撤去する、残しておくんなら補修をするというような形にしていきたいと思いますが、今一度答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） あの箱がどういう経緯でできたかはちょっと分かりませんが、あの箱はケーブルを入れておく箱だと思います。それで壊れているのも十分分かりますし、その部分については新たに整備するという気持ちではないんですが、撤去できる方向の部分でどうすれば撤去できるのか、どういう手続きが必要で誰が、港湾、海自体は県の管轄なんですけど、まあそういう部分で町が撤去してもいいものかどうか、その辺も含めて検討させていきたいと思います。撤去の方向、できれば撤去の方向ですね。新しく造るというような形はちょっと無理があると思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 先ほども言ったようにですね、あそこは非常に人気のスポットで県外客もよく訪れるところですので、やはり県立自然公園にふさわしいような形で保存していただきたいと思います。

以上で本日の一般質問を終わります。答弁は要りません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問がないようですので、これで9番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。10時40分より再開いたします。

午前10時31分 休 憩

.....
午前10時39分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

2番議員の一般質問を許します。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 皆さんおはようございます。議席番号2番山本です。通告に基づいて一般質問いたします。

はじめに、水産振興策について。

当町の漁業形態は、従来から底曳き網漁業経営を中心としたハタハタ、タラなどの季節性回遊性魚種に強く依存しており、海況の変化や資源量の変動により回遊性魚種の漁獲の減少と輸入水産物に押された魚価の低迷により、漁協経営、漁業者経営が非常に厳しい状況にあります。そんな最中、今年のコロナウイルスは当町の漁業にも価格の暴落による漁業収入に大打撃を与え、採算が合わない状況と聞いております。当町の漁業は農業とともに基幹産業であり、漁業の衰退は町の衰退と一体をなすものといっても過言ではありません。

町ではこれまで、漁業の水産振興施策として漁港整備は荷さばき所、冷蔵庫整備、アワビ・ヒラメ放流支援などをしてしておりますが、若手の新規漁業参入者が出現していない現実は、当町の今後の漁業の衰退を暗示するものです。いずれにしても、漁業収入の減少や若手の漁業者が増えてないことの現状を踏まえれば、早急に水産振興策を計画立案し実行しなければならないものと考えます。

私はこれまで、防波堤の嵩上げや荷さばき所の整備をしたとしても、それは漁船の安全や荷揚げ作業の軽減、鮮度保持には確かに有効なことでありますが、漁業収入が増えるわけでもないわけで、同じ漁港予算を使うなら、静穏海域を設け、岩ガキ、アワビ、ナマコなど養殖できる海面を整備することが必要と提案してきました。先日、岩館地区の静穏海域でのつくり育てる漁業振興構想の取り組み機運が進み、岩館港複合的漁業エリア委員会を組織し、国、県などへ事業支援を要望してきたと聞いております。その際、また漁協の組合長からは、その委員会の委員として漁業振興に力を貸してくれとお願い

され承諾したところであります。長年の漁業者からの再三の要望により、岩館地区の防波堤を利用した静穏海域を使用できる程度に環境が整ったようであります。この機会に漁船漁業と養殖漁業との複合経営で漁業生産の活力向上を図り、次世代の若者が漁業で生活できる基礎を築くよう、町一丸となって進むべきであると考えます。

海面養殖技術は進歩し、全国各地で養殖漁業が取り組まれております。近くでは隣の深浦町の「深浦サーモン」のブランドでサケの養殖を、富山県射水市では「べっ嬢さくらます」のブランドでサクラマスの養殖事例があり、また、JR東日本ではトラフグ、ヒラメ、サバ、サクラマスの養殖事業を既に展開しております。こういった水産界の動きから、漁協では「水産業6次産業化観光振興プロジェクト」の協議がなされていますが、その資料を見ると、残念ながら協議ばかりの繰り返しで一向に前に進んでいない印象を受けます。

町の振興計画では、長期的取り組み分類に扱われており、具体的な施策がなく、残念でなりません。今かろうじて若手漁業者がいるうちに、明るい将来の漁業展望のため、町として養殖漁業の取り組む支援を積極的に進める英断が必要と考えます。町長として水産振興策の考え、漁業後継者対策、養殖漁業の取り組み構想、そして漁業経営維持に繋がる漁船・漁具購入費の補助の考えについて答弁を求めます。

次に、テレワーク、まあ在宅勤務ということで理解していただければいいと思いますが、テレワークの導入企業の誘致についてであります。

テレワークは、情報通信技術、いわゆるICTを活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことであります。コロナウイルス感染対策として3密を避けるため、在宅勤務が多くの企業で採用され実行されています。厚生労働省でも働き方改革推進支援助成金のメニューに助成金制度を設け、テレワークを推進しています。東京では人材が足りず、地方では求人が足りないと言われ、こうした双方の不一致を解消するため、大都市の企業は業務を地方に移転することで人材不足という課題を解決し、地方は大都市部の業務を誘致することで東京単価という質の高い仕事を地域住民の方々に提供することができるという、双方にとってのメリットがあるものです。

テレワークの推進には、企業誘致と同時に空き家や空き店舗対策、商店街の活性化、町が保有する廃校舎の活用など様々な問題を解決する可能性を秘めています。また、移住する従業員が勤務する事業所、または町外の個人事業主が移住するための住宅兼事務所開設によって、移住者の増加、あるいは空き家解消などの解決が期待できるテレワー

クオフィスの設置やテレワーク企業の誘致の実施に向けて取り組むべきではないですか。
町長の見解を求めます。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
森田町長。

○町長（森田新一郎君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

最初に、「具体的な漁業振興策」についてお答えします。

八峰町は、日本海に面した県北最大の漁業基地として八森漁港、岩館漁港を有し、古くから県の魚「ハタハタ」に代表される漁業の町として栄えてまいりましたが、近年は、水産資源の減少、漁業従事者の高齢化や後継者問題、原油価格の高騰や魚価の低迷など、漁業や漁村を取り巻く環境は大変厳しいものとなっています。

平成時代30年間における本町の漁業の推移を見ても、県漁業協同組合北部総括支所の調べでありますけれども、平成元年の水揚げ額、準組合員を含めた組合員数、底曳き網漁船の数はそれぞれ約16億円、553人、13隻、平成30年のそれぞれは約6億円、172人、7隻であり、平成時代の30年間で、水揚げ額は62.4%、組合員数は68.9%の減、底曳き網漁船の数は約半分になっています。平成時代が始まる10年前の昭和53年が約22億円、766人、19隻であったことを踏まえれば、極めて急激な衰退であり、20年先、30年先を見据えた時、八峰町の漁業や漁村がどうなってしまうのかという大きな危機感を抱いています。

これらの問題やこうした状況の中で安心して持続可能な漁業を実現するには、漁業者が安全で安心した漁業ができるよう漁港・漁場の整備促進を図るとともに、高齢になっても取り組める「つくり育てる漁業」のこれまで以上の推進、魚価の安定化を図るための品質の向上や品質の統一化、浜の磯焼けの状況と原因の調査を踏まえた海藻を増やす取り組みの推進、漁業者だけに任せないオール八峰での六次産業化の推進などが重要であると考えます。

具体的には、アワビ、岩ガキ、ナマコ、アカモクなどの磯根資源の管理育成・増殖と付加価値の向上、アワビやヒラメなどの種苗放流、県漁業協同組合が国や県や町に要望している「漁港の静穏域エリアの拡大」と漁港を活用したつくり育てる漁業の推進、国の「浜の活力再生プラン」の推進などがあります。特に「浜の活力再生プラン」については、県漁協や本町を含む沿岸市、県水産漁港課、水産振興センターで構成する「秋田

県地域水産業再生委員会北部部会」を組織し、水揚げされたウスメバル等の主要魚種の船上における血抜き処理の徹底とタグの装着による差別化、生き締めや神経締めなどの鮮度保持による魚価の向上を目指し、漁業者及び関係機関等が一丸となって漁業所得の向上による漁業経営の安定化に取り組むこととしています。

町といたしましても、町の基幹産業の一つである漁業は、漁業者のみならず産直施設等小売店はじめ、魚介類全般の流通に関わる各種事業者の生活にも影響を及ぼす重要な産業であり、持続可能な漁業や活力ある漁村の実現に向け、国や県からのご支援をいただきながら、また県漁協や水産振興センターなど関係機関と連携しながら、全力で支援してまいります。

2点目の「漁業後継者対策」についてお答えします。

秋田県の漁業は、水産資源が減少する中、漁獲量が天候や資源の来遊に左右されることや他の漁業者と競争して漁獲しなければならないことなどにより、毎年同じ漁をしても同じ収益をあげられるとは限らないなど経営が不安定なこともあって、新規就業者数が少ない状況が続き、漁業就業者の減少と極端な高齢化が進んでおり、特に個人漁業者の後継者確保問題は深刻な状況になっています。

このため県では、新規就業者の確保や育成に向け、本県漁業の魅力や支援制度の情報を県内外に発信し、就業希望者に対して就業面談から技術研修、就業後のフォローアップまで総合的な対策に取り組んでいます。具体的には、PRチラシに「秋田で漁師になろう」と銘打ち、担い手の掘り起こしを行い、現役漁師による刺し網、一本釣り、定置網などの体験、ロープワークや網仕事などの基礎的な研修を体験できる「あきた漁業スクール管理運営事業」をはじめ、県内に在住する漁業未経験者を対象に基礎的な研修を実施し、就業への意欲向上を図るとともに、漁業就業希望者に実践的な技術習得研修を行う「秋田の漁業担い手確保・育成事業」や、県外から移住して漁業に就業する希望者を対象に研修を行う「ウェルカム秋田！移住就業応援事業」などがあります。これら漁業就業を体験する事業は、就業希望者と後継者が必要な地域との間で市町村域を超えた調整が必要であることから県主導で実施しているものですが、過去には八峰町を主会場に開催されたものもあります。

町といたしましては、これらの県事業を活用しながら後継者確保対策に取り組んでまいりますが、今後、具体のマッチングが促進されるような支援について、町内の漁業関係者の要望も伺いながら検討してまいります。

3点目の「養殖漁業の取り組み構想」についてお答えします。

平成30年6月議会での山本議員の一般質問「サケ・マスなどの魚類養殖の可能性の調査研究」に対してのその後についてであります。翌7月に議員の皆様と深浦町が取り組んでいるサーモン養殖場を見学し、深浦町のように実績のある民間企業の協力を得られれば八峰町でも可能ではないかということを感じ、また今年の7月には、深浦町で実際に取り組んでいる地元民間企業をお招きし、サーモン養殖事業の概要等を伺っております。十二湖の湧き水で孵化させ、ある程度の大きさまで中間養殖場で育ててから海面養殖すれば生存率が高くなること、海外では日本の寿司が人気であることと、寿司ネタとして色が鮮やかで冷凍してもうまいサーモンが人気であること、サーモンを育てるには青森県と秋田県の水温が向いていること、中間養殖場が大いに不足していること、海面養殖用のいけすが極めて高額であることなどの情報を得ております。

一方、県漁業協同組合が町と県と国に要望している「岩館漁港の静穏域整備による複合的漁業エリアの創出について」に関しましては、平成30年4月に検討プロジェクトチームが設置され、県漁協北部総括支所、北部地区運営委員会、町産業振興課、県水産漁港課、山本振興局農林部などで構成する「ワーキンググループ」が6回、さらに私と白神八峰商工会、観光協会などが加わった全体会が4回、合計10回の会議が開催されています。これまでの会議においては、「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」へと安定的な漁業生産への転換を目指すことについて、静穏域内で実施可能な養殖魚種、費用対効果の便益の試算、付加価値向上に向けた6次産業化の推進や観光との連携などについて協議が重ねられてきております。先月いただいた要望書においては、「岩館漁港を県のモデルに、漁港施設を有効活用し、マスの海上養殖に加え、アワビ、岩ガキ、ナマコ、アカモク等磯根資源の増殖場として活用したい」となっています。

町といたしましては、第1点目でお答えしたように、極めて厳しい環境に直面している八峰町の漁業を持続可能なものにしていくには、高齢になっても取り組める「つくり育てる漁業」をこれまで以上に進めていくことが大切であると考えており、県漁業協同組合が行う国や県への要望活動に協力するなど、地元漁業者の熱意と期待に応えてまいりたいと考えております。

4点目の「漁船・漁具購入費補助」についてお答えします。

現在、漁船や漁具を購入することについて、町単独の補助制度はありませんが、漁船や漁具等をリース方式で導入する場合、2分の1を補助する、国の「水産業成長産業化

沿岸地域創出事業」と、秋田県で独立経営を目指す漁業者へ漁協が仲介してリースで中古漁船の取得や改修に2分の1を補助する、県の「秋田の漁業がんばる担い手応援事業」があります。

本町の漁業については、基幹産業の一つであるにもかかわらず、町からの支援制度が少ないのではないかと感じています。漁協自体が組合員の急速な減少等により経済的な基盤が厳しくなっていることも十分承知しておりますので、具体的な相談をしていただければ、補助制度等について検討してまいりたいと考えております。

2問目の「テレワーク（在宅勤務）導入企業の誘致について」お答えします。

テレワークについては、先ほど笠原議員にもお答えしたように、国の働き方改革やインターネット環境の充実に加え、新型コロナウイルス感染症の影響もあって、これからもより一層普及していくと考えております。

テレワークはこれまで、一部の企業で行われていましたが、最近では1週間のうち一度も出社することがない完全テレワークを採用する企業も出てきていることを耳にしています。ビジネスの中には、ソフトウェア開発企業など必ずしも事務所に社する必要がないものも存在し、テレワークに移行することで、満員電車や通勤のストレス解消、通勤費や事務所費の削減、就業規則の柔軟な運用による子育て世代等の優秀な人材確保などの面で大きな成果を上げている企業もあります。

今回の新型コロナウイルス感染症により、首都圏から地方への人の流れはもとより、暮らし方や働き方なども含め、これまで当たり前と考えられてきた社会経済システムが根本から変わっていくことが予想されます。

「今だからこそテレワーク導入企業の誘致を」とのご提案ですが、私も同感であります。今は動けませんが、ウイズコロナやアフターコロナになれば、これまでのように秋田県企業誘致推進協議会主催の「あきたリッチセミナー」や「首都圏企業との懇談会」などが開催されますので、今議会において条例改正していただいた、産業振興用であれば町有施設の無償提供が可能となることもPRしながら、町内への企業誘致の推進や町内への若い大人の移住促進などに取り組んでまいります。

○議長（門脇直樹君） 2番議員、再質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 非常にご丁寧な答弁、時間があまりなくなりましたけど。

まず最初に漁業のこの実態を説明しておられましたけども、私から補足しておきたいと思います。

昭和50年代、22億円の水揚げがあったのが、現在、昨年の水揚げで6億5,000万円ほどにまで落ちてしまっていると。3分の1になっている。で、まあ底曳きを中心にして話をすればですね、底曳きも7艘で年間2億円、単純平均すると3,000万円弱だわけですよ。この3,000万円弱という実態はですね、私がまだ10年前に漁協職員の時、3,000万円の水揚げが経営のボーダーラインなんです。それを下回るっていうことは赤字っていう状況なわけですよ。まあ今はもっと経費が上がってるんで、それだと思っただけですけども。そういう状況の中でも、何とかまず維持しているというふうな状況なわけですね。その中で計算上、3分の1が経費、3分の1が人件費、あと残り3分の1はいろんな経費がかかるわけですけど、人件費の3分の1、約1,000万円で乗組員5人が生活してるというふうな状況になってるわけですね。ということは平均200万円しかもらってないということだわけですよ。こういうふうな漁業実態だからこそ、今、漁業者が増えないというふうになるわけですね。今現状でどういうふうに暮らしてるかという、底曳きの乗組員は7、8月、カキとかアワビ漁で多い人だと50万円、100万円獲るんだろうけども、それがあって初めて地元で乗組員として働いているというふうな状況なわけですね。その辺、そういうふうな状況にあるということなわけですね。ですから、漁業者が今苦しい、まあこういう200万円台、まあ300万円弱の給料、所得水準にもう少しプラスしてやると、もうちょっと新規に出る者が増えるのではないかというふうに思うわけですね。ですから、漁業振興というのにはもっと力を入れてほしいというのがひとつの願いというか、まあ提案なわけですね。

もう一つそれに合わせてですね、なぜ漁業、若手の漁業者が増えないのか、新規漁業者が出てこないのかと。これは非常に難しい問題があります。これを紹介しておきたいと思います。

一番漁業者が求めるのは許可という、漁業の許可ですね。これ県知事と大臣許可とあるわけですけども、まあ大臣許可というのはなかなか難しく、まあ底曳き、代表格ですけども、県知事許可というのは県が与えるわけですけども、新規にその県の許可をもらうということになるとですね、地元の既存漁業者とそれ以外の底曳きでもそれ以外の漁業者でも、その同意が必要なわけですね。ところが先日の例によりますとですね、まあこれキスのこぎ刺しっていう許可の問題あったんですが、新規にその県知事許可、キスの許可を求めたのですが、同業者の反対にあいまして許可が出ないと。まあこれ漁協のルールとしてそういうふうになってるわけですけども、そういうふうなまあハードルが

あってですね、新規にその許可を、まあ県では与えたいと思ってると思いますよ。ところがそれを現実には漁業者、既存漁業者が反対するから、底曳き漁業者が反対するからもらえないわけですね。その許可さえあれば、そのキスで年間100万円や200万円稼げる可能性が大きいわけですし、経営も安定してくるわけですよ。ですから、まあこれなかなか難しい話で、町長にすぐやれ、やってけれというわけにはいかないと思いますけども、これはやはり漁協を説き伏せてですね、新規漁業者に対して柔軟に許可を与えてやる機会をつくらないとですね、若手漁業者の参入がないんだということなわけです。その辺について、まずひとつ、まあ組合長に対してそういうふうなことを伝えてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 質問の最初の部分が大変大きな質問であったので、私が町長になる前から考えてる思いも含めてちょっと丁寧に説明して時間使ってしまって申し訳ないです。

まあ1問目の再質問もこれもまた非常に難しい問題ですが。私的に、私、漁業、いわゆる魚釣りとかそういう部分は好きですけど、趣味の世界で。漁業の深刻さの部分っていうのは、本来やっぱり漁業者、そして漁村が、今こういう状況になっていて、もう10年後、20年後どうなっていくかっていう部分をもっと認識しないといけないと思います。それと漁業者の部分で農業者と違うのは、一番が一番、要するに魚一番多く獲れる、一番早く、人よりも早く行って人よりも早く獲ってくる、そこの部分の意識をどうやってみんなでやっていくというふうな意識に変えていくのか、そういう部分が大切だと思います。今のお話の新しい漁業への許可の話も、で、今そこの部分でまたひとつ、一人、その底曳き網とかそういう部分に参加したくてもできないとかいうふうな形になっていった時に、平成、まあ先ほど言った53年、40年前ですけど、19隻もあった底曳きが今7隻なんですよ。だからそこの部分がこの先にどうなるかって、自分たちの未来がどうなるかっていう部分もやっぱり反対する前に考えてほしい。反対するのは分かります。増えれば自分が獲れる量が減るからです。それは分かりますけど、ただその部分を議論してるような場合ではないということ認識する部分は、私こう組合長と何度もいろんな酒席の場でも、個人的に飲んだりもしますしあれだけど、そういう、まあ今お話になった部分の話はしてないので、若手の新規参入者が入ってこないから今の漁業の現状がこうなってるんだっていうことは、是非理解していただくようなことは申し上げたいと思

います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 非常に組合長と親しく飲んで、失礼、協議、話し合いをしてるみたいですが、もうちょっとですね、私の発言の影響力というのは組合長になかなか伝わらないと思うんですよ。町長であれば伝わると思う。やはりですね漁業者っていうのは利己的で、来るものは拒むんです。そうでなくて、やっぱり組合長ともなったら、しかもその下に細々と底曳きの若い20代、30代いっぱいいるんですよ、実は。彼らが四、五年して、何ていうか漁師になれてきたらですね、ひとり立ちして船で漁船漁業をやるような状況づくりしていかないと駄目なわけですね。そのためには、今の漁業者の考え方っていうのは根底から変えていかなければならないわけですよ。で、漁業っていうのは今、今日明日にできるものでなくて技術の伝承が必要なわけで、今のやってる人方がそれを伝えていかなければならない義務もあるはずなんですね。その辺を十分説得してあたってもらいたいと思うんですが、まずその気持ちを聞きたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 先ほど底曳き網1艘当たり3,000万円というボーダーラインだというふうな話、まあいわゆる外海に魚が少なくなったということも原因なんでしょうけども、5年前から海底耕耘という部分が県でやられています。ちょうど今年5年目で、来年どうするかっていう部分で、実はこの前、漁業協同組合の組合長と幹部の人と私が知事のところに応援に行きました。そしたら、アマダイとか、それからタコとかヒラメとかカレイとかが、海底耕耘原因がどうか分からないが非常に増えてるというふうな話が数字として出されまして、そこの部分で是非来年も、来年以降もっていうことでは太鼓判を押してくれましたので、これは来年以降も続けられると思います。そして今のお話になった部分については、漁業者の意識を変えなけりゃいけない。もうこの部分に関してはどうしていくかの部分に関しては、私も特効薬はありません。なりませんが、ただ、現在の組合長、いろいろ会う場面がありますので、そこの意識を変えていかなきゃならないっていう部分は、お話ししたことあります。ただお話ししても、「変わらねんだよな」っていう話がありますけど、ただいずれそこの部分、議員ご指摘されるように、そこの部分を乗り越えていかなければこの先どうなっていくかっていう部分ももっと予想してみてくださいっていうことは、私の頭の中にありますので、まあそういう部分はもう少し、いや、そこで終わらないで、もう少しその先どうすればいいのかっていう部分で、

先ほど質問の際に岩館漁港のエリアの部分に委員に入ってくれて形の部分で了承したってお話ありました。で、そういう場面でも大所高所のお話を、漁業者でない方のお話もそういう場面では必要なるかと思います。私もアシストをしたいと思います。

いずれこのままではなくなってしまいます。漁業があるうちに何とかしなきゃいけないという思いは一緒でありますので、いろんな部分でもアドバイスいただければと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 是非強力にアドバイスしてやってもらいたいと思います。

で、ですね、まあ養殖の取り組みに関して聞きますけども、前回の回答で「研究します」という回答で、まあ先ほど若干説明はありましたけども、要はですね今プロジェクトとして進めて検討している養殖事業、検討ばかりなんです。まあ当然採算性とかそういうふうなものは調べる必要はありますよ。ですがですね、やっぱり実際にそれをやってみないと分からないわけですよ、海の環境というのは。それは大々的にいきなり大きくやらなくてもですね、今、まあお金さえあれば何とかなるわけですから、早急にその実証実験を私はやってしまうべきだと。そうでないとですね、机上の空論ばかりやっててさっぱり進まないのではですね、これはいつになっても養殖業は出現してこないと思うわけですが、町として、まあ1,000万円だり2,000万円だり、予算つけてやるということ考えないですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私の場合は、やっぱり漁業が基幹産業の一つで、急激な衰退してきてこの先どうなるか分からないという危機感あるので、で、今回の最終の漁業協同組合からの要望書の中でも、サーモンやると、「サーモンの養殖に加え」とかっていう形が初めて文字が入った時に、私「これ、すぐできたんだか」って話をしました。要は、「養殖ってそう簡単にできるもんじゃないでしょ」っていうふうな形で、実績も全くないのにできますかっていうような方で、そういうお話をした経緯があります。それでその先もそのことについてはいろいろ議論しました。で、まあ漁業協同組合の方では、実際深浦町の方へ行ってる、そういう企業の人方との情報交換もしてるようでありますので、そういう部分も踏まえて誰がやるか、どのようにしてやるかという部分の計画さえ私の方の方に持ってきて相談していただければ、前向きに相談したいと思います。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番(山本優人君) まあ言い方が、前が先か後ろが先かなわけですけども、「町が1,000万円予算つけらんとかにおめえ方やるってあんでればすぐ出す」というふうな言い方すればですね、もしかすれば出てくると思うんです。おめえ方やる気あれば出すよっていうふうなやり方ではね、なかなか出てこねえんですよ、実は。ですから「1,000万円おめえ方さ預けらんとかこれを実証実験してみれ」というふうにやる気を引き出すという方法があるわけですが、それについてどうですか。

○議長(門脇直樹君) 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長(森田新一郎君) その部分について、型式、どっちが先かっていう話になるので、その部分については議事録残したくないのであれですが、結果的にそういう形の部分でやってもらって物が出てきて、そういう形で出てきたからって部分もあるので、まあそういうやり方部分についてはありますので、ありますが、いずれ何とかしなきゃいけないという部分の思いはありますので、もっと漁協の方と相談しながら町としてできる部分、応援したいと思います。

○議長(門脇直樹君) ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番(山本優人君) 是非前向きに積極的に短期に取り組んでいただきたいと思います。

それと4番目にあります漁船・漁具の購入ですが、まあこれについてはですね、一番最初に漁業にとっかかれる最小の単位が船外機という、まあ分かると思いますが、船外機船の取得なわけですけども、まあこれについても約、最低で50万円から100万円近くかかるわけですね。まあこれ国・県の補助をあてにするっていったって、これなかなか難しくてですね、これ細々の小さいとっかかりについて町としてもきっかけをつくるために補助をするような制度をつくってもらえませんか。

○議長(門脇直樹君) 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長(森田新一郎君) 何でもそうですけど、やっぱりその後継者が、新しい後継者が現れてこそ、新しい就業者が現れてこそ、その産業が長く続いていくもんだと思います。今まで漁協の人方とも何度もお話し合ってますけど、そういう話の部分は受けたことありませんので、今そういう形の部分、実際に需要がそういう形であるのであれば、農業の方ではそういう町単での支援事業もいろいろやっていますので十分検討する価値があると思いますので、具体の相談していただければ私の方でも検討させていただきたいと思います。

○議長(門脇直樹君) ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 是非前向きに全て取り組んでもらえるものだと認識したのでありますが、よろしいですね。

次に、テレワークについて質問したいと思います。

まあ書いてる中身そのものなわけですけども、要は、今、コロナ対策に乗じてというふうな言い方は非常に悪い言い方かもしれませんが、今、まあチラシというか、いろんな大手の企業が在宅勤務というふうなスタイルを今やっているということはご存じだと思います。この際ですね町としてもそういう企業に直接的にアピールしてですね、是非来てほしいと。うちの町では、例えば極端ですよ、極端な言い方して、事務所はただにしてやるし、電気料もただにしてやる、まあそういういろんな条件をですねつけながら、何とかしてこっちの方に事務所を構えるなり移住して在宅勤務をしてもらうような動きが必要なんではないかなと。まあ県・国の動きを見て動くのではなくてですね、町が積極的に最初っから動いていかないと、その熱意っていうものはその企業に伝わらないわけですね。まあこういうふうにすぐ動いてる所はですね、例えば調べてみたら長野県の山ノ内町とかですね、富山県富山市、愛媛県松山市とか、そういうふうなところはもう既に動いてるわけですね。で、まあ事務所費数十万円補助したりですね、いろんなネット回線を整備するために100万円あげるとかというふうないろんないい条件を提示して、是非来てくれというふうな行動を起こしてるわけですけども、その辺、まあ県・国の支援は後からでもいいですので、町としてすぐ動くというふうな考え方については町長としてはどう考えてますか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今、コロナ禍の状況の中では、まあすぐには動けないんですけど、これ私、企業誘致に関しては、時代が変わって私たちのような小さな町が、私たちの町に企業来てくれっていうふうな形の誘致する時代から、雇用者の確保の問題もあるので能代山本で一体となってやるっていうふうなそういうお話をしてきた経緯があります。で、今回のコロナ禍の部分で、そこの部分はまたちょっと変わりました。我々のような小さな所でも、今議員がおっしゃったような優遇措置とかあれば来てくれる企業があるかもしれないというふうな思いに変わってきてます。そういう意味で、今正にそういう活動の時期だろうと。

ただ、企業誘致の場合は、いきなりある会社に行ったら、その会社がリモートワークする会社なのかどうなのか、そういう部分さえも分からない状況の中で行きようがな

い。その部分では、先ほど答弁しました、笠原議員の部分答弁した4,000社に対する企業で、どういう形でこうリモートワーク、あるいはテレワークを考えているのかっていう部分が分かりますので、そういう部分の流れは見てみたい。それと、大きな社会システムが変わっていく中では、首都圏からドーナツ状に変わっていくものか、それともIターンみたいに首都圏からいきなり北海道、いきなり九州に飛ぶものか、その辺も見てみたい思いはあります。ただいずれ我々のような、まあ問題としている過疎の部分に逆メリットになるっていうふうなそういう部分は感じてますので、是非そういう情報を踏まえながら動きたいというふうな形では思ってます。

いずれこの後、県、ほかの24市町村も同じような、それから全国の1,700以上の市町村も同じような形で動くと思います。で、この中で県の方でも今やってる部分では、いきなり来てくれる場合には、一人、二人じゃなくてフルテレワーク、つまり全てこっちの方に来ると家族同伴という考え方を持ってます。家族が来て、一緒に来ないとフルテレワークはできないので、そういう部分でその家族への支援もどうするかっていう部分を考えてみたいですので、その辺、私、担当してる課長と個人的な繋がりありますので、そういういろんな情報を収集しながら、町の方のために頑張っていきたいというふうに思います。思いは同じですが、今すぐ動けといっても今はちょっと行けませんので、もう少し待ってください。

- 議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。
- 2番（山本優人君） まあすぐ東京に行って交渉してこい、会社回れということではないわけです。今それこそテレワークで、今はもう、町でもテレワークのパソコン入れたはずですから、そっちの例えばテレワークやってる企業の名簿を配付してますけども、その中の一つと話しすることだってテレワークでできるわけですよ。どういうふうな状況であれば、あなたの会社が八峰町にフルワークでやってもらえるかということの交渉はできるわけですよ、わざわざ行かなくても。ですから、そういうふうなことから情報を交換をすることによって、八峰町という存在を知ってもらえるチャンスなわけです。結局のところ、何ぼ時代が変わっても人と人の結び合いなわけですよ、そういう事業っていうのは。ですから、現実はなかなか難しいかもしれないけども、そこの手テレワークをやっている企業の担当者と直接話し合いをすることによってそのチャンスが生まれてくるわけですし、その相手が求めるいろんな条件、そういうふうな情報もとれるわけですね。だからそういうふうな動きをしてもらうということが、最終的にはテレワーク

の発展という誘致に繋がっていくもんだと私は思うわけですが、その辺どうですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私はその前に全ての企業がテレワークできると思ってませんので、どういう企業の方々がテレワークを考えていて、かつ遠方におけるテレワークを考えているというふうなそういう企業の情報がまずないと、そこの部分からいきなり面識もない人がお話できるような関係でないので、基本的にはリッチセミナーとかそういうふうな懇談会の中でいろいろ話し合いながら名刺交換をし、そしてその上でいろんな条件で話しながら、可能性のあるところについてこうやっていくのが効率的かなというふうな形と思います。

今、論理的には議員おっしゃったような形もできると思いますが、まあ今まで名刺交換した人の部分で基本的になかなか顔と名前が一致するほどの関係ではありませんので、いきなり社長さんとテレワークしませんかっていってもなかなか難しいので、まずどういう企業がどういう形で考えているのかっていう部分の情報を県が調査すると言ってますので、10月から11月にかけて調査すると言ってますので、そういう部分の形を見ながら行動したいと思います。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） ちょっと認識違うんですね、考え方。町長がその相手の社長と話をしろと言ってるんじゃないんですよ。私は担当が、窓口、相手の会社だってそういうふうなテレワークの担当みたいな部署があると思うわけですよ。その人と交渉なり情報交換するっていうことが必要なわけです。町長と社長と話したってすぐ解決するわけじゃないですよ。だからまず最初は、まあこれ営業の一つの方法と同じで飛び込みですよ。飛び込みで相手のその営業、テレワークの担当と話をして情報を得るということはとっかかりとして必要で、で、最終的に話がまとまったらその時は町長が出て行って話を決めるということは必要だけれども、そういうふうな段取りでいくことが必要だということだ。そういう辺、勘違いしてませんか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 質問の趣旨ちょっと勘違いしてます。そういうことであれば、実際に首都圏等の企業と現在もテレワークの中で向こうからの用ある人方来るんですけど、そういう人方と意見交換してますので、そういう場の中でテレワークについての考え方とかそういう部分の情報収集は可能だと思います。私と向こうの会社の社長さんと

なるとなかなか難しいってということで、ちょっとそれが趣旨、質問の趣旨でないとするれば私ちょっと勘違いしました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 是非ですね町長に出張っていけとは言ってませんので、是非機会ある担当がいたらですね、直接営業という感覚でああいうのを担当と話し合うというふうなことを指示してもらわないといけないと思います。

以上です。

○議長（門脇直樹君） これで時間となりましたので、2番議員の一般質問を終了します。

5分間休憩いたします。そして再開後、見上議員の一般質問を終えてから、またお昼に入りたいと思います。よろしく申し上げます。40分より再開します。

午前11時35分 休 憩

午前11時40分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

次に、7番議員の一般質問を許します。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 通告に従い、一般質問を行います。

まずはじめに、国保税の減免申請について、同一家族全員の収入調べは必要かについて伺います。

国民健康保険税の減免が条例28条に記載されています。1項3号、所得が皆無になつたため生活が著しく困難になつた者又はこれに準ずる者と認められる者とあります。規則には担税力の有無は納税義務者の生計を一にする親族（内縁を含む）預貯金調べがあると記載され、家族全員の署名捺印した同意書を提出しなければ申請できません。県内市町村ではこのようなことを行わず、窓口で事情を聞く書類審査で申請することがほとんどです。家族の中には、国保税の人と社会保険等など別の保険に入ってる人もいます。子どもまで同一家族全員の預貯金調べはプライバシーに関わると訴訟が起き、原告者が勝訴した例があります。規則を改正して金融調べの同意書の提出を廃止する考えはないか、町長に伺います。

2項目の高齢者対策の支援について伺います。

八峰町の高齢者人口は県内5番目と多く、人口が6,522人のうち3,154人、48.4%です。高齢者の方々が安心して生活するためにも、今ある制度をより充実にする、また、新た

な制度をつくる必要があるのではないのでしょうか。

そこで3点について伺います。

高齢者の難聴は、加齢とともに多くの方がなり得ることです。町の検診に新たな難聴検査を行う考えはありませんか。難聴が進んでいることを自覚しても、市内の耳鼻科に行くのが大変な方に喜ばれると思います。補聴器が必要と診断されると、紹介状を持って再度診察してもらうか、補聴器コーナーを設けるなど施策があるのではないのでしょうか。補聴器は高額なものから1万円までと様々です。今、全国の自治体で補聴器の補助をしているところがあります。難聴から少しでも快適な生活を送るために、高齢者対策として検討する考えはないのでしょうか。

次に、介護保険の事業にある紙おむつ制度、これは省略してますけども、紙おむつ制度がより利用しやすいものにするために、年一度の限度額、おむつ券を発行する考えはないのでしょうか。能代市ではかなり前から行っています。

次に、軽作業生活援助のより充実した施策について考えを伺います。

この制度は平成30年に改正され、65歳以上の世帯に生活支援として、除排雪を除いて1年間週1回、1回1時間利用できます。除排雪については、12月から翌年3月まで、1人15回利用できるようになっていました。しかし実態はどうでしょうか。決算報告では、高齢者世帯957世帯のうち34世帯しか利用していません。この制度を十分に生かすことができるようになれば、シルバー人材センターでは足りずに、もっと別の組織でも雇用の場が生まれて利用者も雇用も元気になる制度でないかと思っております。この制度をより充実したものにするためにも、高齢者世帯に利用券を発行する考えはないのでしょうか。考えをお聞かせください。

この質問をするに当たり、町のホームページをいろいろ見てみましたが、高齢者サービスを見ましたが、あまりにも寂しい内容であります。能代市のように楽しくなるような希望の持てるホームページが必要ではないかと思っておりますが、町長、このことについても一言答弁をお願いします。

最後に、陸上風力発電の住民説明について考えを伺います。

この件に関しては、12月議会、3月議会で質問してきました。このことを取り上げなければならないと思ったのは、7月4日、峰栄館で開かれた白神ウインド合同会社の能代山本広域風力発電25基の事業説明会に参加したからです。峰浜地区に集中して8基建設されることが住民にどのくらい周知されてるのでしょうか。沢目地区の元町会議に聞いて

たら、「どこに建つか知らない。自治会からは何も聞いてない」。その方の近くに住む私と年代の同級生の方は、「浜に建つんでしょう」と関係なさそうです。「割と近くに建つんだよ」と言うと、「嘘でしょう」ということです。また、稲子沢集落では、1 k m以内離れた能代市ですけども、外荒巻に建設されることは誰も知りませんでした。内荒巻の集落は740m圏内に入ります。牛舎まで1 k m以内に建設されることも何も知りませんでした。ただこの人は、「能代市の開拓の、拓友で建設が反対されたことに本当に安心した。これで良かったと思っていただけども、また建つのか」ということでした。

そこで伺います。住民生活説明会はどこで何人参加して開かれたのでしょうか。職員が参加してるとお思いますので、その状況をお知らせください。

風力発電に関しては、今のやり方では賛同できません。その一つは、民家にあまりにも近い。4,200 k Wの風力発電はあまりにも巨大すぎます。住民にあまりにも風力発電の情報が入っていません。この電力は地元に使われるものではありません。地元には何のメリットも生まれないのではないでしょうか。それよりも危惧される点が、昨日の台風10号でテレビでも放映されてました、風車の被害が出ました。3枚羽、2枚が折れ、1枚は落下しています。八峰町ではどうでしょうか。一番近いのは松峰園、766m、ゴルフ場の裏側、海側の方に挟んだように2本建ちます。もしこれらの施設に被害がでた時は、危険なものであると認識しながら風力発電を建設することが、地権者である沢目財産区と、ひいては最終責任である町長にも責任が及ぶのではないですか。

健康被害について、洋上風力考える会ではアンケートをとりました。沼田地区では11名が回答をしてくれています。その中には、はっきりと健康被害を訴えてる人が2名いました。町長は「何かあったら自治会長に」と言われますけれども、自治会から風力の説明がないのに、体調不良の話をして聞いてくれますか。事業者は1基建てる周辺に説明会はやっぱりやらなかったりです。丁寧な住民説明もなく巨大な風力発電を建つことは、住民の福祉と生活を守る地方自治の精神に反するのではないのでしょうか。町長の考えをお聞かせください。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。午後1時より再開します。

午前11時49分 休 憩

午後 0時59分 再 開

○議長（門脇直樹君） 午前に引き続き会議を再開いたします。

7番議員の一般質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 傍聴席の皆様には、午前中から引き続いて傍聴していただいている方もおまして感謝申し上げます。

それでは、見上議員のご質問にお答えいたします。

1問目の「国保税の減免申請に同一家族全員の収入調べは必要か」についてお答えします。

国民健康保険税の減免につきましては、罹災や貧困、著しい所得の減少などのため税金を納める能力がないと判断される場合に、条例や規則に従い免除することができることになっています。いわゆる担税力がないと判断された場合であります。

担税力の有無について、規則では、生計を一にする親族を含む納税義務者の給与、年金、退職金、保証金その他全ての収入及び預貯金、保有資産などを総合的に判断し決定することになっています。このため当町では、申請に当たって、申請人及び世帯員の預貯金等を確認するため、金融機関に照会することを同意していただく同意書の提出を求め、同意をいただいた方の金融機関預貯金照会を行っております。

確かに議員のご指摘のとおり、能代山本地域では八峰町のみ同意書をいただいて預貯金調査を行っていますが、これは申請書での申告だけでは漏れや誤りの可能性もあり、十分でないという考えから、規則で定めているものであります。

なお、管内では3市町とも、申請に当たり、申請書による申告だけでなく通帳残高の写しを添付する方法で確認しているとのことであり、結果としては同じ考え方に立っているものと思います。

町といたしましては、今後とも、税の減免に当たっては、税負担の公正公平という観点から、また、他の納税者に疑念を抱かせ納税意欲を失わせることがないように、慎重に対応していく必要があるものと考えています。

2問目の「高齢者の対策と支援について」お答えします。

1点目の高齢者の難聴検査についてお答えします。

秋田県総合保健事業団にお願いしている集団検診では、聴力検査の項目はありませんが、ある音域が聞こえるかどうかを検査することは可能であると思います。しかしながら、老人性難聴については、加齢とともに進行し、単純な音が聞こえにくくなるだけでなく、言葉の聞き取りや意味の理解が悪くなっている程度などの判断や、補聴器で聞こえる音を大きくすることが効果的かどうかの判断など、専門医が必要になりますので、

老人性難聴を集団検診の項目に加えることには無理があると考えています。

老人性難聴については、加齢に伴う脳の機能低下等の個人差がありますので、集団検診ではなく、専門の医療機関を受診して対応すべきことと思います。

なお、補聴器コーナーを設けることについては、集団検診会場に補聴器業者を呼び入れることになり、町の検診にはなじまないことと考えます。また、補聴器の購入に対する支援については、専門医の診断を受け聴覚障害が認められれば価格の1割負担で購入できますので、必要ないものと考えております。

2点目の紙おむつなどの介護用品の支給事業についてお答えします。

本町が実施している「家族介護用品支給事業」については、寝たきりの高齢者及び介護を要する認知症の高齢者であって、かつ要介護度1から5と判定され、紙おむつ等の介護用品を必要とする状態にある在宅の要介護者を抱える家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るための事業であります。支給額は、1年度につき6万円を限度とし、支給期間が1年度に満たない場合は月5,000円が限度となっています。

介護用品の支給申請に当たっては、町に家族介護用品支給申請書を提出していただきますが、最初に一度申請すれば、3カ月以上の入院や施設入所など以外は自動的に更新され、また、購入した紙おむつ代等の請求は、毎月役場に領収書を提出していただければ限度額まで10分の10を支給する仕組みになっています。

なお、領収書を提出する際に交通手段がない方については、在宅の要介護者を担当するケアマネージャーが代行して行っております。

令和元年度における登録者は144名、利用者は98名であり、支給額は287万7,000円で、1人当たりの1カ月平均は約2,900円となっています。

議員ご質問の手続きの簡素化については、最初の申請とかかった経費の毎月の請求のみであり、特に簡素化する必要はないと考えています。

また、年間6万円の利用券を発行することについては、取扱店に煩雑な請求事務を強いること、インターネット等で安価に購入できなくなること、年間6万円以上かかっている利用者がほとんどいない状況の中で余った利用券はどうするのかということ、おつりはどうするのかということなど様々な問題がありますので、無理があると思います。

3点目の軽度生活援助事業についてお答えします。

町が社会福祉協議会に委託して実施している「軽度生活援助事業」については、65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯などであって日常生活上の援助が必要と認められる

方を対象に、家周りの手入れ、家屋の軽微な修繕や修理、1時間程度の除排雪などのサービスが受けられる事業であります。一度登録すれば、除排雪以外のサービスについては1人週1回を限度に、除排雪については12月から翌年3月までの間、1人15回を限度に、1時間当たり自己負担100円でサービスを利用できる事業であります。

サービスの利用に当たっては、初回のみ、町に軽度生活援助事業利用申請書を提出し登録する必要がありますが、本人が来られない場合は、ご家族以外でも民生委員や社会福祉協議会職員などが代理申請できることになっており、サービスを受ける際にはシルバー人材センターへ申し込むことになっています。現在の登録者は133名であり、令和元年度の実績は157回、34人、1人当たり年平均4.6回、平成30年度の実績は390回、113人、1人当たり年平均3.5人となっております。

この事業について、「年間を通して利用券を発行する考えはないか」ということではありますが、年間を通じて安定的に利用されている事業でないこと、利用される方の利用頻度がまちまちであること、利用できるサービスの種類ごとに利用回数の限度があることなどから、登録者に配布する利用券の枚数や内容等をどうすればいいかという問題があり、現在の仕組みを継続してまいりたいと考えています。

4点目の「八峰町のホームページに高齢者が利用できる制度を掲載すべき」ということについては、早急に対応いたします。

3問目の「陸上風力発電の住民説明会について」お答えします。

ご指摘の峰浜地区に建設される超大型風力発電については、「白神ウインド合同株式会社」が計画している「能代山本広域風力発電事業」であると思います。

「何らかの悪影響が生じるのではないか」ということではありますが、現在、風車の建設場所から1km圏内に住宅地がある地域で運転されている風力発電所として、沼田地区に7基建設し、平成31年2月から商業運転を開始した「八峰風力発電所」、目名潟地区に2基建設し、令和元年5月から商業運転を開始した「峰浜風力発電所」などがありますが、これまでのところ、近隣住民から体調変化等に関する苦情は寄せられていない状況にありますので、「能代山本広域風力発電事業」においても、何らかの悪影響が生じる可能性は低いものと考えております。

住民説明会については、環境影響評価法において、発電事業者が方法書、準備書の段階でそれぞれ説明会を行うことが定められており、「能代山本広域風力発電事業」の場合、方法書の段階では平成30年3月31日に「峰栄館」で開催され12名の方が、準備書の

段階では令和2年7月4日に同じく「峰栄館」で開催され22名の方が参加しています。

「財産区に関する地権区域」については、能代カントリークラブから水沢川手前までの海岸線に建設予定の4基は全て沢目財産区有地、大槻野から内坂周辺の県道常盤峰浜線沿線に建設予定の4基のうちの3基が一部沢目財産区有地となっています。

「問題が起きた時、財産区はどのように責任をとるのか」についてであります。沢目財産区は沢目財産区有地を貸してほしいという発電事業者からのお願いに対し、沢目財産区管理会で協議し、貸し出しているものであり、何か問題が起きた時は、沢目財産区管理者としてではなく八峰町長として、自治会等と協議しながら発電事業者に対応策を求めていくことになると考えております。

「ほとんどの町民がこの計画を知らないから、町が全体の配置図を示し、メリット、デメリットを町民に知らせるべき」につきましては、風力発電については、国の「風力発電に係る事業計画策定ガイドライン」において、事業計画策定の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう定められており、このガイドラインに即した対応が事業者の責任においてとられ、地域住民の理解のもとで事業が進められているものと考えております。

メリットやデメリットにつきましては、見上議員が想定されているメリットやデメリットがどのようなものであるかは分かりませんが、健康や景観に関するデメリットを想定しているのであれば、国が明らかな関連を示す知見は確認できないとしていることや、主観により見方が異なるものもあり、また、発電事業者が現在の法律の枠組みの中で進めている事業でありますので、町が情報提供することには慎重であるべきと考えております。

○議長（門脇直樹君） 7番議員、再質問はありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 通帳の確認とかそういう家族全員の確認をやることになってるんですけども、町長の答弁では、今は通帳の残高を調べるだけ、これは通帳を、その窓口に行った人の残高を調べるっていうことですか。それとも金融機関からは家族全員の残高が提供されるということなんですか。その辺ちょっと教えてください。

それと、この前、医療費一部負担減免の申請をしたんですけども、その時は、まあ今年度ですので、あれですけども、通帳の確認とか同意書の確認はなかったもんですから、少しはやり方が変わったのかなと思ってたんですけども、この家族全員のその預貯金調べていうことに対して、町長は、まずどのような考えを持っておられます。

これは必要なものだと思いますか。まあ近隣の市町村もやってないんですけれども、八峰町はこのことに対して何ら疑問も感じてないんでしょうか。町長いかがですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。今井税務課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 1つ目の方、残高照会について、どこでどういうのを確認してるかということですけども、これは窓口において申請時に家族本人及び家族の通帳の残高を確認してるということです。

以上です。

○議長（門脇直樹君） 森田町長。

○町長（森田新一郎君） 後段の、こういう家族全員の残高調査をすることについて町長どう思うかというふうな質問にお答えします。

やっぱり税の減免につきましては、税自体は国民の義務でありますので、まあ基本的に国を運営していく、あるいは県、市町村を運営していくための基本となるものですので、これはまあ必要なんですけども、その部分の減免に当たっては、やっぱりそのあらゆる人方に説明できる公正公平、これが基本的な原点になると思います。したがって、その部分では今現在やっておるような形でやる部分については、私としてはこれまでも何度か答弁しておりますが、そういう方向でやっていきたいというふうに思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかにありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） これは家族全員ですので、町長、例えば国保に入ってる人と入っていない人、当然いますよね、若い人は社会保険に入ってるとか。それから、その子どもさんは社会保険の扶養になって、おじいさんおばあさんは田んぼとかあるので扶養できないと、そういう場合は国保になりますよね。で、そういう国保以外の家族の人たちの預貯金調べも町長は必要だと思いますか。まあ地方税法に、国との交渉の場合に調査権、各自のこの預貯金の調査権っていうのは、権限があるのかないのかっていうことで国会でもかなりこう論議になって、最終的には地方自治体ではそういうふうな権限はないっていうことに落ち着いてるんですけれども、八峰町はまだこのように続けてます。町長、まず最低限度、国保の加入者の預貯金じゃなくって、その働いてる若い人とか同一家族ということにどのように思われますか。やる必要があると思いますか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 考え方はいろいろあると思います。まず同居している家族、こ

これは一人一人が別々に同居してるわけではないと思います。どんな保険に入ろうとも、子ども、親、それから祖父母、いろんな形で生計して生活していますので、その部分の一つを見るかどうかという部分については、見上議員がおっしゃるような部分もあります。私も昔、生活保護を担当してあった時にそういう思いはしたことがあります、ただ現実には、生計を一にしている形でやっている以上は、そこの方の税を減免する場合、この部分については、その世帯全体で生活していけるかどうかの部分の確認が必要でありますので、そういう部分では、今の部分については必要だというふうに思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 例えば、そこに働いている若いお姉さん、会社に勤めてる人ですけれども、その人の預貯金の同意書がないと申請できませんか。答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 規則の中では、担税力については生計を一にする家族の収入、給料その他預貯金を見るということになってますので、その辺は調査させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） 7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 確認します。子どもの預貯金も必要ですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 同一生計を一にする家族のものであれば確認させていただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） よく分かりました。全然、この改正する気持ちがありません。

国保税の滞納は、非常に多くなっています。今年度、退職者合わせて9百いくら、1,000万円近いお金が不納欠損で落ちてます。これというのは、やはり国保税が高くて払えない、こういう世帯が非常に多くなっているからではないでしょうか。で、やっぱり減免制度をもっと受けやすくする。そして、ひいては、この高いところは何なのかということで、もうちょっと他市町村の状況を見てほしいと思います。例えば資産割、これは25市町村で20カ所でもう行ってません。それから、資格証明書の発行は全県で1位です。

こういうふうな国保状況の中で、未だにこの、もしかして不服申請申し立てたら裁判になりかねない、こういうプライバシーの侵害についても何の疑問を持たないということでは、これは当局の考え方としては非常に憂えるべき課題だと思います。いくら話しても尽きませんので、このことはまた今度取り上げたいと思います。

以上です。

2番目でいいですか。

○議長（門脇直樹君） 続けてどうぞ。

○7番（見上政子さん） はい。2項目目の高齢者対策について伺います。

難聴検査は、まあ検診に行えないことも、まあ可能であるがっていうことですが、老人性難聴はやはり誰でも抱える問題ですので、ここにやっぱり町でも一歩踏み出して対策をとっていく必要があるのではないかと思います。介護予防のマニュアルにも改訂版で、社会活動が不活発であることが認知発症のリスクを上げる。これも閉じこもりの要因の一番大きいのは聴力の低下があるってということで、介護予防でも指摘されます。ここで踏み込んで、まあ誰でもが難聴検査を受けられるように、こういうことを考えることができないでしょうか。まあ補聴器コーナーを設けるっていうことは、私はもし検診がそこでできるのであれば、その先生の指導のもとで、補聴器のコーナーもありますよっていうふうなことで一連の流れとしてできたら補聴器コーナーもいいのではないかと。まあ町内にも補聴器を扱ってる店もありますので、そういう意味でも効果があるのではないかと思いますけれども、その高齢者と難聴者に対する対策として、もう一歩何か踏み込んだ町長の考え方はないものではないでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 実際に企業の集団検診とかの部分で、高い音、低い音、右左、それぞれ聞こえる聞こえない、そういう部分の簡単な部分は、あれ医者でなくても事務職員がやったりする例があるのでそれはできるんですが、ただ、今の老人性難聴の場合は、専門医でないと判断できないようなそういう難しい点が多々ありますので、現実に今回、秋田県総合保健事業団に集団検診をお願いせざるを得なくなったのも、その集団検診に同行する医師の確保ができないという能代厚生医療センター側の方の考え方で、そういうところまで医師の確保が難しい状況になっている。そういう形で集団検診そのものをどうやるかっていう問題がある中で、さらにその耳鼻科の専門医もその集団検診に同行させて、そこで今この老人性難聴の相談を受けるとか、その項目に加えるって

というのはこれはやっぱり現実的でないので、そういう場合は、我々みんなかかっていきます。たまたま私まだ耳にきてませんが、ありますので、そういう時にはやっぱり専門医に行ってその部分で判断して、それから補聴器必要な場合、それから必要でない場合もあるそうですので、そういう部分は集団検診ではなく実際の専門医の所でやるべき、そういう内容だというふうなことで答弁させていただきました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 私の認識不足もありますけれども、価格の1割負担というのは町の方で補助ありましたでしたっけか。ちょっとそのことでちょっとお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 補聴器の交付については、聴力の障害者手帳の持参の方が補聴器を購入した場合、1割負担ということになっております。ただし、本人、その家族の中です、納税額が46万以上ある場合は、全額補助しないということで全額負担ということになっております。

申し上げますけれども、聴力障がいがあった方が補聴器を購入した場合、1割負担で購入できるということでありまして。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） それはお医者さんの方で、これは病気であるとして病名がついた場合の保険からの適用で1割負担ってということと解釈します。とすれば、町としてもいろんな手段を講じて、この高齢者難聴、まあ段階がいろいろありますけれども、補助をしていく、そういうことが必要ではないでしょうか。全国的にもかなりこれが広がってるんですけども、例えば補聴器を満身に利用してる人はほとんど2割しかいないそうです。その3カ月くらいかかるんだそうです、耳に慣れるということ、脳の慣れるリハビリをするということで。それを3カ月間、何回も何回も通わなくちゃいけないんですけども、その補聴器を買って、その通うのに無料で補助するとか、それから高額な補聴器ですので、町として何割かを補助するとか。今、各地でやられてますので、町長もうちょっと踏み込んだ何かこの人たちに対する意欲的な考えは持ち合わせておりませんか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私も今、コロナ禍の部分で実際に行ってませんが、町内で100歳を迎えた方にお祝いの賞状とお金を持ってお渡しに行くんですが、すごく元気なんで

すけど、ほとんど共通してるのが耳が聞こえないというふうなそういう形の方がほとんどです。その部分に関しては、施設に入ってる方であれば、その人方はしっかりと本人が私たちの口が見える形、正面からお話ししながら丁寧に何回もお話ししながらそのコミュニケーションをとってるっていうふうなそういう話を聞いております。で、その部分が、だから全ての人が耳が聞こえなくなるから、若い時みたいに聞こえる音を大きくすればいいかっていえば、そういう問題ではないそうなので、その部分についてやっぱり専門医と相談しながらこう対応していく必要があるんだろうと思います。

こう見上議員が、私も知らなかったんですけど、実際に補聴器が慣れるまでそんなだけ時間かかるのであれば、そういう部分も含めて支援するっていう部分についてはなかなか難しいかなというふうな形で思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） まあ様々問題が絡んできます。そのことについて様々の問題があるからということにとらわれずに何か踏み込んだ、これだったらできるというふうな施策を考えてもらいたいなと思ったけども、答弁はありませんでした。

次に、紙おむつのことについてお願いします。

紙おむつについては、手続きが1回やればいって言われましたけれども、なかなかそれも皆さんに周知されてないと思います。私も隣の介護3のおばあさんの息子さんに聞いたら、面倒くさくてやってないっていうふうなことでした。それと、私が突然車から降りてたら走ってきた男性がいて、「是非これを能代のように利用券を出してほしい。いちいちもう行くの面倒くさいから」っていう、能代の利用券の券を見せてもらいました。これも是非八峰町でやってほしいっていうふうなことでした。いろいろ様々できない理由はあると思うんですけども、やっぱり紙おむつの申請とかそういうのは家族の人が行うんですよね。で、その家族の人たちの介護してる家族介護のこれはサービスですので、やりやすいように、能代でやってるような利用券、こういうことも参考にしてやっていくべきではないでしょうか。能代でやってる利用券について、町長考えお聞かせください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まず能代市の部分の利用券以外の部分ですが、今議員のお話の中で、同居している家族、介護していくこと大変、これはよく分かります。その部分に関していろんな部分をサービスしていくっていうことを、町としてもそういう方向で

行きます。ただ、同居している方が、面倒くさいからたった1回の申請来れないとあって、そういうのはやっぱりおかしいと思います。その部分は、そういう方がいない、ひとり暮らしだとか高齢者のみの世帯で運転ができないような方、そういう方々についてはケアマネがついて、その部分相談に乗りながらその人方へのサービスやっています。親と一緒に同居してる子どもさんの部分であれば、そういう部分は是非その部分、役場に月1回来る、申請来る、その部分については頑張っていたきたいなというふうに思います。

能代市のクーポン券の部分については、私もちょっと知らなかったもので、仕組み、よくやってるなって感じで思いましたので、その部分は今後ちょっと調べさせてください。私、今現在はよく中身分かりませんので答弁できません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） これもいろいろ探してホームページを見ましたら、能代のホームページは本当によくできてます。イラストもついて分かりやすく、これだったら安心して利用券を使って、利用券あればできますよっていうふうな、家族に対して大変親切でホームページに載ってます。まあね、先ほど1カ月に1回と言いましたけれども、1カ月に1回、介護する人は働いてる人たちなんですよ。親を見てる人たちは。1カ月に1回、わざわざそのレシート持ってお金をもらいに行くのは大変だというそういう声で私に飛びついてきて、これを何とかやってほしいっていうふうなことだったと思うんです。まあ念のために隣の家の人にも聞いてみましたが、やはりそういう人たちのために、先ほどから言ったとおり様々大変なことがあるのでっていうことではなくて、前向きに考えてもらいたいと思います。

軽作業のことについて伺います。

まあこれも大変、前の加藤町長がいい制度を残してってくれました。65歳以上の本当に1週間に1回、1時間利用できますので、年間通算するとかなりの時間が高齢者の方々のサービス、安心して生活できる、こういう担保をもらったと思います。その人たちが果たしてどのくらい使ってるかといえば、本当に1人4.6回ですか、3.5回ですか、もっともっとこれを広めて、安心して住めるんだよっていうふうなものを発行して、雪かきも心配ないよっていう、そして家の周り、高齢者のひとり暮らしで本当に家の周りが大変な状態になってる人も近くにはいます。で、この人たちも1時間、1週間に1時間頼めば身の回りきれいになるのになというふうなこういうことも考えられます。こう

いう人たちのために、もっともつこの軽作業の普及、そして宣伝、それと利用券を発行する、こういう対策を町長考えませんか。近くに本当にひとり暮らしとか高齢者で、ちょっと助けてあげればできるのになというのを町長は見かけませんか。そのことについてちょっともう一度考えをお聞かせください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 極端な高齢社会が進んでいってる中で起きてきた現象で、昔であれば自分ができた。隣近所に頼めばやってくれた。それができなくなったので、こういうふうな形の事業は私も大変いい事業だと思います。それで、この事業は私が前会長しておりました社会福祉協議会が事務局やっていますので、事業を委託されて、そしてシルバー人材センターの事務局も社協でやっていますから、そこの部分でどういうことが起きてるかは知ってるつもりです。

それで見上議員は、こういうことも、ああいうこともと言いますが、現実のところは雪が大変降った時が大変混み合います。収拾不能になるときもあります。電話が鳴りっぱなしです。で、同じ時期に同じ人が頼んできますから。そこの部分でシルバー人材センターにお願いするんですが、その中でもできない。これからはサービスする側というよりも、実際にその作業をする人の確保の方が大変だというふうに思っています。で、そこの部分は今現在も利用できやすいような形でやって、その現実的には除雪の部分が一番大変で、だから途中で制度改正して1週間に一遍を12月から3月までの間は15回できるようにしたというふうなそういう経緯もありますので、そこの部分については守っていきますし、この後もやっていきますけれども、ただクーポンの部分については、これやっぱりどういう形でやればいいのかというのは非常に難しいなという質問を受けた時の感想なので、そういう部分で難しいというふうなお答えをしました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 高齢者対策は非常に難しいと思います。そのケース、ケースでいろんな事情がありますので。ただやっぱり町としては、この高齢者対策について一つ一つやっぱり今までと違った精査をして、これだったらもっとできる、これだったら前向きに考えられる、こういう施策を是非考えてもらいたいと思います。せっかくいい制度があるので、この制度に対して人が足りないからとかっていうことではなくて、ある制度を有効活用して、足りないものは人材の確保をして行う、こういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

次に、風力発電について言ってもいいですか。

○議長（門脇直樹君） はい、どうぞ。

○7番（見上政子さん） はい。いろいろありました。風力発電については、町長の方は事業者の負担ということで、事業者がやらなくちゃいけない、説明しなくちゃいけないと言われましたけれども、現に八峰町峰浜地区の住民たちは、風車がどこに建ってどのくらいのものが建つっていうのをほとんど認識してないと思います。それはですね、自治会で説明がないと思います。自治会で風力の説明をしているところはほとんどないのではないのでしょうか。自治会からは聞いてない。全く聞いてないっていう集落もあります。それに対してですね、町長やはり、これは私が危険だと言ってるのは、低周波は証明がなくて検証するのは非常に難しいことです。ただやっぱりアンケートとりましたけれども、やっぱり沼田地区では2人の人がはっきりとやっぱり具合が悪いという、私が聞いた1人のほかに、このじいさんも田んぼに行って「具合悪い、もう長く田んぼにいられない」という人がいたんですけれども、やはりその方たち2人がやはり低周波として証明するのは非常に難しいんですが、体調の不良が出てると思います。

それと危険ということに対しては、町長はあんまり何もかも危険でないように思われますけれども、例えば昨日の台風だってね、折れる可能性あるわけですよ、高波とかいろいろなこと。で、一番近い所、松峰園とか住宅地、700m、600mくらいの所も、グループホームの松峰園が656mです、近さが。それから、近い所ではカントリーエレベーター、これは528m、ここはまあほとんどいないんですけれども。松波苑の、まあ松峰園から少し離れてるので、松波苑の方が799m、766mあります。こういうふうな近い所に風車が建つということ自体、それも財産区の土地に建つ、今回の台風みたいに、台風10号っていてもそんなに強い台風では予想したよりもなかったわけですよ。それでもやはりこういうふうな被害が出て。これからどんな気象になるか分かりません。そこに住宅地に近いついていうのは、洋上風力よりもなお危険な風力発電なんです。そこに財産区が絡んで町長が絡んでるということで、もっと責任を持ってもらいたいと思うんですが、もう一度町長の答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） いや、見上議員は台風10号をもうあまり大きくなかったって言いますけど、あれ観測史上初めてすごい台風だと思ってますよ。で、ああいう形の部分で秋田県まで八峰町まで来ることはまずあり得ないので、まあそういう部分では今回ブ

レードが落ちたっていうような話の部分まで、その部分で八峰町に比較するのはどうかというふうな形で思います。

それから、住宅の部分に近いという部分については、何度もお答えしてありますが、今現在に沼田の所にあります。それ以前に能代市にもたくさんありますし、県内には200基以上もあるわけなんです。だからその部分で、今お話になってるようなそういう、まあいろんな所でも、県に聞いてもないし、それから三種町に聞いても能代市に聞いてもそういう苦情が寄せられてないと言うし、その中でどういうふうな判断すればいいかっていえば、私とすればそういう部分で来てないという部分になれば、まあそんなに影響度が高くないだろうというふうな思いでいつも答弁してます。

今、見上さんが2人っておっしゃいましたが、是非教えてください。どういう症状なのか、どういう形でいつからどういうふうになったのかは是非調べさせていただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） まあ今回の台風、ニュースでいろいろ言ってるんですけども、最初は917h P a まで行くんでないかなというふうな予想だったんですけども、それが海水がこうかき回されることによって、これが少しは緩和されたというこういうふうなニュースも流れています。それで、こういう中で鹿児島でそういう事件が起きまし、鹿児島だよ、うん、で起きました。まあそういうことも、今後台風とかどこにどうかかってくるか分からない状態、あらまあ。

○議長（門脇直樹君） これで時間となりましたので、7番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。1時55分より再開いたします。

午後 1時46分 休 憩

.....
午後 1時52分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

1番議員の一般質問を許します。1番水木壽保君。

○1番（水木壽保君） 傍聴の皆様、今日暑い中、最後までよろしく申し上げます。1番、通告により一般質問をさせていただきます。

鳥獣害対策について質問を行います。

日頃より八峰町猟友会には、クマの目撃のあるたび出動し、捕獲やサルの子からの追

い上げや定期的な見回りなど、猟友会の皆様には日頃より感謝申し上げます。昨年はクマに襲われけがをし入院するなどの事故があり、今年も活発に動き回る時期に来ている。県外ではクマの出没情報が新聞に掲載されない日はない。今年には既に、サル捕獲18頭、クマ18頭となっている。昨年、埼玉県飯能市に鳥獣害対策について視察の取り組みを見てまいりましたが、クマ、イノシシ、ニホンジカ、アライグマなどの捕獲が年間200頭とすることで、檻による捕獲でシルバー人材センターに委託し、設置回収をしてもらっている。我が町でも、ハクビシンやアナグマなどが増えているように見える。民家の周りに毎日のように現れ、農作物を食い荒らす被害が増えている。檻を使った捕獲等を増やす考えはないか。

2つ目、河川改修について。

我が町では、ここ4年間、幸いにも大きな水害から逃れている。しかしながら、全国では毎年のように豪雨による水害や土砂災害が発生し多くの人命が奪われているほか、集落が孤立するなど多発している。我が町でも、いつこのようなゲリラ豪雨による災害が発生するか分かりません。今、台風は連続して発生するなど、大雨による孤立集落が発生することも考えられます。川の中には柳が生えている場所も見られます。避難道路やバイパスが必要と考えるが、町長の考えは。

3、ナラ枯れ対策について。

今年は非常にナラ枯れが多く発生しているように見える。今までは里山であったが、今年は水源涵養保安林まで拡大し、個人では伐採できない所まで広がりを見せているが、町の対応はどのようにするのか。町長お願いします。

以上。

○議長（門脇直樹君） ただいまの1番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
森田町長。

○町長（森田新一郎君） 水木議員のご質問にお答えいたします。

最初に、「鳥獣被害について」お答えします。

町では現在、ツキノワグマとニホンザルを檻で捕獲する有害鳥獣として県から許可を得ており、ツキノワグマでは八森地区に5基、峰浜地区に4基の計9基、ニホンザルでは八森地区に6基、峰浜地区に11基の計17基の檻を設置しています。また、今年8月時点における檻による捕獲数は、ツキノワグマが14頭、ニホンザルが5頭となっており、このほか銃器による捕獲と合わせると、ツキノワグマ、ニホンザルそれぞれ18頭となっ

ています。

町では、町民を対象に農作物の有害鳥獣被害対策として、被害防止用の網や追い上げのための花火などを提供していますが、その際の聞き取りでは、ツキノワグマとニホンザル以外にもハクビシンやタヌキ、議員ご指摘のアナグマによる被害を訴える声もありました。

町は現在、20基の檻を所有していますが、17基は既にニホンザル捕獲用として設置済みであります。残り3基については、県知事の許可を得て、アナグマの捕獲に充てることは可能であります。

アナグマを捕獲する檻をさらに増やすことにつきましては、町所有の檻については保管しているスペースに余裕がないこと、また、八森と峰浜の猟友会でそれぞれ5基所有・管理しているツキノワグマ用の檻についても、町と同様に保管場所で苦慮していることから、町も猟友会も檻を増やすことは難しい状況にあります。

このため町としては、農家が設置する電気柵等の購入費用を支援する事業の活用を促したいと考えています。補助率2分の1、上限額10万円ではありますが、今年度は6名の方が申請し、被害軽減に繋がっていると伺っております。また、昨年度から使用し一定の効果が確認された忌避剤について、アナグマにも効果があるか機会を見て試験したいと考えております。

これから実りの秋を迎え、収穫物を目当てに有害鳥獣の活動が活発になるものと考えます。これまで申しあげました有害鳥獣以外にも、イノシシやニホンジカの被害も懸念されています。町といたしましては、先ほどの電気柵の設置に支援する一方で、住宅周辺で有害鳥獣を誘引する放任果樹や収穫しない野菜等の除去を広く町民に呼びかけるとともに、有事の際には、猟友会や警察等関係機関と連携協力しながら、人身被害が発生しないよう迅速に対応してまいります。

2問目の「河川改修について」お答えします。

埜川の氾濫については、平成5年、7年、10年、27年に浸水被害が生じています。特に横内集落においては、平成10年6月に床上浸水が3戸、平成27年7月に床下浸水が2戸ありました。

こうした埜川の氾濫状況を踏まえ、町では、河川管理者である県に、新規事業として早期に埜川の河川改修事業に取り組んでいただくよう、繰り返し要望してまいりました。県では、平成28年度に埜川の一部区間を調査し、平成30年度には、浸水被害を軽減する

治水対策を検討するため、「埴川河道改良計画検討業務」を実施しています。田中橋から河口までの延長2.1kmの区間は改修済みであります。田中橋より上流部の改修に当たっては、まず「工事实施基本計画」を策定する必要があり、検討いただいているところであります。

また、堆積土砂の浚渫や立木の伐採などについては、河川の流下能力を確保するため、状況に応じて県から毎年実施していただいております。障害となる箇所等をお知らせいただければ、優先的に対処いただくよう要望しますのでよろしくお願いいたします。

大信田地区の孤立を防ぐための避難道路としてのバイパス計画については、町としてもその必要性を十分認識しています。これまでも、長年にわたり避難路として有効なルートを探し検討してまいりましたが、計画区間の地権者を確認する段階で、所々に用地の筆界未定や相続関係における所有権移転の未登記、抵当権設定などの要因により用地買収が見込めないことから、事業化できずにいる状況にあります。

このバイパス計画の目的は、埴川の河川沿いに住んでいる住民の生命と財産を守ることです。地元の皆様には地権者情報をお寄せいただくなど、さらなるご協力をお願いいたします。

次に、「ナラ枯れ対策について」のご質問にお答えいたします。

町では平成27年度に、滝の間と本館地区で初めて31本のナラ枯れ被害木が確認されました。その後、被害は年々拡大し、平成29年度には4,246本を確認、昨年度までに被害が確認された本数の合計は9,265本で、八森地区で8,014本、峰浜地区が1,251本となっております。被害の範囲も里山から奥山まで広範囲に及んでおります。

ナラ枯れ被害は、能代山本の全市町で確認されておりますが、本町が突出して多い理由を、県では、能代山本には228万㎡の広葉樹資源があり、そのうち八峰町は約4割の93万㎡を占めていることから被害も多いと分析しております。

また、県では今月上旬にヘリコプターを使って被害の調査を実施しており、年内には調査結果が出るものと思われまます。

ナラ枯れの被害木について、町では、国や県の補助事業を活用し伐倒・くん蒸処理等により対応しており、今年度も八森地区において駆除を行う予定ですが、被害本数が余りにも多いことや、道路もなく機械が入れない場所、急斜面で作業的に危険な場所などが多いこともあって、残念ながら駆除できるのは限定的というのが現状であります。

ナラ枯れ対策については、今後とも国や県の補助事業を活用しながら防除や駆除に努

めるとともに、被害の拡大を未然に防止するため、森林組合等が行う更新伐による高齢ナラ材の積極的な伐採・利用を促してまいります。

また、昨年度より国から交付されている森林環境譲与税をナラ枯れ対策事業に活用できないか県と相談し、被害の拡大防止に繋がる方策の一つとして検討してまいります。

○議長（門脇直樹君） 1番議員、再質問ありませんか。1番水木壽保君。

○1番（水木壽保君） 鳥獣害対策についてですが、なぜハクビシンや小動物を檻で捕獲するかということについてですが、クマ、サルは姿が見えます。ハクビシンなどに寄生するダニは、民家の周りに生息していますので、ダニが密集するというか増えていきます。それによって、今、秋田県では風土病かな、ツツガムシ病とかなりです。前は山へ行ってきた人がなったりしていますけども、これからは里の民家のそばで刺されたりして高熱を上げたりする人が多くなると思うので、檻が必要でないかと思っております。その点、町長はどのように考えていますか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私、ハクビシンに寄生するダニの話、初めて聞きました。勉強不足ですみません。そういう形でツツガムシと繋がるのであれば、これはまず大変な話になりますから、その辺はちょっと勉強させてください。

それとやっぱりアナグマ、ハクビシン、死んだ時しか姿見えません。寝てる間にしか活動しないので。私も町長になる前にトウモロコシ200本以上やってたんですけど、明日採ろうかという時にゴソッとみんなやっついていかれ倒れているので、その部分の怖さは知ってますけれども、アナグマについては、まず電気柵の部分を活用してやってみて、網だけやっても駄目です。もぐられてね、どういう形も駄目ですし、ちょっとした囲いだけでやっても全部引きずり回されて壊されて持ってかれますので、これも駄目なので、まあそういう電気柵の部分と、あとは檻の部分についてもいいんだかもしれないけど、そこの部分についてはまだ調整不足があります。檻の数の問題で確保する部分の問題ありますので。ただ、ハクビシンがツツガムシに繋がるっていう話になれば別問題ですので、それは別途また検討させてください。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。1番水木壽保君。

○1番（水木壽保君） 今、ハクビシンとかダニを言いましたけども、このペットとか犬、猫にも行くので、それから人間に行くので、関西ではそれで亡くなった人もおります。まあ秋田県では風土病なので、その点は病院へ行けばすぐ治ると思いますけども、とい

うことなので今後対応を考えてもらいたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 答弁求めますか。

○1番（水木壽保君） はい。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まず本当に健康被害に繋がるという部分があればこれはちょっと別問題になりますので、その部分については早急にちょっと調べさせてもらいたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。1番水木壽保君。

○1番（水木壽保君） 河川改修についてですけども、毎回質問してるわけですけども、なかなか決まらないうと。職員の皆さんは大変苦勞していると思いますけども、頑張っていると思いますけども、少しでも早くできるように何回か足を運んでいると思います。地域のことでありますので地域で全体を考えてお願いするなどして、早急に災害に被害をなくするようにできる方法を模索してもらえればと思いますけども、その点答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 本当に長年にわたる地域問題、なかなか解決できずに本当申し訳なく思うんですが、まずこの部分については、埴川の氾濫防止、河川改修、まあ氾濫防止すればダブルトラックの避難バイパスいらなくなるんですが、河川改修の部分が先ほど答弁したようにちょっとずつ動いてきてますので、あとは例のあそこの橋ですから、あそこをどうするかが一番問題なんで、まあ河川改修部分については非常に振興局も前向きに考えてくれてますので、徐々に進めていくと思います。

それから、バイパスの部分については、先ほど言ったぐらいの筆界未定のところ、あそこら辺を避けるルートができないか。いわゆるあれよりも南側の方に。せば、そこ水あふれた時に水浸かってしまうんですけど、そこをやるったら工事費かかりかかり増しするんですが、盛土してやる手はないのかなってということまでも今検討してますので、まあ自治会の部分の人方との相談しながらやっていかなきゃいけない問題ですので、その節にはよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。1番水木壽保君。

○1番（水木壽保君） その点、早めに住民が安心して暮らせるようよろしくお願ひして、この件はこれで終わりたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 3問目のナラ枯れ対策について質問ありませんか。1番水木壽保君。

○1番（水木壽保君） ナラ枯れ病ですが、もう10年前かな、私が森林組合の組合長やっていた時にナラ枯れ病が来るよということで、それで最初1年前は石川地区の雑木を伐採したり、あと2年目は埴川地区をやったんですけども、うちの方の山は急斜面しかあとできないということで、それに森林組合の方、白神森林組合も作業班が今いないというか、前からお願いはしてるんです。ナラ枯れ病つけば何にもなくなるので。ただ、まあ薪しかならないということで、一番心配してるのは、私が、だんだん上に上がれば今水道の水源地まで行ってしまうので、それが一番心配しています。それが水がっていうか、水道の水は雨が降らないとたまらないし、木がなくなれば保水力がないということで、この点ものすごく心配してるんですけども、町長はどう思いますか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 確かにナラ枯れが進んでいけば、こう立ってる木が枯れていきますから保水力当然落ちてきます。ただ、ナラ枯れの場合は、年いった木だけがナラ枯れ病にかかります。若い木自体はナラ枯れ病にかからない。まあ昔は炭とかシイタケ栽培の原本に使うとか、まあそういう部分で有効に活用してあったもんだからナラ枯れ病なかったんですけど、今はそういう部分も活用されないままになってますので、こうナラ枯れ病が老木中心にかかっているというのが現状です。水源地に及ぶか及ばないのか、ここら辺はどのくらいかかるのか分かりませんが、ただ現実先ほど申し上げましたように、重機も入れないようなそういうところなものですから、それと急斜面で、もし万が一災害事故が起これば大変な話になるので、なかなか難しい問題で、引き続き県と相談しながら対応していかなければいけないと思います。実際に8割方が峰浜でなくて八森地区の方が多いですね。実際、国道走ってみるとね、こう新緑の時期なのに紅葉みたいな形に見えて分かるんですけど、まあやっぱり何とかしなきゃいけない問題なんですけど、非常に難しいなと思ってます。だからその部分でお金で解決できる部分があればということで、森林環境税をうまく活用できないかなという部分を今、県と相談してます。いずれ何とかしなきゃいけないんですが、これもなかなか難しい問題です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。

○1番（水木壽保君） ありません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問がないようですので、これで1番議員の一般質問を終了します。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、9月11日午後1時より開会します。

これにて散会します。ご苦勞様でした。

午後 2時17分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 11番 皆 川 鉄 也

同 署名議員 1 番 水 木 壽 保

同 署名議員 2 番 山 本 優 人

令和2年9月11日（金曜日）

議事日程第3号

令和2年9月11日（金曜日）午後1時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第60号 令和元年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 議案第61号 令和元年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 議案第62号 令和元年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 議案第63号 令和元年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第64号 令和元年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第65号 令和元年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第66号 令和元年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第67号 令和元年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第68号 令和元年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第69号 令和元年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第70号 令和元年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 請願第 1号 秋田県主要農作物種子条例の制定を求める請願書
- 第14 陳情第 6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

第15 陳情第 7号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める
陳情について

第16 発議第 9号 日米地位協定の抜本的な見直しを求める意見書の提出について

追加日程第1 発議第10号 秋田県主要農作物種子条例の制定を求める意見書の提出に
ついて

追加日程第2 発議第11号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な
悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出につい
て

追加日程第3 発議第12号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を
求める意見書の提出について

第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について

第18 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

出席議員（12人）

1番 水 木 壽 保	2番 山 本 優 人	3番 奈 良 聡 子
4番 腰 山 良 悦	5番 須 藤 正 人	6番 芹 田 正 嗣
7番 見 上 政 子	8番 菊 地 薫	9番 笠 原 吉 範
10番 芦 崎 達 美	11番 皆 川 鉄 也	12番 門 脇 直 樹

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町 長 森 田 新一郎	副 町 長 日 沼 一 之
教 育 長 川 尻 茂 樹	総 務 課 長 和 平 勇 人
税務会計課長 今 井 利 宏	企画財政課長 高 杉 泰 治
福祉保健課長 堀 江 広 智	教 育 次 長 山 本 節 雄
産業振興課長 成 田 拓 也	農林振興課長 浅 田 善 孝
建 設 課 長 石 嶋 勝 比 古	農業委員会事務局長 工 藤 善 美
生涯学習課長 山 本 望	学校給食センター所長 田 村 高 夫
あきた白神体験センター所長 山 内 章	防災まちづくり室長 内 山 直 光
新型コロナウイルス総合対策室長 石 上 義 久	

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高 書 記 船 山 厚 子

午後 1時00分 開 議

○議長（門脇直樹君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、3番奈良聡子さん、4番腰山良悦君、5番須藤正人君の3名を指名します。

お諮りします。本日の議事日程のうち、9月2日の本会議において決算特別委員会に付託となっておりました、日程第2、議案第60号、令和元年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第12、議案第70号、令和元年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定についてまでの議事につきましては、決算特別委員会委員長の報告の後、適宜、八峰町議会会議規則第43条の規定を運用しながら進行してまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認め、お諮りのとおり議事を進行してまいりますのでよろしく願いいたします。

これより令和元年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定及び特別会計歳入歳出決算の審査と結果について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。水木決算特別委員会委員長。

○決算特別委員会委員長（水木壽保君） ご報告いたします。

9月2日の本会議において決算特別委員会に付託となっておりました、令和元年度八峰町一般会計歳入歳出及び特別会計の歳入歳出の認定にかかる審査結果と経過についてご報告いたします。

これら、付託議案につきましては、去る9月3日から本日9日までの9日間にわたり決算特別委員会分科会及び全体会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、議案第60号、令和元年度八峰町一般会計歳入歳出決算、議案第61号、令和元年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算、議案第62号、令和元年度八

峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算、議案第63号、令和元年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については賛成多数で、議案第64号、令和元年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算、議案第65号、令和元年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第66号、令和元年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第67号、令和元年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、議案第68号、令和元年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、議案第69号、令和元年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算、議案第70号、令和元年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算については全会一致で、それぞれ認定するものと決しましたのでご報告いたします。

なお、決算特別委員会から、令和元年度の決算に関する付帯意見を本日文書にて提出いたします。

以上であります。

- 議長（門脇直樹君） 日程第2、議案第60号、令和元年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

- 7番（見上政子さん） 反対討論を行います。

税金の不納欠損が、前年比で町民税、固定資産税が多くなっています。一般会計の合計が100万円を超え、513万2,872円となっています。国民健康保険税も前年比100万円を超え、934万7,308円です。合計すると1,448万180円です。国保税の滞納は、10年も前のものがまだ支払わなければならないような仕組みになっています。全県的には、支払計画が直近から5年になったら時効にしていくやり方です。滞納者は貧困からいつまでも立ち上がられないからです。不納欠損は、多く抱えるよりも税を安く軽くしてやる、これが滞納を減らすことで会計が潤うのではないのでしょうか。例えば国保税は、均等割はせめて赤ちゃんから就学時の子どもまで除く、資産割を課しているのは25市町村の5町村しかありません。高く払えない税よりも、安くして不納欠損を減らす施策が見られません。

それと、議会事務局のタブレットに262万5,900円の費用がかかっています。議長と議員と課長職の皆さんが使用していますけれども、使いこなす、こなさないの問題ではなく、議会告示日には議会に提出する、文書で提出する、こういうことがなければならぬと思うんですが、そのタブレットでさえもこれが告示日までに記載されておりません。

それは6月議会も9月議会もそうでした。今回は50ページ以上も空欄でした。土日が入ったり、事務局と連絡とれなかったりして大変でした。タブレットだからといって気の緩みがあるのではないのでしょうか。画面だけ追っていく今のやり方では、複合的に資料を見るのは大変です。議員としてチェック機能が損なわれると思います。

以上のことから、私は反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この採決は起立で行います。本案について原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第60号は原案のとおり認定されました。

日程第3、議案第61号、令和元年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 国民健康保険事業勘定特別会計に反対をいたします。

資格証明書の発行が15世帯になっています。この世帯は100%窓口負担です。地元の会社に働いていて、どうしても冬期間仕事がなく、失業して払えなくなります。窓口で勧められるのは支払計画ですが、機械的に3万円と言われ、払えないと資格証明書です。持病を持っていて薬を必要としている人は、窓口で月1回1万円以上払わなければなりません。その時、減免申請を勧めることはまずないと思います。持病を持つてる人は出稼ぎにも行けません。憲法25条に触れることから、今、資格証明書の発行は他市町村で極力控えています。八峰町は全県一の発行になってしまいました。家族全員の金融機関調べは、減免申請を受けにくくしています。

こういうことから私は反対します。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この採決は起立で行います。本案について原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(門脇直樹君) 起立多数です。したがって、議案第61号は原案のとおり認定されました。

日程第4、議案第62号、令和元年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番(見上政子さん) 反対をいたします。

介護保険料の普通徴収が195人もいます。うち24人は未納になっています。年金月1万5,000万円未満の高齢者がとても多いということです。この方々は介護保険のサービスをどのくらい受けられるでしょうか。家族介護の援助を軽くするためにも、紙おむつの使用などを提案してますが、これは通りません。

介護保険料の不納欠損は146万円出ています。一人一人の高齢者が安心して生活するためには、家族介護の支援を強めたり、低年金者への援助施策、こういうことがもっと必要だと思いますが、その施策が見られませんので反対をいたします。

○議長(門脇直樹君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この採決は起立で行います。本案について原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(門脇直樹君) 起立多数です。したがって、議案第62号は原案のとおり認定されました。

日程第5、議案第63号、令和元年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番(見上政子さん) 反対討論を行います。

介護保険と同様、普通徴収の保険料は、滞納繰越分保険料の徴収率は60.02%になっています。年金が少なすぎて払えないのか、家族の負担になっているのか、徴収に苦勞していると思われます。この方々の督促料は1万300円、これは免除すべきです。それと延滞金4,100円、これも同じです。こういう人たちから督促料、延滞金は取るべきではないと思います。

75歳以上になれば、どんな健康な人でも病気になるのが通例です。最も医療サービスを必要とするのに、広域連合事業の健康づくり訪問事業、受託事業しかありません。この制度は県一本化になっていますが、基金がどのくらいあるのかなど、その内容は私たちに明らかにされておられません。どんなに年金が少なくとも、高齢者個人から保険料を徴収する、家族の扶養になることは許されない、こういう制度に私は反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この採決は起立で行います。本案について原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第63号は原案のとおり認定されました。

お諮りします。日程第6、議案第64号、令和元年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、議案第65号、令和元年度八峰町宮簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、議案第66号、令和元年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第67号、令和元年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第68号、令和元年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第69号、令和元年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第70号、令和元年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定については、八峰町議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、日程第6、議案第64号、令和

元年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定についてから日程第12、議案第70号、令和元年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定については、一括議題とすることに決定しました。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第64号から議案第70号を一括して採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第64号から議案第70号は原案のとおり認定されました。

以上をもって、令和元年度歳入歳出決算認定に関わる議案については全て認定されました。

日程第13、請願第1号、秋田県主要農作物種子条例の制定を求める請願書についてを議題とします。

本件については、先の6月定例会において教育産業建設常任委員会に付託となり、継続審査となっておりましたので、教育産業建設常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。山本教育産業建設常任委員会委員長。

○教育産業建設常任委員会委員長(山本優人君) 報告いたします。

令和2年6月、八峰町議会定例会において教育産業建設常任委員会に付託となっておりました、秋田県主要農作物種子条例の制定を求める請願書を、9月3日、教育産業建設常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、水稻、麦及び大豆が主要農産物である本県において、県が高品質な種子生産の中心的な役割を果たし、予算及び関係部署の人員体制を恒久的に措置する条例を制定することは必要不可欠であることから、全会一致で採択するものと決定しましたので報告いたします。

○議長(門脇直樹君) 委員長は、しばしお待ちください。

これより請願第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

委員長はお席にお戻りください。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより請願第1号を採決します。この採決は起立で行います。この請願に対する委員長報告は採択とするものです。請願第1号、秋田県主要農作物種子条例の制定を求める請願書についてを採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、請願第1号は採択することに決定されました。

日程第14、陳情第6号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

本件については、本定例会において総務民生常任委員会に付託となっておりましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。水木総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（水木壽保君） ご報告いたします。

9月2日、本会議において総務民生常任委員会に付託となっておりました、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についての陳情を、9月3日、総務民生常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、新型コロナウイルス感染症の拡大が地方財政に与える影響は非常に大きく、地域が実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に維持していくためには、地方税、地方交付税等の一般財源の確保は不可欠であることから、全会一致で採択とするものと決定しましたのでご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） 委員長は、しばしお待ちください。

これより陳情第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

委員長は席にお戻りください。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第6号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は採択とするものです。陳情第6号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(門脇直樹君) 起立多数です。したがって、陳情第6号は採択とすることに決定されました。

日程第15、陳情第7号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める陳情についてを議題とします。

本件については、本定例会において総務民生常任委員会に付託となっておりましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。水木総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長(水木壽保君) ご報告いたします。

9月2日、本会議において総務民生常任委員会に付託となっておりました、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める陳情を、9月3日、総務民生常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、加齢性難聴者が補聴器を利用することで安心して社会生活を送ることは、難聴者本人はもとより地域においても重要なことであり、公的補助制度の創設は必要と判断されることから、全会一致で採択することに決定いたしましたのご報告いたします。

○議長(門脇直樹君) 委員長は、しばしお待ちください。

これより陳情第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

委員長は席にお戻りください。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第7号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は採択とするものです。陳情第7号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める陳情についてを採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(門脇直樹君) 起立多数です。したがって、陳情第7号は採択とすることに決定されました。

日程第16、発議第9号、日米地位協定の抜本的な見直しを求める意見書の提出についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時27分 休 憩

.....
午後 1時30分 再 開

○議長(門脇直樹君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま配信しました追加議案日程表のとおり、案件が提出されております。これを日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、発議第10号、秋田県主要農作物種子条例の制定を求める意見書の提出についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

追加日程第2、発議第11号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

追加日程第3、発議第12号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第17、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、八峰町議会会議規則第74条の規定により、次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第18、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、八峰町議会委員会条例第2条に規定する所管事項について、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和2年9月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午後 1時35分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 3 番 奈 良 聡 子

同 署名議員 4 番 腰 山 良 悦

同 署名議員 5 番 須 藤 正 人